

包括外部監査結果報告書

令和2年度

新潟市

新潟市包括外部監査人
弁護士 今井慶貴

【目 次】

第1部	包括外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件	1
第3	特定の事件の選定理由	1
第4	外部監査の対象及び監査方法	2
第5	外部監査の実施時期	3
第6	外部監査人補助者の職・氏名	5
第7	外部監査人と選任した特定事件との利害関係	5
第2部	新潟市の農業の現状	6
第1	統計からみた新潟市の農業	6
第2	新潟市農業構想	18
第3	新潟市の農業関係機構	28
第4	新潟市の農業関係の例規等	36
第5	新潟市の農業関係支出	39
第3部	個別事業の監査結果	45
第1	農林政策課	46
第2	農業活性化研究センター	107
第3	農村整備・水産課	116
第4	中央卸売市場	153

第5	ニューフードバレー特区課	169
第6	食と花の推進課	182
第7	北区役所	218
第8	江南区役所（東区役所・中央区役所）	221
第9	秋葉区役所	226
第10	南区役所	232
第11	西区役所	235
第12	西蒲区役所	240
第4部	監査の結果及び意見	244
第1	包括外部監査の結果	244
第2	総括的意見	249

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 に基づく包括外部監査である。

第 2 選定した特定の事件

農業政策に関する事務の執行について

第 3 特定の事件の選定理由

近年の国内農業を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の流れの中において、農産物価格の下落や農業者の高齢化・後継者不足、耕作放棄地の増加等の厳しい状況にある。

そうした中で、新潟市は、政令指定都市でありながら、市町村として日本一の水田面積を誇る全国有数の大農業都市であり、米、野菜、果樹、花卉などの全国に誇れる高品質な農産物が生産されているだけでなく、米菓や酒などの食品関連産業も発達している。

また、新潟市域の 25%は海拔ゼロメートル以下の低平地であり、これらの農業生産を支えるため排水機場などの農業水利施設が 24 時間稼働し、農村のみならず、都市における安心・安全な生活を守る重要な役割を果たしており、農業とそれに関連した産業、生産物、風景は、新潟市民にとって身近なものとして、都市のアイデンティティの一部を形成しているといえる。

さらに、新潟市は、平成 26 年 5 月に大規模農業の改革拠点として国家戦略特区に指定され、規制緩和を活用した法人等による営農、6 次産業化などのほか、

I C Tの活用によるスマート農業推進の拠点として、全国でも先進的な取り組みがなされている。

こうした背景のもと、新潟市は、平成 27 年度から令和 4 年度までを構想期間とした「新潟市農業構想」を策定し、「新潟市農業及び農村の振興に関する条例」の基本理念に基づき、産学官民の協働によって、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「笑顔あふれ 明日を拓く大農業都市」を目指して、構想実現に向けた各種施策が展開されてきている。

令和元年度一般会計予算（当初予算）における農林水産業費は約 66.9 億円であり、歳出全体（約 3,922 億円）に占める割合は約 1.7%を占めるにとどまるが、上記した新潟市にとっての農業の重要性に鑑みると、農業政策に関する事務の執行が適法かつ有効・適切になされているかを包括外部監査人の立場から検証することは、市民にとって有意義なことであると考えた。

以上の理由で、「農業政策に関する事務の執行について」を特定の事件として選定した。

第 4 外部監査の対象及び監査方法

1 監査の対象

新潟市農林水産部及び各区役所における農業政策全般

2 監査対象期間

令和元年度

但し、必要がある場合は、上記以外の年度も対象とする。

3 監査の要点

- (1) 「新潟市農業構想」で掲げた基本方針にかかる各数値目標の達成状況はどう

か。また、市はその要因をどのように捉えているか。

- (2) 各事務事業は、「新潟市農業構想」の目標数値の達成に向けた、経済的、効率的、有効なものとなっているか。とりわけ、各事務事業についての成果指標の設定及び検証が適切に実施されているか。
- (3) 各事務事業は、法令・条例・規則・要綱等を遵守して行われているか。とりわけ、補助金・負担金の交付や委託・請負等の契約関係における合規性等に問題はないか。
- (4) 新潟市の農産品の流通拡大や認知度向上のための事務事業は、有効・適切に行われているか。
- (5) 新潟市の農業政策について、農業関係者以外の市民の理解を得られるような取組みが十分になされているか。

第5 外部監査の実施時期

1 包括外部監査契約の締結

令和2年4月1日に包括外部監査契約を締結した。

2 外部監査人補助者の選任

同年4月13日に包括外部監査人から公認会計士1名、弁護士2名の補助者の選任についての協議を監査委員に申し入れ、同月27日に監査委員から協議成立の通知を受けた。同年5月7日より監査業務に補助者として従事している。

3 監査実施通知書の提出

包括外部監査人において特定の事件を選定したうえで、同年5月25日に市長及び監査委員宛に監査実施通知書を提出した。

また、同年6月10日に市長に口頭にてテーマ報告を行った。

4 外部監査の実施

(1) 新潟市発行の農業関係の基本資料（＊）を閲読した。

- ＊ 「新潟市の農林水産業」（平成 31 年 4 月版及び令和 2 年 4 月版）
「新潟市農業構想」
「新潟市革新的農業実践特区」

(2) 農林水産部の全体ヒアリングを実施し、「令和元年度当初予算事業説明書」に基づき、主要事業の概要説明を受け、質疑応答を行った（同年 6 月 18 日）。

(3) 農林水産部各課及び各区役所の事業概要について、予算・決算関係の資料に基づきヒアリングを受けるとともに、主要事業について書類監査及び担当者との質疑応答を実施した（同年 7 月 29 日から同年 12 月 10 日までの間）。

なお、農林政策課及び農村整備・水産課の所管する事務事業には、各区役所が実務（契約事務や補助金申請受付事務等）を行い、本庁では各種とりまとめ（県へのとりまとめ…国・県の補助事業等、予算要求等のとりまとめ…市単独事業）や予算の再配当や支払事務等しか行っていないものが多数みられた。そのため、本庁のみの監査では足りないものの、全ての区役所分を監査することは時間的に困難であったため、抽出調査として、江南区役所及び秋葉区役所を訪問して監査を実施した。

(4) 上記のほか、農業法人関係者へのヒアリングを実施（同年 8 月 19 日）したほか、随時、農業関連の文献調査を実施した。

5 外部監査報告書の作成

(1) 中間報告

同年 12 月 4 日に包括外部監査人より監査委員にそれまでの監査状況を中間報告の形で文書及び口頭にて報告した。

(2) 報告書の作成

包括外部監査人及び補助者において分担して報告書を作成し、同年 12 月 22 日に報告書原案を監査委員事務局宛に提出し、その後、監査対象部署の意見等を踏まえて本報告書を完成させた。

第 6 外部監査人補助者の職・氏名

公認会計士 酒井 真人

弁護士 朝妻 太郎

弁護士 鈴木 孝規

第 7 外部監査人と選任した特定事件との利害関係

包括外部監査人と 3 名の補助者は、いずれも本監査で選定された特定事件について、地方自治法 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

第2部 新潟市の農業の現状

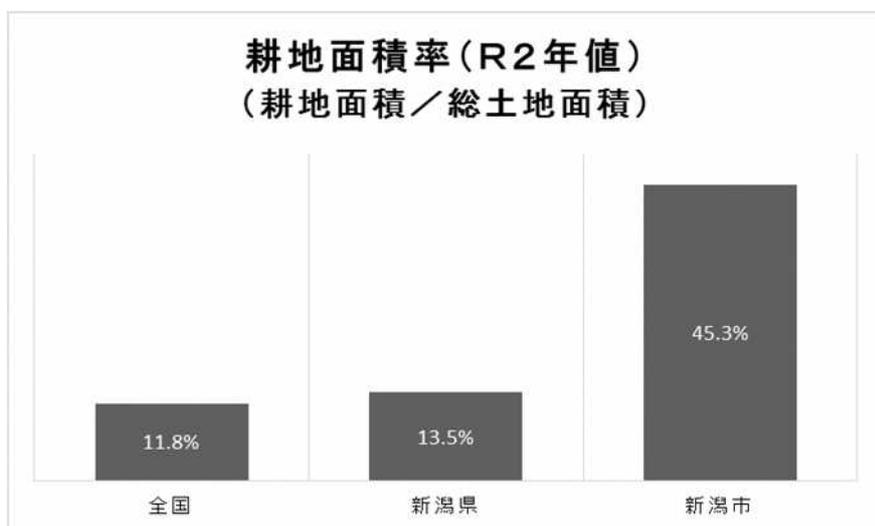
第1 統計からみた新潟市の農業

* 各グラフは、外部監査人が以下の各資料に掲載のデータを参照して作成した。

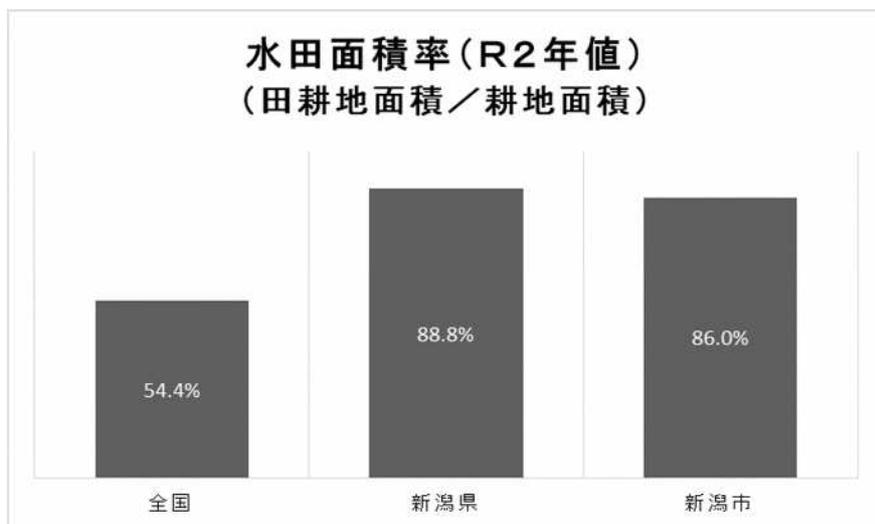
「農林水産省 Web サイト わがマチ・わがムラ」「新潟市の農林水産業（令和2年4月版）」

1 耕地面積

【グラフ1】

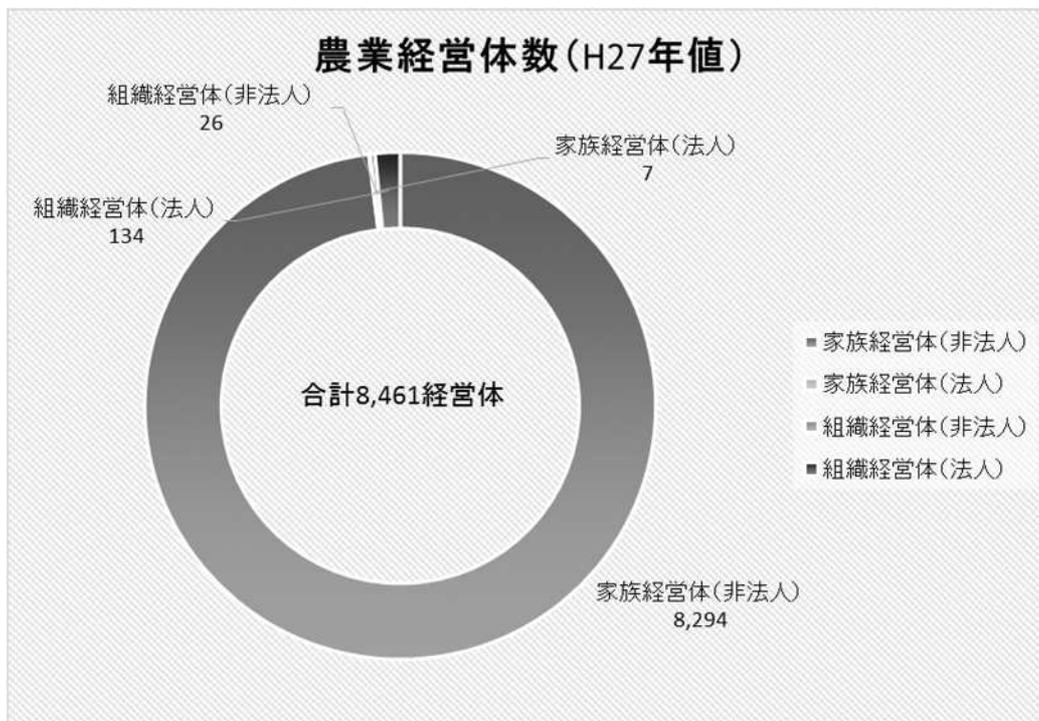


【グラフ2】



2 農業の担い手

【グラフ3】

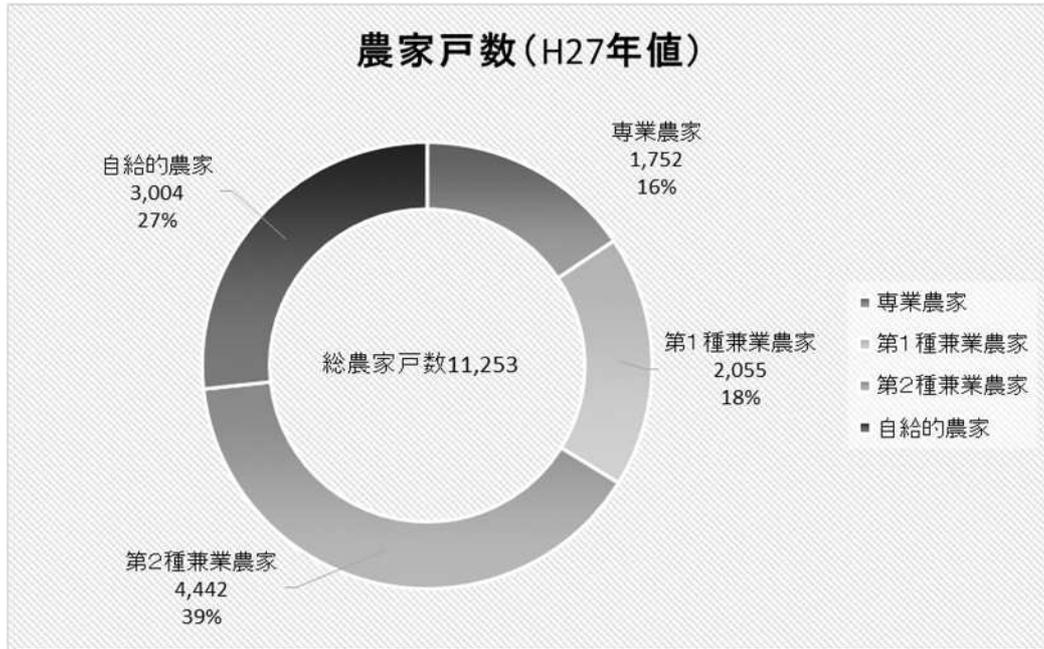


* 農業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15 a、②施設野菜栽培面積 350 m²、③果樹栽培面積 10 a、④露地花き栽培面積 10 a、⑤施設花き栽培面積 250 m²、⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭、⑦肥育牛飼養頭数 1 頭、⑧豚飼養頭数 15 頭、⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽、⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽、⑪その他調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

【グラフ4】



* 農家

経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

* 自給的農家

経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

* 専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。）が1人もいない農家をいう。

* 第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

* 第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

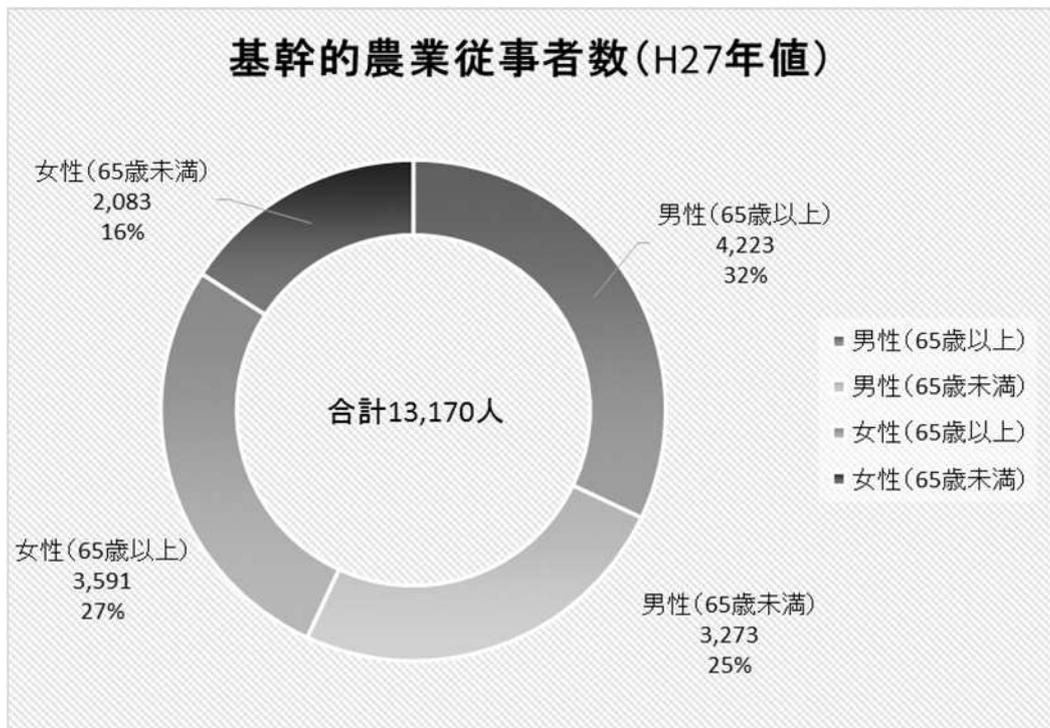
【コメント】

農家戸数は、平成 17 年が 13,797 戸、平成 22 年が 12,690 戸、平成 27 年が 11,253 戸であり、10 年間で約 19.4%減少している。

平成 22 年から平成 27 年の比較では、第 2 種兼業農家は約 17.1%減少し、離農の傾向であるが、総農家に占める専業農家の割合は 1.5 ポイント増加し、専業化の傾向が見られる。

なお、新潟市全体の新規就農者数は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間で 70 名（内訳①：男性 56 名、女性 14 名、内訳②：農家出身 40 名、非農家出身 30 名、内訳③：就農 25 名、法人等就業 45 名）となっている。

【グラフ 5】



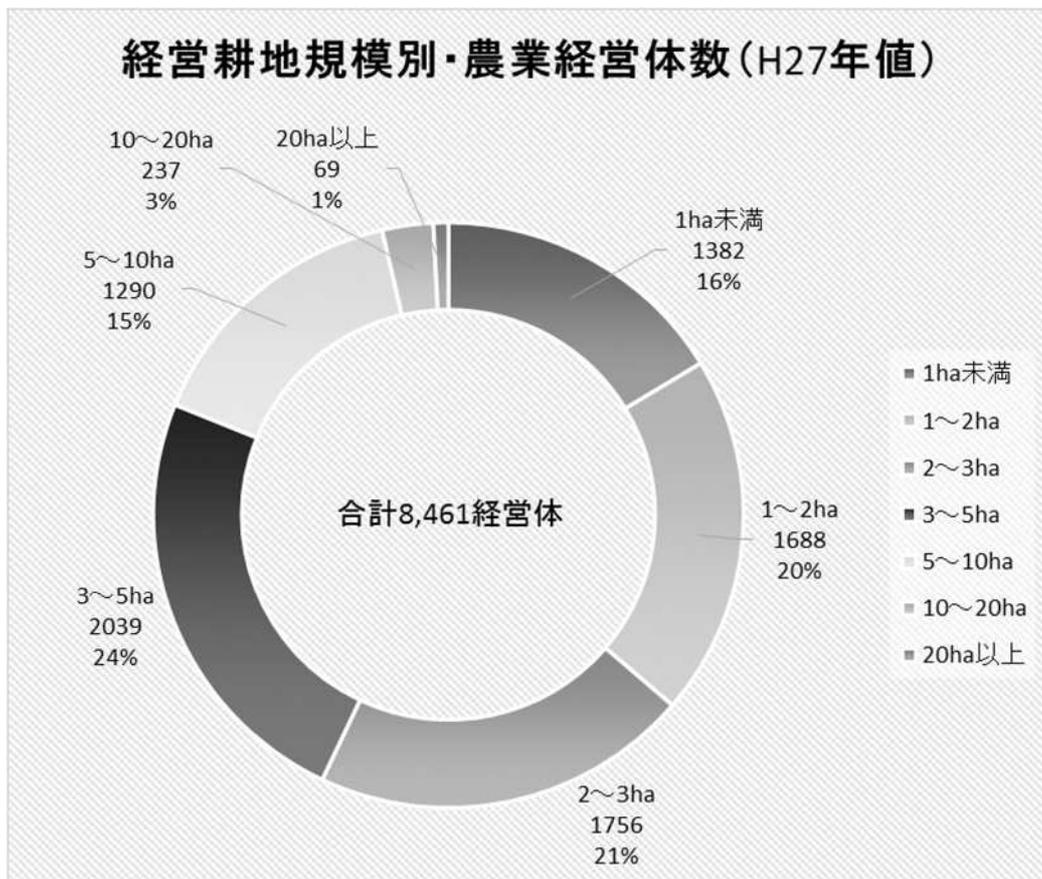
* 基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

【コメント】

基幹的農業従事者に占める 65 歳以上の者は約 59%であり、高齢化が進行している傾向が見られる。

【グラフ6】



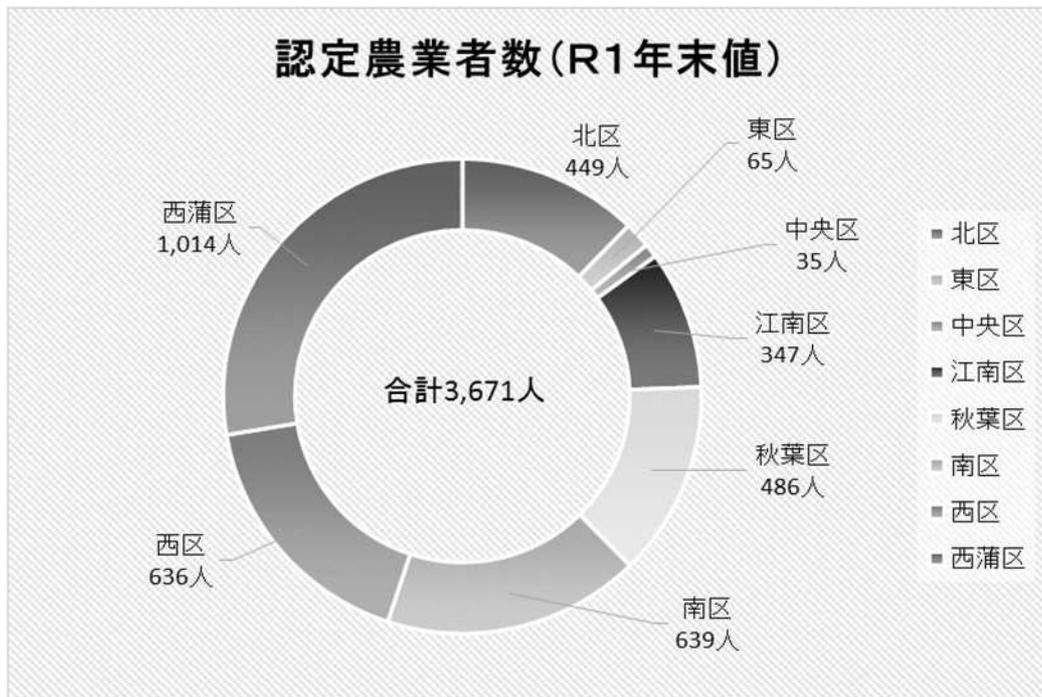
* 経営耕地面積

農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計

【コメント】

経営規模を拡大する傾向が見られる。

【グラフ7】



* 認定農業者制度

「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村（区域を超える場合は都道府県や国）が認定し、農用地の利用集積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度（平成5年に農業経営基盤強化促進法において創設）。

認定を受けようとする者は、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した「農業経営改善計画」を作成し、農業経営を営む区域の市町村等に申請する。

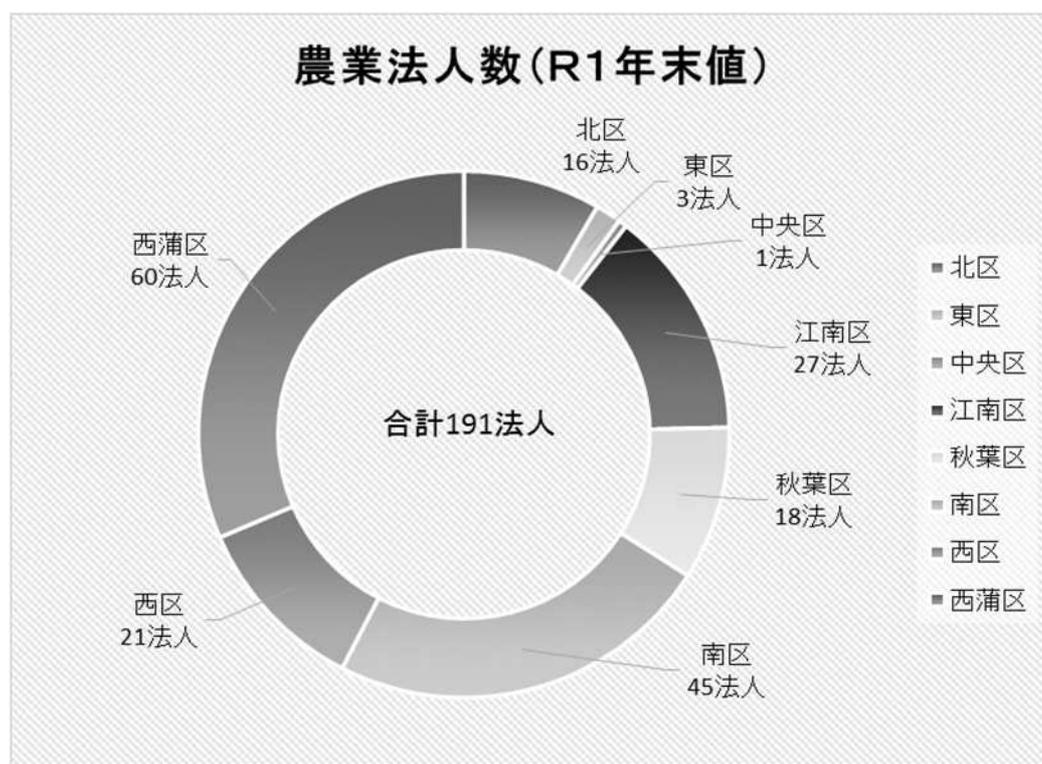
経営改善計画の記載内容は、①所得と労働時間（年間所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）、②経営規模（作付面積、飼養頭数、農畜産物の加工・販売その他関連・附

帯事業の売上げ等の現状と目標)、③生産方式の合理化(機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等)、④経営管理の合理化(簿記記帳の会計処理等)、⑤農業従事の態様の改善(就業規則の整備等)等である。

認定要件は、①市町村基本構想で定められた目標との整合(目標所得を目指すものとなっているかどうか)、②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか、③達成見込みである。

認定農業者となると、各種支援措置を受けることができる。具体的には、①経営所得対策、②融資、③補助金、④税制、⑤農業者年金等で支援される対象となりうる。

【グラフ8】



* 農業法人

法人形態によって農業を営む法人の総称であり、法的に定められた名称ではない。

新潟市の令和元年末現在の農業法人数は、合計 191 法人(内訳: 株式会社 74、有限会社

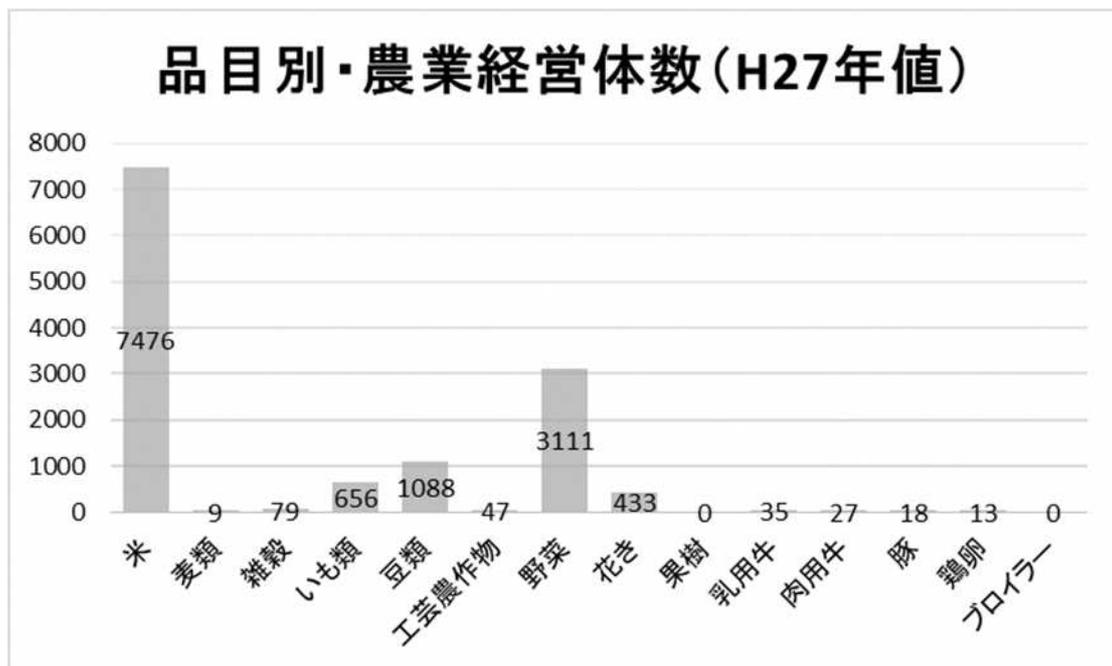
66、農事組合法人 48、合資会社・NPOが 3) である。

* 農地所有適格法人

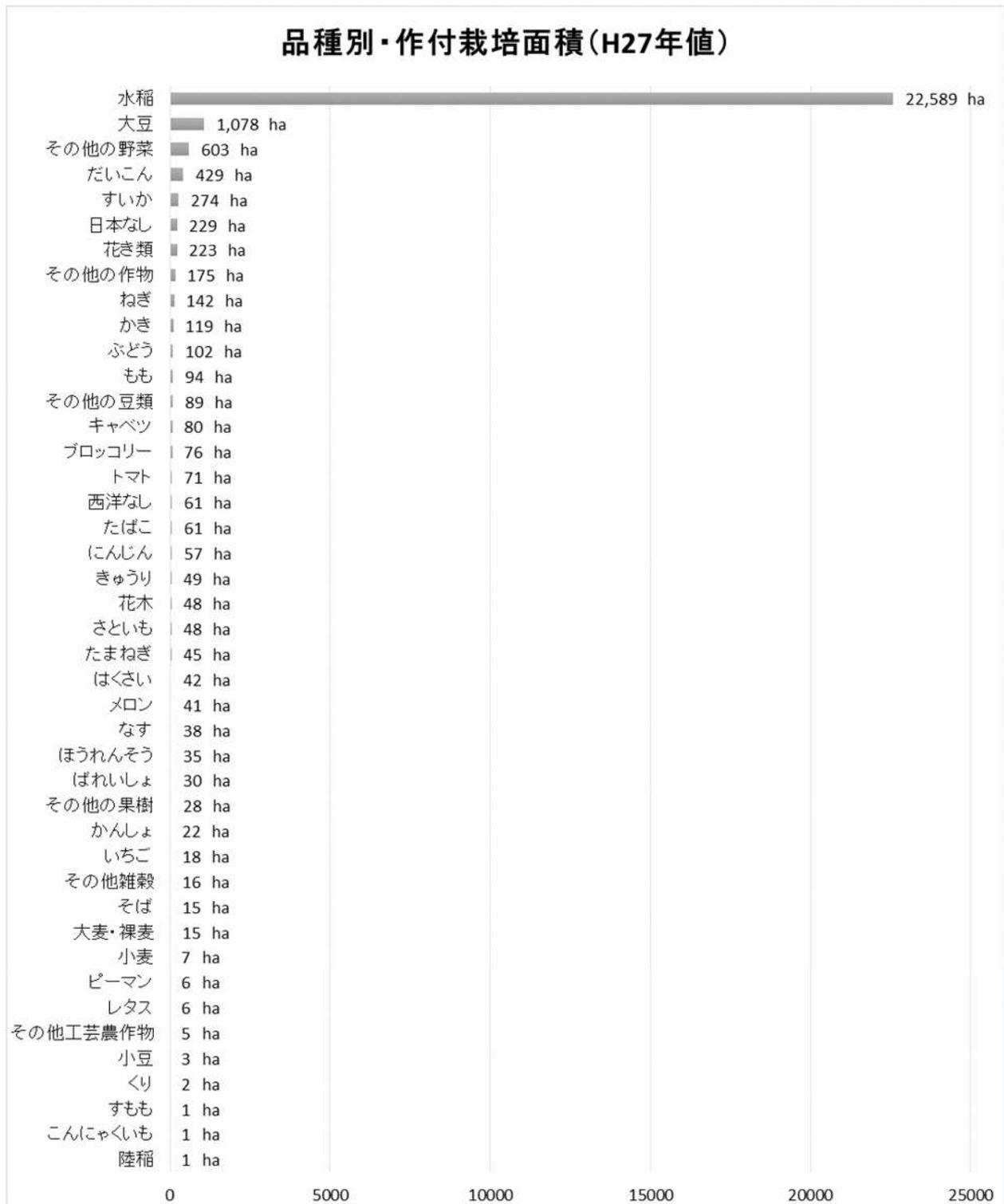
農業法人のなかで、農地法 2 条 3 項の要件に適合し、「農業経営を行うために農地を取得できる」農業法人をいう。①法人形態要件、②事業要件、③議決権要件、④役員要件の各要件を充たす必要がある。農地を利用しない農業を営む場合や農地を借りて農業を営む場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要はない。

3 農業生産

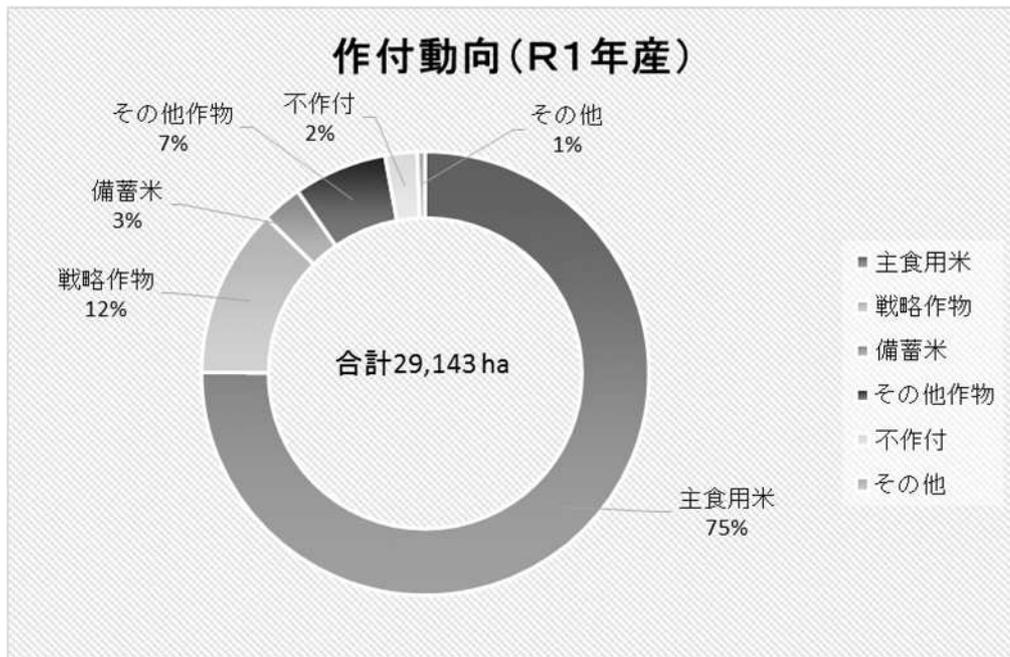
【グラフ 9】



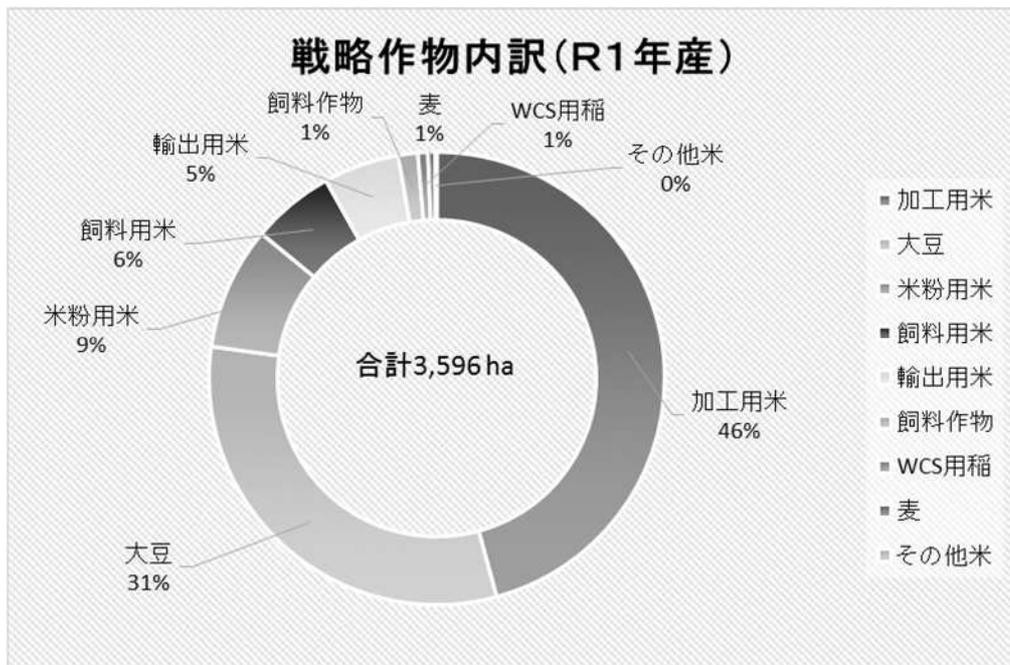
【グラフ 10】



【グラフ 11】



【グラフ 12】



*** 米の生産調整の実施**

平成 30 年度から新たな米政策（減反廃止）が始まり、集荷業者や農業者が自らの判断にお

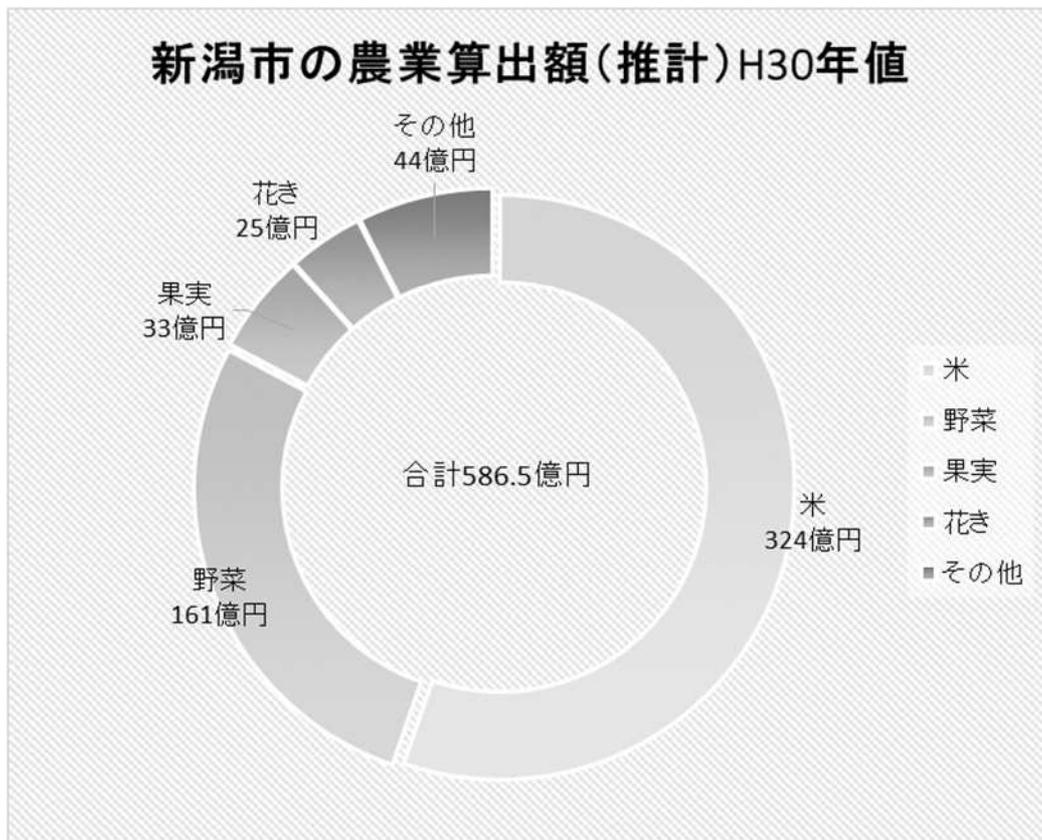
いて生産を行うことになったが、新潟市及び市内6つの地域農業再生協議会では、引き続き需要に応じた生産を実施すべく、全農業者に生産調整方針作成者（JA等）名で生産目安数値の通知を実施している。

生産目安数値の通知の流れは、①新潟市は、県全体の生産目標の市町村別内訳として示された数値を各協議会管内の水稲作付可能面積でシェア割し、各協議会に提示を行う。②各協議会は、各方針作成者に、方針参加する農業者に応じた生産目安数値を提示する。③方針作成者は、自らの販売計画・実績を反映した上で、方針参加する農業者に方針作成者名で通知を行う。

*** W C S（稲発酵粗飼料＝ホールクロップサイレージ）**

稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料であり、水田の有効活用や食料自給率向上に貢献するとされる。

【グラフ13】



* 農林業センサス

農林業センサスは、日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査である。

2020年農林業センサス（令和2年2月1日現在の数値）については、令和2年11月27日に農林水産省で概数値（速報）が公表された。都道府県別の数値のみであり、市町村別の数値は公表されていない（既に紹介した新潟市の数値について、平成27年の数値が多いのは2015年農林業センサスの結果によるため）。確定した詳細な数値は令和3年3月以降に公表される予定である。

農林水産省のWebサイトでは、全国的な調査結果の概要を「農業経営体の減少が続く中で、法人化や規模拡大の進展が継続」と総括して紹介している。

また、新潟県のWebサイトでは、新潟県の数値の概要について、「農業就業者は43,503経営体で、前回に比べ12,611経営体(22.5%)減少しました。」と紹介している。

新潟市の傾向としても、同様の農業経営体の減少が続く中で、法人化や規模拡大の進展が継続しているものと考えられる。

第2 新潟市農業構想

1 策定の趣旨

「新潟市農業構想」は、「新潟市農業及び農村の振興に関する条例」に示された基本理念に基づき、産学官民の協働によって、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

* 新潟市農業及び農村の振興に関する条例の基本理念

<食料> ・安心で安全な農産物の安定的な生産

・地場農産物の地域内の流通及び消費の促進

<農業> ・農地・農業用水等の農業資源及び多様な担い手の確保とこれらの効率的な組み合わせ

・自然環境と調和した持続的な農業の発展

<農村> ・良好な景観の形成、洪水の防止、生態系の保全等の多面的機能の維持

・農産物の生産、生活及び地域活動が共存する場として整備、保全

2 構想の期間

平成27年度から令和4年度まで

3 農業・農村の将来像

田園型政令市のイメージである「食と花の都」を継承し、5つの基本方針のもと、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」におけるニューフードバレー構想や12次産業化の取組みと連携しながら「笑顔あふれ 明日を拓く大農業都市」を目指している。

4 5つの基本方針（25の施策）

基本方針1 競争力ある食と花の確立

サブテーマ1：売れる米づくり

施策1 販売力のある主食用米づくり

施策2 水田フル活用の促進

施策3 低コストな米づくり

サブテーマ2：消費者の期待に応える食と花の確立

施策4 品質の確保された農畜産物の生産

施策5 安定した生産量の確保

施策6 新たな品目・品種への取り組み

サブテーマ3：食料基地からの発信

施策7 地産地消の推進

施策8 ブランド化の推進

施策9 国内の販路拡大・輸出の促進

基本方針2 意欲ある多様な担い手の確保・育成

施策10 新規就農者・農業生産法人等の確保・育成

施策11 農業経営の確立

施策12 農家の連携の強化

施策13 女性農業者への支援

基本方針3 力強い農業生産基盤等の整備・保全

サブテーマ1：優良農地の確保

施策14 農地の保全・活用

施策15 優良農地の整備促進

サブテーマ 2：農業水利施設の整備・保全管理

施策 16 施設老朽化に対する効率的な保全対策

施策 17 低平地を支える農業農村整備の推進

基本方針 4 魅力ある田園環境の創出

サブテーマ 1：環境にやさしい農業の推進

施策 18 環境保全型農業の推進

施策 19 環境に配慮した整備の推進

施策 20 資源循環型社会の形成

サブテーマ 2：多面的機能のさらなる発揮

施策 21 防災機能の向上

施策 22 魅力ある田園集落づくりの推進

基本方針 5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり

施策 23 食育・花育の推進

施策 24 農村・都市交流の推進

施策 25 教育ファームの推進

5 構想における目標指標と達成状況

基本方針 1 競争力ある食と花の確立

指標① 水稲作付面積

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
24,500ha	24,932ha	24,967ha	24,884ha	25,011ha	25,076ha	24,500ha

【コメント】

平成 30 年度から新たな米政策（減反廃止）が始まり、農業者が自らの判断

において生産を行うことになったが、地域農業再生協議会を通じた生産調整方針作成者（JA等）名での生産目安数値の通知や、「元気な農業応援事業」による加工用米・米粉用米・酒造好適米・輸出用米への支援、園芸生産の支援により、概ね現状維持が図られている。

もともと、目標値からはなお500ha程度の乖離があり、令和4年度の目標達成は容易な状況ではない。

指標② うるち米一等米比率

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
78.10%	81.10%	86.70%	85.80%	78.80%	37.20%	90%

【コメント】

令和元年度は、フェーン現象による記録的猛暑により著しい品質低下となったが、令和2年度の一等米比率は70%台に回復した。

なお、等級（1～3等、規格外）は米の「見た目」の評価であり、食味との関連は薄い。近年は選別や検査機器の精度が向上していることや、流通ルートの多様化により見た目よりも食味や農薬使用の有無を重視するニーズが増加していること等から、規格基準や検査方法等の合理化・簡素化を求める声もあるが、現状では価格に影響がある以上、一等米比率の維持は軽視できない。

食味の指標の参考となるものとしては、一般社団法人日本穀物検定協会が公益事業として毎年実施している銘柄米の食味ランキング（特A、A、A'、B、B'）がある。

指標③ 学校給食における地場農産物（野菜・果物・きのこ）の利用割合

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
25.20%	26.47%	26.82%	26.69%	25.87%	25.16%	30%

【コメント】

地場農産物の価格の高騰、給食現場での給食費の増額傾向から、限られた給食費から地場農産物に限定せずに食材を確保しなければならず、利用割合は頭打ちの傾向にある。

現状において、将来目標の達成は難しい状況にある。

指標⑬ 新たな園芸産地の形成

平成30年度 見直し時	平成27年度 実績	令和4年度 将来目標
累計3産地	累計7産地	累計12産地

【コメント】

平成30年度見直し時に指標として追加された。

米中心の生産体制から園芸作物の導入による複合経営を推進するために、「元気な農業応援事業（新たな産地づくり支援）」で国及び県補助事業への上乗せ補助を行い、新たな園芸産地の形成を目指しているということであり、成果を期待したい。

基本方針2 意欲ある多様な担い手の確保・育成

指標④ 認定農業者への農地集積率

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
54.29%	63.20%	64.90%	65.80%	67.49%	68.20%	85%

【コメント】

各地域単位で「人・農地プラン」による話し合いをし、「農地中間管理事業」を進めた結果、認定農業者への農地集積率は着実に向上している。

もともと、将来目標との乖離は大きく達成は困難である。この数値については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しと合わせて精査するということである。

指標⑤ 新規就農者数（年間確保数）

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
66人	62人	67人	69人	74人	70人	70人/年

【コメント】

「農業次世代人材投資事業」（国事業）による新規就農者への営農資金の補てんや「新規就農者確保・育成促進事業」（市事業）による就農先法人への研修費の一部助成、アグリパークによる就農相談や研修などの施策により、概ね70人/年の目標は達成できている。

とはいえ、離農者数はその約10倍という状況であり、さらに充実した施策の展開が期待される。この数値についても、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しと合わせて精査するということである。

基本方針3 力強い農業生産基盤等の整備・保全

指標⑥ 市管理農業用排水機場の長寿命化対策工事の実施数

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
0機場	0機場	3機場	4機場	6機場	6機場	10機場

【コメント】

令和4年度の目標達成には及ばなさそうである。担当課によれば、国、県及び関係土地改良区と現地確認及び意見交換を行い、計画的に対策工事を実施したいとのことである。

指標⑦ ほ場整備率

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
48.90%	50.30%	50.60%	50.80%	51.00%	51.50%	60%

【コメント】

ほ場整備率は、毎年0コンマ数パーセントの比率で増加しているが、令和4

年度の目標達成は困難な状況である。従来、新潟市は、低平地であるという地理的特性から、用排水路や排水機場の整備が優先され、ほ場整備は遅れがちであった（新潟市のほ場整備率は、新潟県全体の 63.5%〔平成 31 年 3 月末値〕、全国の 65.9%〔平成 30 年 3 月末値〕に比較しても著しく低い。）。

しかしながら、農地の大区画化に伴う機械化による生産性向上や、畑作化・汎用化（通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田に排水路や暗きよを整備して水はけを良くすること）による高収益作物の栽培を実現するためには、ほ場整備の推進は欠かせない。他方で、ほ場整備の前提となる集落の合意形成に際してのハードルとして、換地による農地の移動や農業者の費用負担の問題がある。

担当課によれば、新潟市は、ほ場整備の実施主体である県及び実務を担当する各土地改良区を支援するという立場であるため、イニシアチブは取りにくいものの、「ほ場整備促進活動費補助金」の活用や積極的に地区に出向いて説明会を開催し上記メリットのPR等を行うことで、事業実施を促していくということである。

基本方針 4 魅力ある田園環境の創出

指標⑧ 多面的機能支払の取り組み率

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
62.50%	85.60%	86.10%	87.40%	87.70%	87.40%	95%

【コメント】

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しているが、農業者の高齢化や担い手不足により、多面的機能の発揮に支障が生じつつある。「多面的機能支払交付金事業」（国事業）は、地域資源の適切な保全管理や多面的機能を維持・発揮するための地域の共同活動に対して支援を行うものである。

上記の取組率は、農用地面積に対する農地維持支払交付金の交付対象面積のカバー率であるが、令和元年度の全国平均が 55%であることから、新潟市は非常に高い率であるといえる。

もともと、ここに来て頭打ち感があることから、令和 4 年度の将来目標の達成は容易ではない。5 年間という期間の縛りや事務負担の面がハードルになっている。担当課によれば、取組みがなされていないのは井戸水を利用する砂丘地などが目立つようであるが、今後も取組率向上に向けて、活動組織にかかる事務量の負担軽減を目指した広域化の促進や、事業の普及啓発を図り、土地改良区とともに活動していくとのことである。

指標⑨ 主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を 5 割以上削減した栽培面積の割合

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
34.40%	35.64%	35.91%	35.44%	30.40%	26.44%	50%

【コメント】

担当課の評価によれば、平成 30 年において米の需給調整に関する制度の大幅な変更が影響し、主食用米作付面積が増大し、5 割減農薬・減化学肥料農産物作付面積が減少したということである。

新潟県内で、農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を慣行栽培の概ね 5 割以下に削減して栽培された農産物を、県が特別栽培農産物として認証する制度(新潟県特別栽培農産物)があるが、新潟市内での認証件数や面積は近年減少傾向が続いている。支援事業の周知に努めるとともに、農業者の環境意識の向上に向けた取組みも必要と思われる。

指標⑩ 田んぼダムの面積

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
5,000ha	5,051ha	5,215ha	5,555ha	5,979ha	5,992ha	6,500ha

【コメント】

「田んぼダム」とは、田んぼの貯水機能を有効利用し、大雨時に一次的に水を貯めることで洪水被害を軽減する取組みである。

田んぼダムの面積は増加しているが、増加幅は減少しており、将来目標の達成には距離感がある。担当課としては、これまで行ってきた効果検証を活用し、下流域のためになることをより可視化して普及・啓発を図り、多面的機能支払交付金事業を活用して、さらなる取組面積の拡大に努めたいとのことである。

基本方針5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり

指標⑪ 農業サポーターの活動人数（延べ活動日数）

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
延4,621日	延5,715日	延5,625日	延5,622日	延3,137日	延3,671日	延6,500日

【コメント】

「農業サポーター制度」は、生産者と消費者との交流と相互理解の構築を図るため、市民が農業サポーターとして登録し、農家の農作業をボランティアで手伝う制度であり、新潟市では平成19年度から実施されている。

毎年多くの市民が活動をしているが、将来目標の数値とは相当に乖離がある。そもそもこのような制度があることを知っている市民は多くないのではないかとと思われる。担当課としては、農業サポーターの継続的な活動を支援しながら、受け入れ農家の自主的運営を促すとともに、事業の周知を図り、新たなサポーターの拡大に努め、都市住民への農業理解を深めたいとのことである。

指標⑫ 教育ファーム（農業体験学習）取り組み小学校割合

平成25年度 構想策定時	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和4年度 将来目標
86.70%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

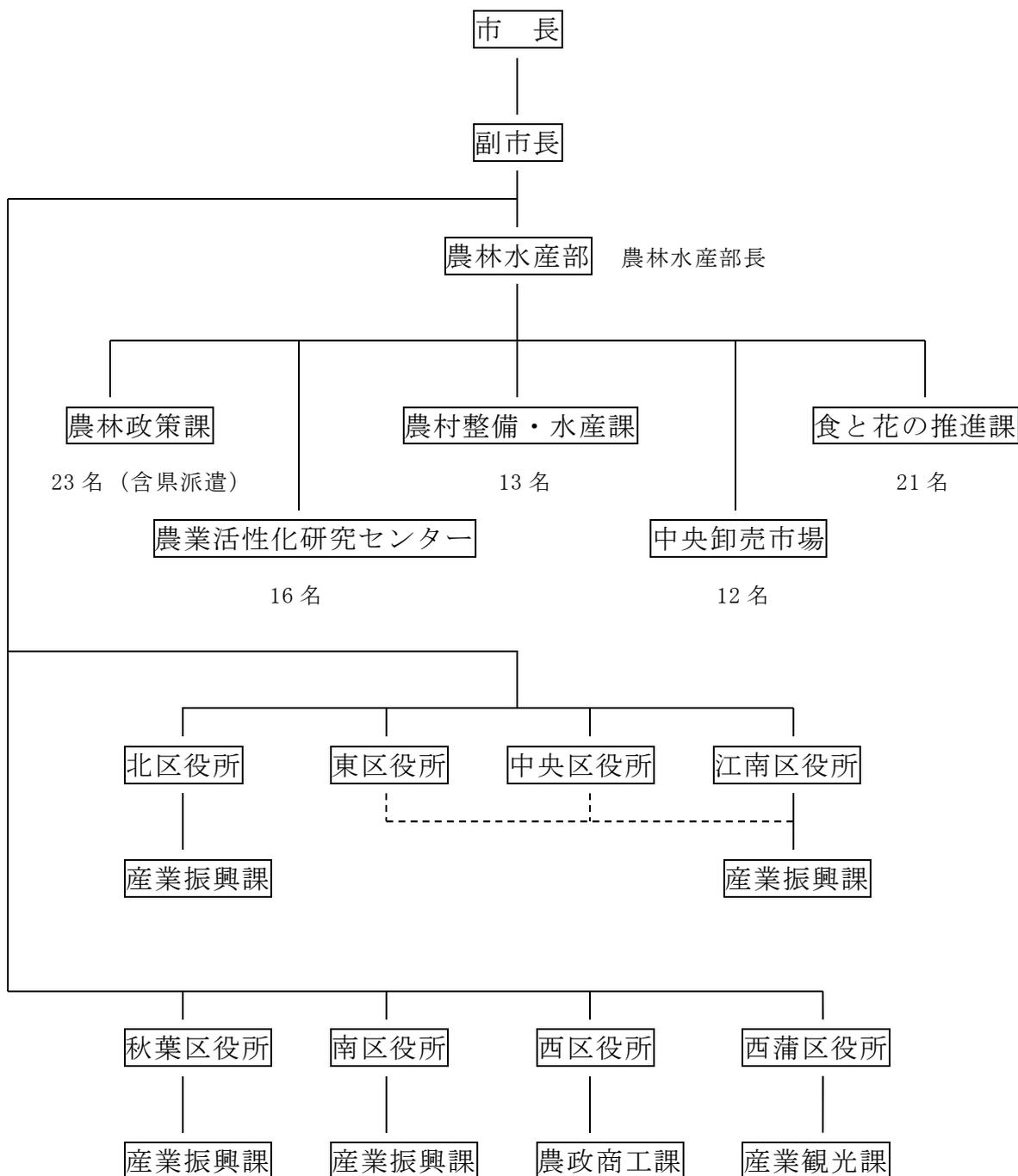
【コメント】

学校教育田の取り組みやアグリパーク等における「アグリ・スタディ・プログラム」の推進により、市内すべての小学校で農業体験学習を実施することができている。全国的にもユニークかつ先進的な取り組みであり、高く評価できる。

担当課は、今後の施策の方向として、農業体験学習の充実を図っていくとともに、学習の成果を具体化できるようにすることを挙げている。児童が体験学習を通じて農業や食に対する理解を得ることの意義は大きいですが、さらに進んでその理解を深めたり、将来の進路選択のきっかけになるような継続的な学習プログラムが提供できれば、なお望ましいといえる。

第3 新潟市の農業関係機構

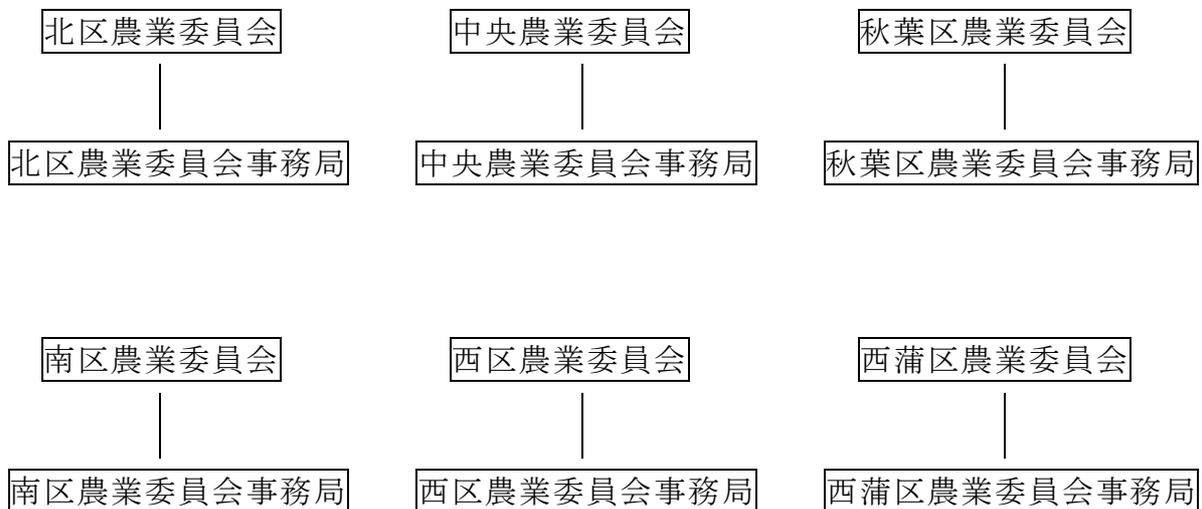
1 農林水産関係機構図（令和2年4月1日現在）



* 「ニューフードバレー特区課」の廃止（令和2年4月1日）

令和元年度まで、ニューフードバレー特区課が農林水産部に設置されていたが、規制緩和やスマート農業実証などの革新的な取組みと生産振興が農林政策課に、国家戦略特区の総括が政策企画部に、販路拡大の施策が食と花の推進課に新設された「販売促進室」に、それぞれ移管され、廃止された。

本包括外部監査は、令和元年度を主な監査対象とすることから、「第3部 個別事業の監査結果」において、ニューフードバレー特区課の事業も監査対象としている。



2 事務分掌（令和2年4月1日現在）

農林政策課

- (1) 部の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 農業行政の企画、調査及び農業災害に関する事項
- (4) 農林業関係団体に関する事項
- (5) 里山及び森林の調査及び計画の総括に関する事項
- (6) 森林法の規定による届け出等の総括に関する事項
- (7) 林道、隣地施設及び保安林の維持管理及び活用の総括に関する事項
- (8) 林業行政及びその他林業振興に関する事項
- (9) 新潟国家戦略特区に関する事項（政策企画部政策調整課の所管するものを除く。）
- (10) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

生産政策係

- (1) 農畜産業の振興に関する事項
- (2) 環境保全型農業及び生産環境に関する事項

担い手育成室

- (1) 農業振興地域の整備計画に関する事項
- (2) 農業経営基盤の強化に関する事項
- (3) 農事組合法人に関する事項
- (4) 認定農業者に関する事項
- (5) 農地中間管理機構に関する事項
- (6) アグリ特区信用保証制度に関する事項

農業活性化研究センター

- (1) 農産物の付加価値の向上に関する事項
- (2) 農産物に関する研修に関する事項
- (3) 農産物の生産技術の試験、研究及び調査に関する事項
- (4) 農産物の育種及び増殖に関する事項
- (5) 大学その他の研究機関との研究業務の連絡調整に関する事項
- (6) 研究成果及びその情報管理に関する事項

農村整備・水産課

管理係

- (1) 土地改良事業の促進に関する事項
- (2) 土地改良事業の賦課金に関する事項
- (3) 土地改良財産に関する事項
- (4) 農村環境改善センター及び地域研究センターの総括に関する事項
- (5) 地籍調査事業に関する事項
- (6) 土地改良関係団体に関する事項
- (7) 課の庶務に関する事項

農村計画係

- (1) 土地改良事業の調査、計画及び指導に関する事項
- (2) 土地改良事業の技術援助に関する事項
- (3) 土地改良事業に係る工事の設計及び施工に課する事項
- (4) 土地改良施設の維持管理に関する事項
- (5) 農地及び農業用施設災害の防止及び復旧に関する事項
- (6) 農村総合整備に関する事項
- (7) 市街化調整区域等の応急排水に関する事項

- (8) 多面的機能支払に関する事項

水産振興室

(省略)

中央卸売市場

管理係

- (1) 使用料、手数料及び保証金に関する事項
- (2) 市場開設運営協議会に関する事項 *令和2年6月21日廃止
- (3) 市場内の秩序維持に関する事項
- (4) 市場施設の使用指定及び許可に関する事項
- (5) 市場の整備及び市場施設の維持管理に関する事項
- (6) 市場内の清掃及び衛生に関する事項
- (7) 市場関係団体に関する事項
- (8) 中央卸売市場の庶務に関する事項

指導係

- (1) 市場における売買取引の指導及び監督並びに許可等に関する事項
- (2) 仲卸業者、関連事業者の許可及び売買参加者の承認に関する事項
- (3) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の経営指導に関する事項
- (4) 市場取扱品目の流通事情の調査及び情報に関する事項
- (5) 市場取引委員会に関する事項 *令和2年6月21日からは市場運営委員会に関する事項
- (6) 市場の取扱品目に係る統計に関する事項
- (7) その他市場業務の運営に関する事項

食と花の推進課

- (1) 農畜産物の情報発信に関する事項
- (2) 地産地消の推進に関する事項
- (3) 食文化創造都市の推進に関する事項
- (4) 農村と都市の交流に関する事項
- (5) 食育及び花育の推進に関する事項
- (6) 食育・花育センターに関する事項
- (7) 食と花の交流センターに関する事項
- (8) アグリパークに関する事項（農林水産部農業活性化研究センターの所管するものを除く）
- (9) 農業と他分野の連携推進に関する事項
- (10) 食肉センターに関する事項

販売促進室

- (1) 農畜水産物の情報発信に関する事項
- (2) 農畜水産物の販路拡大に関する事項
- (3) 地産地消の推進に関する事項
- (4) 食と花の世界フォーラムに関する事項

農業委員会事務局

管理係（中央農業委員会事務局のみ）

- (1) 各農業委員会の事務事業の調整に関する事項
- (2) 各農業委員会の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 総会、役員会及び代表者会議等に関する事項
- (4) 中央農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に関する事項
- (5) 物品の管理に関する事項
- (6) 他の農業委員会の所管に属しない事項

- (7) 事務局の庶務に関する事項
- (8) 新潟県からの事務移譲に関する事項
- (9) 農地台帳の管理及び公表に関する事項
- (10) 他の係の所管に属しない事項

農地係

- (1) 農地部会の会議に関する事項
- (2) 農地部会の所掌事務に関する事項(農政振興係の所管に関する事項を除く)
- (3) 国有農地の管理等に関する事項
- (4) 農地の競売等に関する事項
- (5) 相続税・贈与税納税猶予事務に関する事項
- (6) 農業振興地域整備計画に関する事項
- (7) 農地台帳の管理に関する事項(秋葉区及び西蒲区のみ)
- (8) 農地法の規定に基づく新潟県農業会議への諮問の調整に関する事項
- (9) 農地関係の証明及び調査、統計に関する事項
- (10) その他農地に関する事項

農政振興係

- (1) 総会、役員会及び代表者会議等に関する事項(中央除く)
- (2) 各区農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に関する事項(中央除く)
- (3) 物品の管理に関する事項(中央除く)
- (4) 事務局の庶務に関する事項(中央除く)
- (5) 農政振興部会の会議に関する事項
- (6) 農政振興部会の所掌事務に関する事項
- (7) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
- (8) 農地中間管理事業に関する事項

- (9) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に関する事項
- (10) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項
- (11) 農地移動適正化あっせん事業に関する事項
- (12) 農業者年金基金業務に関する事項
- (13) 農業者年金基金の農地等の管理に関する事項
- (14) 農地台帳の管理に関する事項（中央、秋葉区及び西蒲区除く）
- (15) 優良農地確保（遊休農地対策）に関する事項
- (16) 賃借料の情報提供に関する事項
- (17) 農業団体等との連絡協調に関する事項
- (18) その他農政・振興に関する事項
- (19) 他の係の所管に属しない事項（中央除く）

第4 新潟市の農業関係の例規等

1 条例・規則

	例規名	発令公布日	最終改正公布日	所管部署
1	新潟市農業振興地域整備審議会規則	S47.1.13	H30.3.29	農林政策課
2	農事組合法人に関する事務施行細則	H14.4.1	H28.3.31	農林政策課
3	新潟市農業及び農村の振興に関する条例	H19.9.28		農林政策課
4	新潟市農地効率的利用促進審査会規則	H27.1.27	R2.3.27	農林政策課
5	新潟市各農業委員会の委員等の定数に関する条例	H27.12.21		農林政策課
6	新潟市農業成長産業化基金条例	H31.2.26		農林政策課
7	新潟市土地改良事業賦課金条例	S39.10.10	H8.10.1	農村整備・水産課
8	新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例	S55.10.13	R1.10.10	農村整備・水産課
9	新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例施行規則	S55.10.31	R1.10.10	農村整備・水産課
10	土地改良事業の賦課金を徴収する時期について	S60.5.28		農村整備・水産課
11	新潟市中央卸売市場設置条例	S39.3.30	R2.3.27	中央卸売市場
12	新潟市中央卸売市場事業財政調整基金条例	H29.2.21		中央卸売市場
13	新潟市中央卸売市場業務条例	R2.3.27		中央卸売市場
14	新潟市中央卸売市場業務条例施行規則	R2.4.1		中央卸売市場
15	新潟市食肉センター条例	H5.3.29	H31.3.27	食と花の推進課
16	新潟市食肉センター条例施行規則	H5.4.1	H17.7.1	食と花の推進課
17	新潟市市民農園条例	H12.10.2	H29.12.22	食と花の推進課
18	新潟市市民農園条例施行規則	H12.10.4	H29.12.22	食と花の推進課
19	新潟市食育推進条例	H19.3.26	H30.10.1	食と花の推進課
20	新潟市食育・花育センター条例	H22.12.20	H29.7.3	食と花の推進課
21	新潟市食育・花育センター条例施行規則	H22.12.21	H29.8.25	食と花の推進課
22	新潟市食と花の交流センター条例	H24.7.2	H29.7.3	食と花の推進課
23	新潟市アグリパーク条例	H24.7.2		食と花の推進課
24	新潟市食と花の交流センター条例施行規則	H25.3.22	H29.8.25	食と花の推進課
25	新潟市アグリパーク条例施行規則	H25.3.22		食と花の推進課
26	新潟市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例	H29.7.3		食と花の推進課
27	新潟市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例施行規則	H29.7.3		食と花の推進課

2 要綱・要領

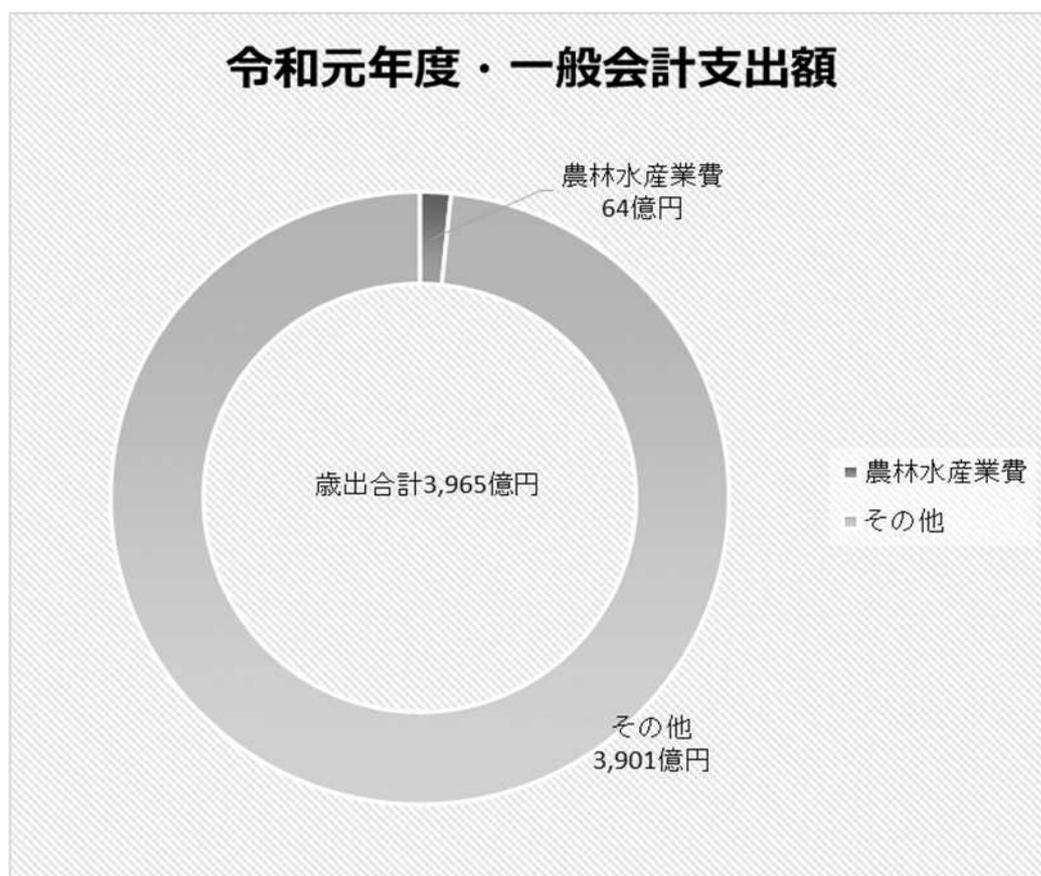
カテゴリ	要綱・要領名	所管部署
事務の執行	1 新潟市国家戦略特別区域における農家レストラン設置要綱	農林政策課
	2 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金取扱要綱	農林政策課
	3 新潟市農林水産部の室及び係の事務分掌要綱	農林政策課
	4 新潟市原種苗配布要綱	農業活性化研究センター
	5 新潟市6次産業化・農商工連携支援補助金要綱	農業活性化研究センター
	6 新潟市まもりん着ぐるみ使用取扱要領	農村整備・水産課
	7 せり人の登録及び登録の更新に関する事務取扱要綱	中央卸売市場
	8 新潟市中央卸売市場事業用地貸付要綱	中央卸売市場
	9 新潟市中央卸売市場水産物部延取引実施要綱	中央卸売市場
	10 新潟市中央卸売市場電子化販売原票取扱要綱	中央卸売市場
	11 新潟市中央卸売市場仲卸業務の許可等に関する取扱要綱	中央卸売市場
	12 新潟市中央卸売市場売買参加承認等取扱要綱	中央卸売市場
	13 新潟市中央卸売市場売買参加者現況調査に関する要領	中央卸売市場
	14 新潟市中央卸売市場入場許可証取扱要綱	中央卸売市場
	15 新潟市中央卸売市場立入検査要綱	中央卸売市場
	16 新潟市中央卸売市場立入検査実施要領	中央卸売市場
	17 新潟市農畜産物直売所設置事務処理要領	食と花の推進課
	18 新潟市地産地消推進の店(社員食堂)認定事業実施要綱	食と花の推進課
	19 アグリパークブランドデザイン等使用取扱要綱	食と花の推進課
	20 いくとぴあ食花ブランドシンボル等使用取扱要綱	食と花の推進課
	21 新潟市12次産業化(田園資源活用)優良事例表彰要綱	食と花の推進課
	22 新潟市食育推進会議の委員の公募に関する要領	食と花の推進課
	23 学校教育田設置事業実施要領	食と花の推進課
	24 農業体験学習にかかる宿泊費及び交通費助成事務取扱要領	食と花の推進課
	25 新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」イラスト使用取扱要領	食と花の推進課
	26 新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」着ぐるみ使用取扱要領	食と花の推進課
	27 新潟市食育推進会議の傍聴に関する要領	食と花の推進課
	28 新潟市食育マスター制度登録要綱	食と花の推進課
	29 新潟市食育マスター制度実施要領	食と花の推進課
	30 新潟市花育マスター制度登録要綱	食と花の推進課
	31 新潟市花育マスター制度実施要領	食と花の推進課
	32 新潟市農畜産物直売所設置要綱	食と花の推進課
	33 新潟市健幸づくり応援食品認定制度手続要領	食と花の推進課
	34 新潟市健幸づくり応援食品認定制度推進委員会運営要領	食と花の推進課
	35 新潟市12次産業化(田園資源活用)優良事例表彰 要綱	食と花の推進課
	36 新潟市12次産業化推進本部 設置要綱	食と花の推進課
	37 新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱	食と花の推進課
	38 新潟市「食育の日」協力店登録事業取扱規定	食と花の推進課
	39 新潟市健幸づくり応援食品認定制度運用要綱	食と花の推進課
服務等	40 新潟市地籍調査事業推進委員に関する要綱	農村整備・水産課

(次頁に続く)

連絡会議等	41	新潟市農業振興地域整備審議会運営要綱	農林政策課
	42	新潟市特別融資制度推進会議設置要領	農林政策課
	43	新潟市農林水産部一者随意契約審査委員会設置要綱	農林政策課
	44	新潟市農業振興地域整備審議会委員の公募に関する要領	農林政策課
	45	新潟市農業振興地域整備審議会の傍聴に関する要領	農林政策課
	46	新潟市人・農地プラン検討会開催要領	農林政策課
	47	食と花の銘産品推進委員会設置要領	食と花の推進課
	48	新潟市花育推進委員会設置要綱	食と花の推進課
	49	新潟市花育推進委員会の委員の公募に関する要領	食と花の推進課
	50	新潟市花育推進委員会の傍聴に関する要領	食と花の推進課
補助金等	51	新潟市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱	農林政策課
	52	新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱	農林政策課
	53	新規就業者研修支援事業費補助金交付要綱	農林政策課
	54	新潟市担い手確保・経営強化支援事業交付要綱	農林政策課
	55	新潟市経営体育成支援事業交付要綱	農林政策課
	56	新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱	農林政策課
	57	新潟市農業近代化資金利子補給金交付要綱	農林政策課
	58	新潟市環境と人にやさしい農業支援事業費補助金交付要綱	農林政策課
	59	新潟市環境と人にやさしい農業支援事業実施要領	農林政策課
	60	新潟市農業生産工程管理(GAP)手法普及推進事業費補助金交付要綱	農林政策課
	61	新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱	農林政策課
	62	新潟市飛砂防止対策支援事業費補助金交付要綱	農林政策課
	63	新潟市農業用廃プラスチックリサイクル処理推進事業費補助金交付要綱	農林政策課
	64	新潟市環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金交付要綱	農林政策課
	65	新潟市元気な農業応援事業実施要領	農林政策課
	66	新潟市農業次世代人材投資資金交付要綱	農林政策課
	67	新潟市畜産経営支援事業費補助金交付要綱	農林政策課
	68	新潟市畜産経営支援事業実施要領	農林政策課
	69	新潟市家畜防疫推進事業費補助金交付要綱	農林政策課
	70	新潟市機構集積協力金交付要綱	農林政策課
	71	新潟市農地・水保全管理支払交付金事業補助金交付要綱	農村整備・水産課
	72	新潟市ほ場整備促進活動費補助金交付実施要領	農村整備・水産課
	73	新潟市農業土木支援事業補助金交付要綱	農村整備・水産課
	74	新潟市「田んぼダム」利活用促進事業補助金交付要綱	農村整備・水産課
	75	新潟市農業基盤整備促進事業費等補助金交付実施要領	農村整備・水産課
	76	新潟市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱	農村整備・水産課
	77	新潟市土地改良事業等補助金交付要綱	農村整備・水産課
	78	新潟市団体営農業水利施設安全対策推進事業補助金交付要綱	農村整備・水産課
	79	新潟市学校教育田設置事業 移動費助成取扱要領	食と花の推進課
	80	新潟市若手料理人研修支援補助金交付要綱	食と花の推進課
	81	新潟市花の需要・消費拡大支援補助金交付要綱	食と花の推進課
	82	「にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援補助金」交付要綱	食と花の推進課
その他	83	稲作病害虫発生予察調査実施要領	農林政策課
	84	新潟市樹木粉碎機等使用取扱要領	農林政策課
	85	水稻生育調査実施要領	農業活性化研究センター
	86	新潟市食と花の銘産品事業実施要領	食と花の推進課

第5 新潟市の農業関係支出

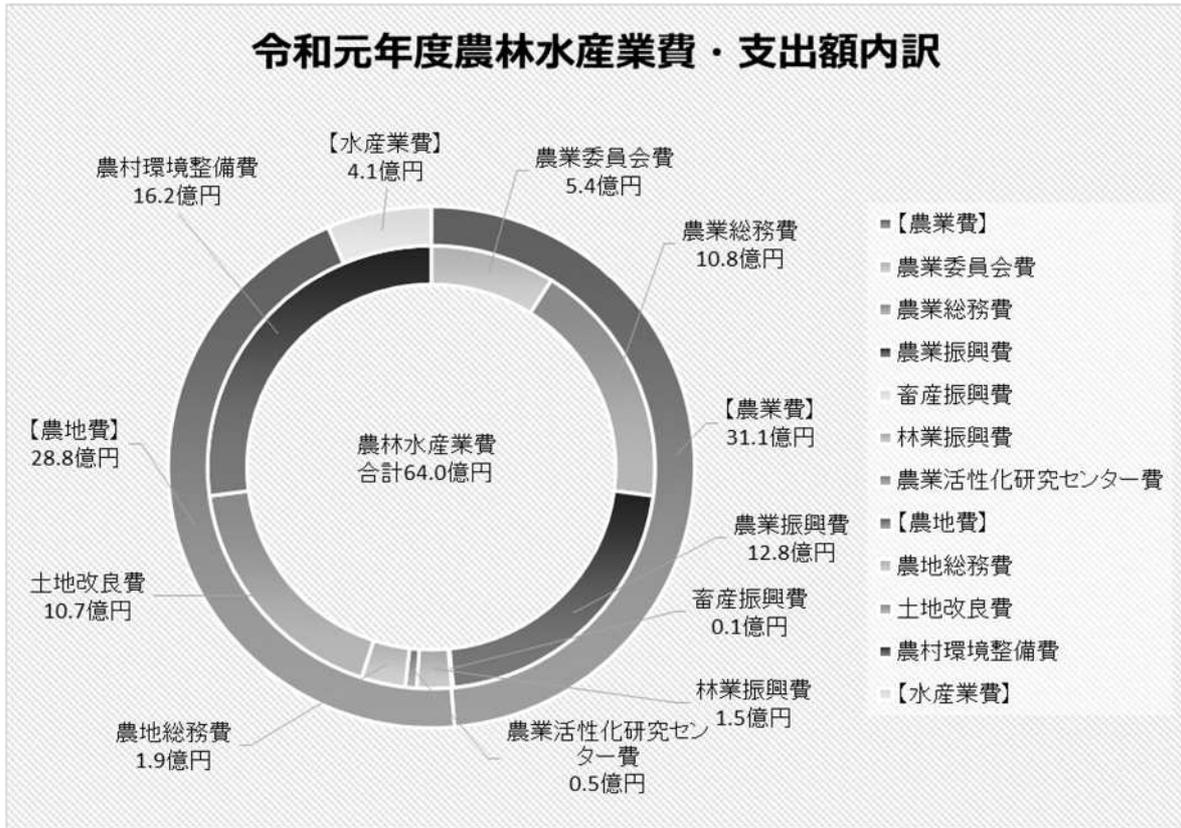
【グラフ 14】



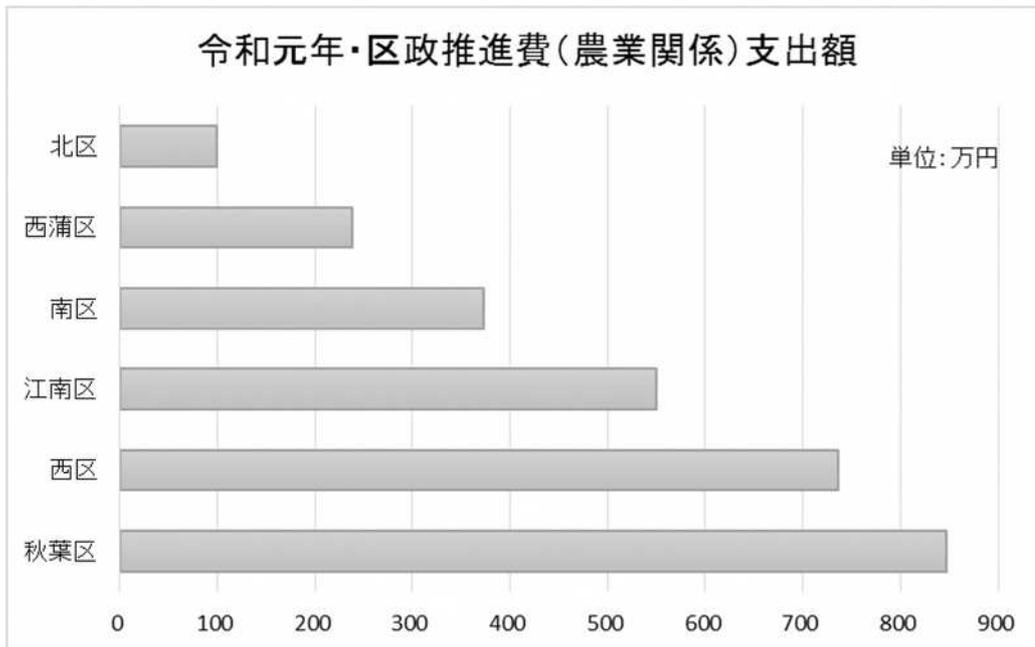
【コメント】

令和元年度の一般会計支出額全体に占める農林水産業費の割合は、約 1.6% である。なお、中央卸売市場については、中央卸売市場特別会計で一般会計とは別に管理されている。また、各区役所における区づくり事業のうち農業関連のものは、区政推進費に含まれており、農林水産業費には含まれていない。

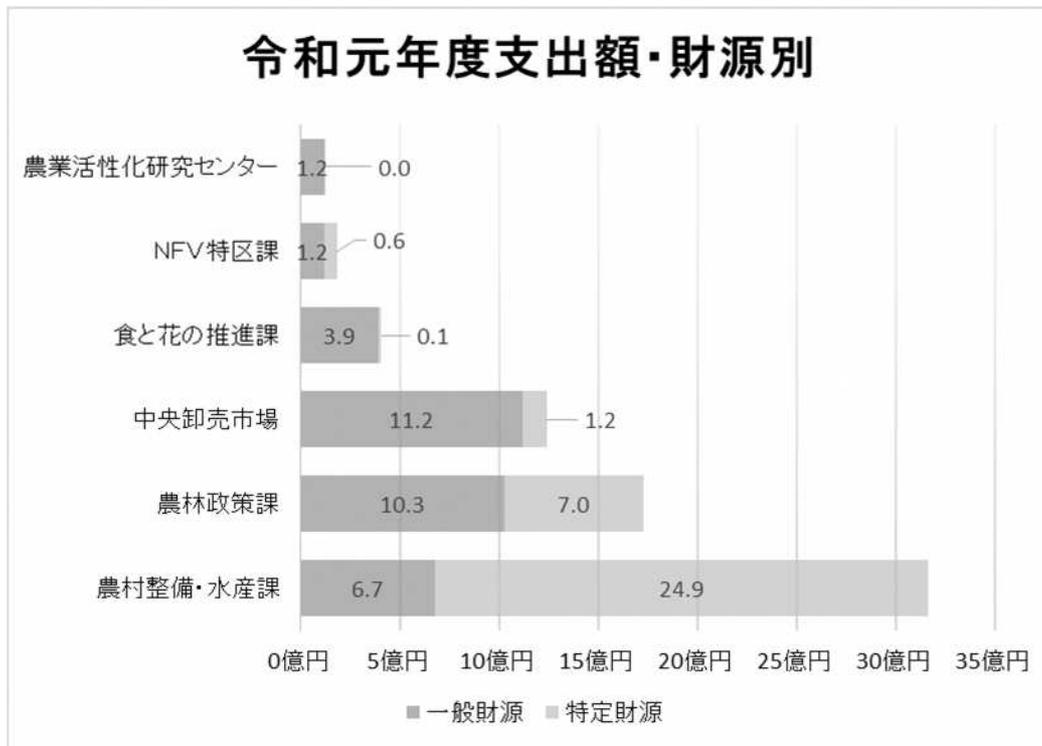
【グラフ 15】



【グラフ 16】



【グラフ 17】



【コメント】

一般財源は、その用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源であり、市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたる。特定財源は、その用途が特定されている財源で、国県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料などがある。

農林水産部の財源においては、特定財源が占める割合が高いことが特徴的である。これは農林水産業においては、国・県が財政的に主体となる事業が多いことを意味しており、県の補助金（県を経由する国の間接補助金を含む）や地方債等の特定財源が占める割合は、農村整備・水産課は約 4 分の 3、農林政策課も約 4 割となっている。これに対し、その他の課等については、一般財源の割合が高くなっている。

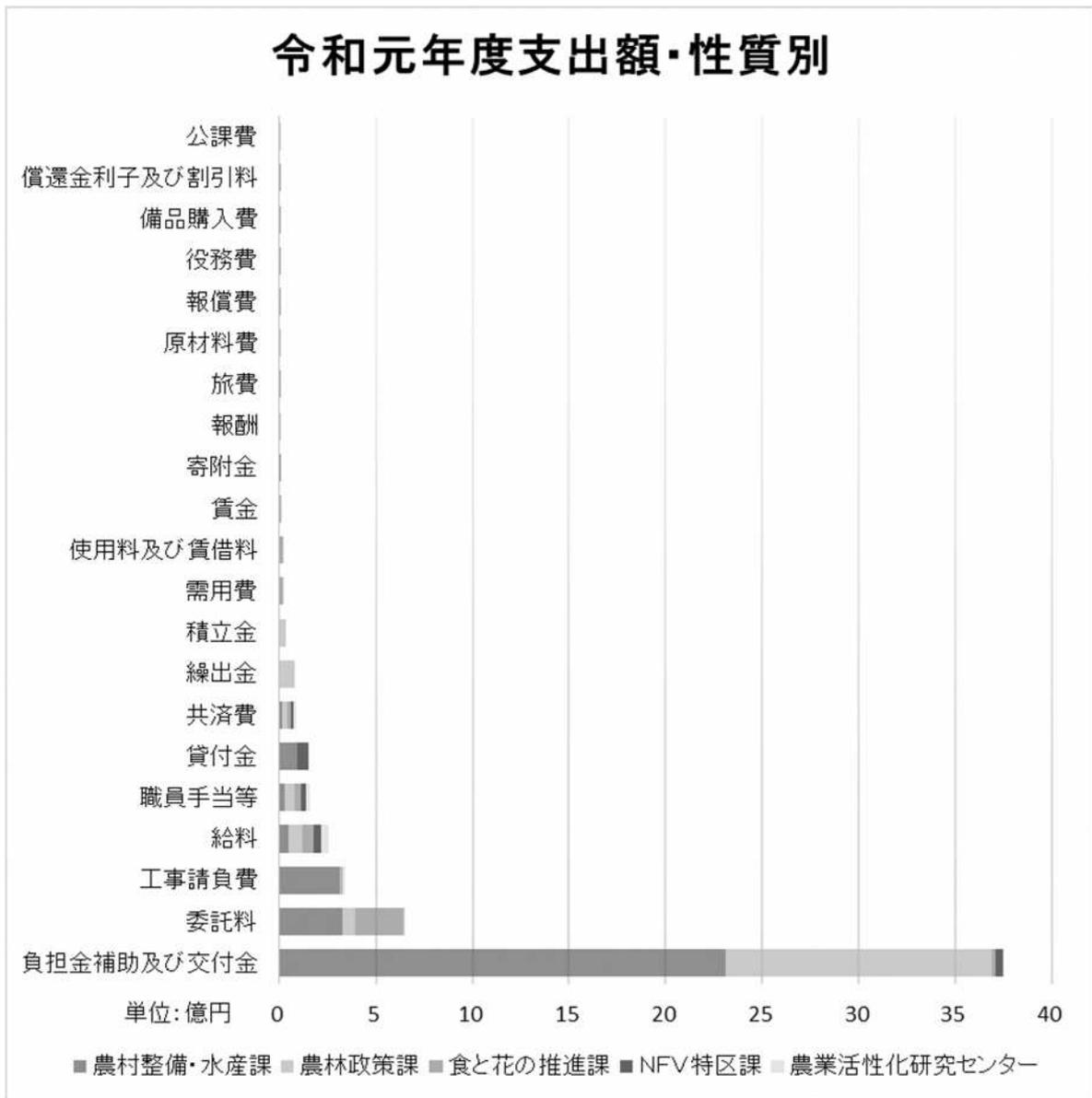
特定財源のうち、地方債については、農村整備・水産課の土地改良事業において活用されている。地方債の機能としては、①財政支出と財政収入の年度間

調整（財政負担の年度間平準化）、②住民負担の世代間の公平のための調整（将来世代も建設事業による受益）、③一般財源の補完（発行年度の財源確保）、④国の経済政策との調整（事業量の調整による景気対策等）があるとされる。

地方債は、市の負債となるが、地方債の種類によってはその元利償還金については償還時に国が交付税措置を行う仕組みが設けられており、建設事業等の財源とする通常債（地方財政法5条に基づく）については、事業ごとに上限率（起債充当率）が決められたうえ、償還時に所定の方法により地方交付税の計算上算入される。通常債の充当残部分については行政改革推進債（地方財政法5条に基づく）が起債されているものもある。行政改革推進債とは、自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことが見込まれる額の範囲において、充当残部分に対して充当できるものである。そのため、償還時の交付税措置の対象とはならない。

このように、各事業の事業費全体の金額だけでなく、財源構成の別も重要である。そして、使途が特定されない一般財源の金額に注目してみると、新潟市の農業関係事業の特色を理解しやすいといえる。第3部の個別事業の監査結果において、事業費の財源内訳を示しているのは、そのような趣旨による。

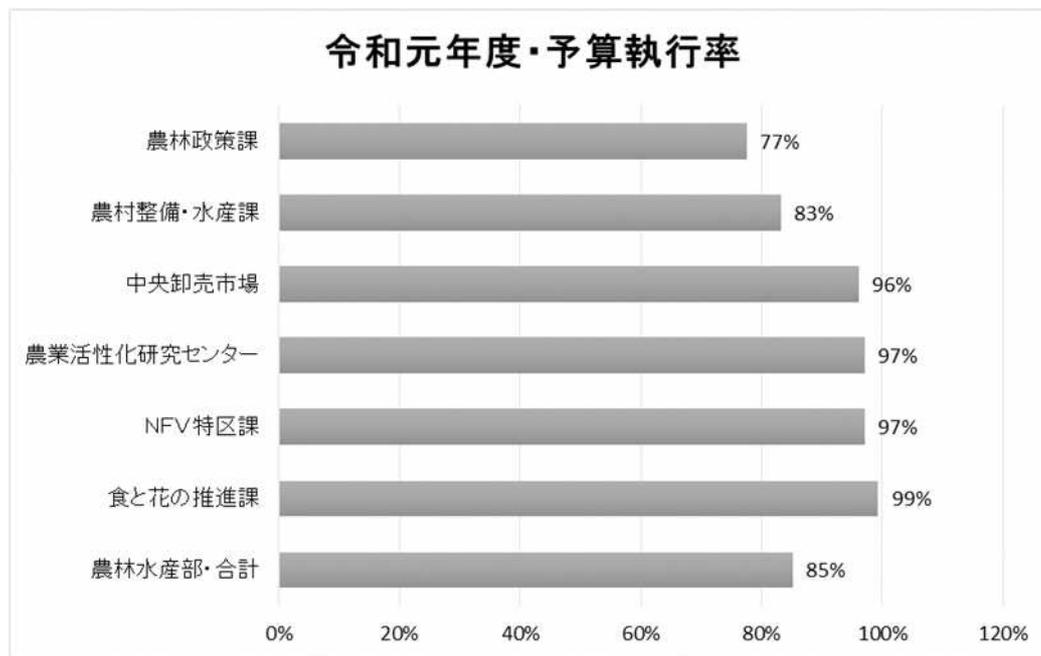
【グラフ 18】



【コメント】

性質別の支出としては、負担金補助及び交付金の割合が圧倒的に大きいことが一目瞭然である。委託料、工事請負費がこれに続き、給料、職員手当等の人件費がさらに続く。

【グラフ 19】



【コメント】

予算執行率は、予算現額に対する支出額の割合であり、繰越明許費等の翌年度繰越額を含まずに算定している。逆に、前年度の繰越額は予算現額に含まれている。

なお、一般的には、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除した残額が「不用額」とされるが、第3部の個別事業の監査結果における事業費の記載においては、予算現額から決算額（当年度の支出済額）を控除した残額を「不用額」とし、その内金である翌年度繰越額を備考で記載しているため、注意されたい。

第3部 個別事業の監査結果

個別事業の「所見」欄における「指摘」及び「意見」の意義は、次のとおりである。

「指摘」事項は、「財務に関する事務の執行等において違法又は不当があるなどは正・改善を求めるもの」である（地方自治法 252 条の 37 第 5 項の「監査の結果」に相当する。）。法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の形式的又は実質的な違反がある場合（違法行為）はもとより、違法とは言えないものの法令等の運用の仕方が不十分又は不適切である場合（不当行為）も「指摘」の対象に含まれる。

「意見」事項は、「組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの」であり、いわゆる「3E 監査」（Economy＝経済性、Efficiency＝効率性、Effectiveness＝有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したものである（同法 252 条の 38 第 2 項の「監査の結果に添えて提出する意見」に相当する。）。

第 1 農林政策課

1-1 農業次世代人材投資事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	43,500,000	35,250,000	8,250,000	県補助金
合計	43,500,000	35,250,000	8,250,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

青年の就農後の定着と農政新時代に必要な人材力の強化を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する資金を交付する。

イ 経緯

平成 24 年度に国が進める新規就農者倍増プロジェクト(新規就農総合支援事業)の一つとして予算化されたものである。平成 29 年度より、国の農業競争力強化プログラムにおいて、これまでの「青年就農給付金」から「農業次世代人材投資資金」に改め、次世代を担う意欲ある新規就農者への支援であることが明確化された。令和元年度からは、対象年齢が原則 45 歳未満から 50 歳未満まで引き上げられている。

ウ 内容

人・農地プランに位置付けられた原則 50 歳未満で独立・自営する認定新規就農者に資金を交付(年間最大 150 万円を最長 5 年間)し、農業経営の安定化を図る。

本事業は国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は全て特定財源であり、市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 新規就農者の経営の安定化

- ・ 健全な農地の継承及び遊休農地の解消
- ・ 新規就農者の増加

過去の実績(経営開始型)

	新規承認者数(人)		交付対象者数(人)			補助額 (千円)
	新潟市	全国	新潟市	新潟県	全国	新潟市
平成 24 年度	5	5,108	5	58	5,108	6,000
平成 25 年度	6	3,184	11	105	7,890	17,250
平成 26 年度	11	2,938	22	162	10,090	55,000
平成 27 年度	8	2,593	30	201	11,630	19,875
平成 28 年度	8	2,282	35	230	12,318	46,527
平成 29 年度	3	2,130	34	231	12,672	44,134
平成 30 年度	3	1,968	27	197	13,674	34,386
令和元年度	3	1,915	26	170	10,753	35,250
合 計	47	22,118	—	—	—	258,422

(3) 所見

【意見 1】

成果指標を設定して取り組むべきである。

上記、過去の実績に記載のとおり、市ではこの制度を利用した新規就農者は過去 8 年間で 47 人であり、利用者が多いとは言えない状況となっている。

市の説明によれば、本事業の利用が進まない主な原因は、経営開始に際して主要な農業機械や施設を交付対象者が所有し、又は借りていることが交付要件となっている点など、新規就農者から見た使い勝手の悪さにあるとのことであり、国の制度上の問題も大きいと思われるものの、この制度を利用して新規就農者が増加し、就農後の定着が図られるのであれば、実質的に国の予算で市の次世代を担う新規就農者を増加させることができるため、本事業の利用者を増加させる取組みも必要である。その際には、上記に示したような全国や県の新規承認者数の実績などとの比較を行う他、市が目標とするべき成果指標を設定

し、事後的に成果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。

1-2 新規就農者確保・育成促進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	15,545,000	12,159,700	3,385,300	
特定財源	0	0	0	
合計	15,545,000	12,159,700	3,385,300	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

新たな就農者が技術や知識を習得するための研修に対して支援を行うことで、新潟市の農業を担う意欲的な担い手を確保、育成することを目的とする。

主に新規就業者を雇用して必要な技術、知識を指導、提供する農業法人等に対し研修費の一部を助成することで、研修環境の整備に寄与し、就業者のスキルアップ及び就業人口の拡大を図る。

また、新潟市アグリパークの機能を活用し、就農希望者や園芸導入を志す親元就農者を対象とした園芸作物栽培研修等を実施することで、市の園芸振興をソフト面から支援する。

イ 経緯

- ・ 平成 20 年度新規重点事業として予算化
- ・ 平成 21 年度から助成対象を拡大
- ・ 平成 24 年度に予算を拡充
- ・ 平成 27 年度から新たに重点事業として予算を拡充

ウ 内容

① 新規就業者研修支援事業

農業分野への就業を目指す者の就業先確保と定着促進を目的とし、就業から最長 18 か月間、新規就業者を雇用した農業法人等に対し、就業者に支払う給料の 4/10(2 年目は 1/4)以内を助成する。

障がい者を雇用した場合は、就業から最長 24 か月、雇用した農業法人等に対して就業者に支払う給料の 3/4(2 年目は 2/4)以内を助成する。

② アグリパーク就農研修業務委託

園芸作物の生産に取り組む新たな担い手の確保、育成を目的とし、新潟市アグリパークにおいて就農希望者向けの園芸作物栽培研修を実施する。

本事業は、国の事業である農業次世代人材投資事業の交付要件を充足しない場合でも活用可能となる点で、国の制度を補完する性格を有する市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 新たな農業の担い手の発掘
- ・ 農業を職業としたい人の就職先の確保及び定着
- ・ 農業法人等の労働力確保及び経営の安定化
- ・ 就農希望者、親元就農者及び農業法人等への周知
- ・ 新規就農者の定着促進

過去の実績

	事業費(千円)	新規就農者(人)	雇用経営体数
平成 23 年度	10,183	15	9
平成 24 年度	15,733	27	17
平成 25 年度	18,557	12	11
平成 26 年度	19,110	19	17
平成 27 年度	18,992	22	19
平成 28 年度	22,938	24	20
平成 29 年度	13,799	17	14
平成 30 年度	14,400	19	17
令和元年度	11,920	15	10

(3) 所見

【意見 2】

成果指標を設定して取り組むべきである。

市は、多様な担い手を確保、育成することを組織目標に挙げており、本事業もこの組織目標を達成するための主な取組みの1つとして実施されている。この組織目標の達成状況を評価するための指標として、新規就農者数を挙げているものの、本事業として個別に成果指標は設定していない。

本事業の目的が、若年農業従事者のスキル向上と就業人口の拡大を図ることにあり、そのための施策として就業から2年間を重点育成期間として位置付け支援を行うのであれば、2年経過後までに確保、育成したい担い手の能力や人数についての目標や就農後の定着状況に係る目標などを設定し、事後的に事業の実施効果を測定し得るような形で取り組むべきである。その結果、既存の就農研修内容等に不十分な点があれば、改善に向けた取組みを行うことも必要である。

1-3 農・福連携事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,379,000	2,377,350	1,650	
特定財源	0	0	0	
合計	2,379,000	2,377,350	1,650	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業分野への就労をめざす障がい者の農業適性を判断するとともに、作業能力の向上を図る。さらに、労働力が不足する農業者へ新たな労働力としてマッチングを行い、障がい者の就労を促進するとともに、持続可能な農業経営を支援する。

イ 経緯

市の農業構想に基づき幅広い多様な人材の受け入れを促進し、担い手に育つまでの支援体制を整備するために本施策を実施している。

また、市が進める障がい者雇用の促進、農業の12次産業化の展開において

推進されている。

ウ 内容

新潟市アグリパークにおいて、就労を目指す障がい者等を対象とした農作業基礎訓練を実施する。鎌、くわなどの器具の扱い方、畑作りなど農作業の基礎的な体験、訓練を実施する。

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 農繁期の人手不足解消の一助となる。
- ・ 農業現場のバリアフリーを図る。
- ・ 障がい者の就労先開拓と工賃向上につながる。
- ・ 障がい者と農家との新たな接点ができる。
- ・ 訓練を実施するアグリパークと、訓練対象となる多数の福祉施設や障がい者などとの調整事項が多岐にわたるため、連携を高める必要がある。

(3) 所見

ア 【指摘 1】

仕様書で定めた提出書類の納入漏れを看過している。

農・福連携事業農作業基礎訓練業務委託仕様書では、市は、受託者に議事録（定例会や打ち合わせの会議の内容を記録したもの）を作成させ納入させることになっているが、議事録の納入漏れを看過し、履行検査で合格させている。他方、市は、本来であれば委託内容に含まれるため作成する必要がない打ち合わせの記録などの文書を自ら作成、保存しており、無駄な作業が行われる結果となっている。

イ 【指摘 2】

仕様書で定めた業務評価を行っていない。

農・福連携事業農作業基礎訓練業務委託仕様書では、市は、契約終了後に受託者の業務内容について A から E ランクにより評価を行い、記録の保存を

行うものとしているが、受託者の業務内容に対する評価や記録を行っていない。

ウ 【指摘 3】

委託料の積算が合理的に行われていない。

本事業の委託事業費のうち、農作業基礎訓練の指導等に係る人件費は、下記のとおり 2,003,270 円(消費税抜き)となっている。

市は、受託者から当初提示された下記の見積書を差し戻し、県の公共工事設計労務単価(軽作業員)16,300円/1日で年間延べ122.9人分の人件費が発生するものとして見積書を再提出させているが、事業計画書で計画された訓練は、指導員1名で年間27日(1日4時間以内)となっており、見積額の積算過程は委託業務の実態を反映していない。これは、前年度の予算額をベースに当年度の事業計画の内容等を加味して予算額が決定されたものに過ぎず、合理的に委託料が積算されたものとは評価し得ない。本事業の受託者は、就農研修先となる新潟市アグリパークの指定管理者であり、かつ一者随意契約による委託契約であることから、委託する業務内容に対する対価は、より一層厳正に見積もり、適正な対価となるようにすべきである。

(当初提出された見積書の人件費)

	数量	単価	金額(消費税抜)
上半期	1人	991,000円	991,000円
下半期	1人	1,009,000円	1,009,000円
合計	2人		2,000,000円

(修正後に提出された見積書の人件費)

	数量	単価	金額(消費税抜)
上半期	68.3人	16,300円	1,113,290円
下半期	54.6人	16,300円	889,980円
合計	122.9人		2,003,270円

エ 【意見 3】

障がい者への賃金の支払い実績を確認すべきである。

本事業の委託事業費には、障がい者に支払う賃金も含まれているが、市は、実際に受託者から障がい者に賃金が支払われているか否かを確認していない。

障がい者に農業分野で働く経験をしてもらう本事業の意義には、農作業の基礎的な体験や訓練の経験だけではなく、自ら作業を行うことにより賃金を稼得する体験をってもらうことも含まれるはずであり、見積書に記載されたとおりに障がい者へ賃金が支払われているか否かについても確認を行うべきである。

オ 【意見 4】

成果指標を設定して取り組むべきである。

本事業は、障がい者の農業分野への就労促進と農業者の労働力不足解消を目的に障がい者を対象として農作業基礎訓練を実施する事業だが、過去の就労実績のデータ等は整備されておらず、事業成果の把握と評価は十分とは言えない。市の担当者によると過去の就労実績は3名程度で、かつ定着した者はいないとのことであり、障がい者の農業分野への就労促進という観点では、予算に見合う成果は上がっていない。

しかし、障がい者の就労体験などの支援という観点で評価を行えば、参加した障がい者の満足度などの指標が示す結果によっては、事業を継続する意義も認められると考えられるため、事業成果の把握と評価を行い得る適切な成果指標を設定した上で、事業に取り組むべきである。

1-4 人・農地プラン作成事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	444	-444	
特定財源	907,000	455,000	452,000	県補助金
合計	907,000	455,444	451,556	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

持続可能な力強い農業の実現に向けて、基本となる「人」と「農地」の問題を一体的に解決するため、各集落・地域において地域農業のあり方(中心となる経営体の位置付けや農地集積等)についてのプランを徹底的な話し合いのもとで作成する。

イ 経緯

平成 24 年 4 月 第 1 回検討会を開催し、市内 7 プランを策定

平成 25 年 1 月 認定農業者へのアンケート調査

平成 26 年 4 月 農地中間管理事業開始

ウ 内容

各集落・地域単位で実施する話し合い等を踏まえて、人・農地プラン検討会議(法人経営体、農業委員、関係機関・団体等が構成員として参加)によりプランの更新を行う。

本事業は国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は特定財源であり、原則として市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 地域の中心となる経営体や、近い将来農地の出し手となる者とその農地がプランに示されることで、今後の地域農業のあり方(中心となる経営体の位置付けや農地集積等)が明確となる。
- ・ 国の制度見直しにより、プランの実質化(将来の農地の出し手となる者の

地図化やアンケートの実施、地域の中心的経営体の明確化)を図る必要がある。

(3) 所見

令和元年度は、検討会の委員報酬とアンケート調査費が支出される程度 of 取組みに止まっているが、国の方針に基づくものであり、現時点における市の取組みに対する特段の指摘又は意見はない。

1-5 機構集積協力金事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	175,748,000	49,239,900	126,508,100	県補助金
合計	175,748,000	49,239,900	126,508,100	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化を円滑に進めるため、人・農地プランと連携し、農地中間管理機構を通じた農地集積に協力する地域及び農業者に対して機構集積協力金を交付する。

イ 経緯

平成 24 年度 人・農地プラン事業として創設

平成 26 年度 農地中間管理機構が創設され、地域集積協力金事業が開始

令和元年度 機構法施行 5 年後の制度見直しによる事業の大幅な見直し

ウ 内容

① 地域集積協力金

i 集積・集約化タイプ

(交付対象)

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域

(交付要件)

交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されること

ii 集約化タイプ

(交付対象)

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域

(交付要件)

- ・ 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%以上増加すること
- ・ 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること

② 経営転換協力金

(交付対象)

機構に貸し付けることにより、経営転換する農業者・リタイアする農業者等

(交付要件)

全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

本事業は国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は全て特定財源であり、市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 農地中間管理事業の活用が進むことで、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が図られる。
- ・ まとまりのある農地を機構に貸し付ける地域集積の取組みを推進すること。
- ・ 農地の集積、集約化の前提となる地域の話し合いを活性化すること。

(3) 所見

【意見 5】

成果指標を設定して取り組むべきである。

本事業は、国が主導する事業であり、市単独で事業の成果を評価するのは馴染まない面があるものの、農地中間管理事業の活用が進むことで、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が図られることになるため、地域集積協力金の対象となる面積や経営転換協力金の対象となる貸付面積などの数値目標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。

1-6 農地中間管理機構事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	175,726	-175,726	
特定財源	13,048,000	7,651,895	5,396,105	委託金
合計	13,048,000	7,827,621	5,220,379	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を加速させる。

イ 経緯

新潟県では公益社団法人新潟県農林公社(以下「農林公社」という。)が事業指定を受け、平成26年から農地中間管理業務を開始した。市は、同年4月より農林公社と委託契約を締結して受託者として事業を実施した。

ウ 内容

委託内容は次のとおり。

①相談・苦情窓口の設置、②募集地域範囲の報告、③借受希望者の募集、④借受希望者応募とりまとめ、⑤所有者等からの申し出受付、⑥貸付希望者・農用地リスト化、⑦農用地位置・権利関係確認、⑧賃借機関等の協議、⑨契約締結、⑩資産台帳記入、⑪利用条件改善、⑫利用状況報告のとりまとめ、

⑬貸付・借受希望者掘り起こし等である。

本事業は受託事業であり、事業費は委託料として農林公社へ請求するため、基本的に市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 農地中間管理事業の活用を図ることにより、担い手への農地集積や分散した農地の連担化が促進される。
- ・ まとまりのある農地を機構に貸し付ける地域集積の取組みを推進すること。
- ・ 農地の集積、集約化の前提となる地域の話し合いを活性化すること。

(3) 所見

【指摘 4】

事業費の集計漏れによる委託料の請求漏れが発生している。

市は、本事業に係る事業費を集計し、農林公社に対し提出期限までに実績報告を行うことで事業費と同額の農地中間管理機構事業委託金を請求することができるが、実績見込み報告時における事業費の一部集計漏れによる請求漏れが発生し、市が本来であれば受け取ることが可能であった農地中間管理機構事業委託金が請求されず、市の一般財源で 175,000 円を負担する結果となっている。

集計漏れとなった主な事業費は、西蒲区の臨時職員の賃金や共済費である。これは西蒲区の区民生活課で雇用していた臨時職員を、農地中間管理機構事業の従事者として再雇用した際に、農地中間管理機構事業の予算から臨時職員の賃金や共済費を支出するべきところ、区民生活課の予算から支出する誤りがあった際に、誤りを訂正する前の金額で中間管理機構事業の事業費を集計したことにより生じた集計漏れとのことである。

これは財務に関する事務としては、事業費の集計漏れという単純なミスと言えるが、委託料の請求時に稟議、決裁が行われているにもかかわらず、こうした事務処理ミスを事前に発見、防止することが出来ていないという意味では、

市内部で行われる事務の検証体制が有効に機能していないと評価されるミスでもある。担当者単独による事務処理と自己チェックではこうした集計漏れが発生するリスクが高いため、複数名で事務処理を行い相互チェック機能が働くような業務フローに見直すことが必要である。そして、稟議や上司による決裁時には、請求額と集計された計算結果の金額が一致するかといった形式的な検討だけでなく、事務に複数名が関与して実質的なチェックが行われているかどうかなどについても検討するべきである。

1-7 農地中間管理機構事業（耕作放棄地未然防止）

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	917,000	116,402	800,598	委託金
合計	917,000	116,402	800,598	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

耕作放棄地の発生を未然に防止するため、離農等により耕作できなくなる農地を農地中間管理機構が借り受け、その管理委託を受けた市が、最長2年間維持管理を行う間に、JAなど関係機関と連携して借り手探しに努める。

イ 経緯

西区において、耕作条件が不利な砂丘地を中心に耕作放棄地が増加しており、今後も農業者の高齢化や後継者不足により新たな耕作放棄地の発生が懸念されることから、既存の耕作放棄地の解消を図るとともに、新規の耕作放棄地の発生を未然に防止することを目的に令和元年度から新規に事業化され、令和2年度で事業の終了を予定している。

ウ 内容

委託内容は、農地中間管理機構事業と同一である。

エ 効果・課題

- ・ 農業委員会等関係機関・団体と連携し、耕作困難な農地を事前に把握し、本事業の活用を促すことで新たな耕作放棄地発生防止に一定の効果が見込める。
- ・ 借り手のいない農地を把握し、地図に落としとして見える化し、関係機関と情報共有を図ることにより、効率的、効果的な借り手探しが可能になる。
- ・ 耕作条件が不利な砂丘地が中心であるため、農地管理に労力、時間を費やす。
- ・ 耕作条件等から栽培作物が限定されるため、借り手の需要が少なく貸付料も安価になると予想される。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-8 担い手確保・経営強化支援事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	38,064,000	9,330,000	28,734,000	県補助金
合計	38,064,000	9,330,000	28,734,000	翌年度繰越額 9,513,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

人・農地プランに基づき農地中間管理機構が活用されている地域(又は活用されることが確実な地域)において、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援する。

イ 経緯

平成27年度国補正事業として実施されて以来、補正事業として例年実施されている。

ウ 内容

- ・ 融資主体補助型

(補助対象者)

適切な人・農地プランに位置付けられた中心的経営体

(事業内容)

取得価格の 1/2 以内又は融資額のいずれか低い額を助成

上限個人 1,500 万円、法人 3,000 万円

本事業は国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は全て特定財源であり、市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 中心経営体が融資を活用して農業用機械等を導入する際に、その融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開が促進される。
- ・ 適切な人・農地プランに位置付けられた中心的経営体が対象となるため、プランの適切性の確保が課題となっている。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-9 経営体育成支援事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	7,605,000	0	7,605,000	県補助金
合計	7,605,000	0	7,605,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

人・農地プランに位置づけられた中心経営体等の農業経営の改善・発展を目的として、融資機関からの融資を活用して農業機械等を整備する場合に、融資残の自己負担部分について助成を行う。

イ 経緯

平成 24 年度までは新潟市担い手育成総合支援協議会を事業主体として国が直接補助をしていたが、平成 25 年度より県を通じた間接補助となり、市が事業主体となっている。

ウ 内容

・ 融資主体補助型

(助成対象者)

適切な人・農地プランに位置づけられた中心的経営体

(事業内容)

取得価格の 3/10 以内または融資額のいずれか低い額を助成(上限 300 万円)

本事業は国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は全て特定財源であり、市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 中心的経営体が融資を活用して農業用機械等を導入する際に、その融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開が促進される。
- ・ 適切な人・農地プランに位置づけられた中心的経営体が対象となるため、プランの適切性の確保が課題となっている。

(3) 所見

他の類似事業の方が有利な条件で利用できることもあり、令和元年度の利用はなく、本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-10 利子補給金

(1) 事業費

① 農業経営基盤強化資金利子補給金

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	402,000	330,439	71,561	
特定財源	855,000	662,908	192,092	県補助金
合計	1,257,000	993,347	263,653	

② 農業近代化資金等利子補給金

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	15,000	0	15,000	
特定財源	0	0	0	
合計	15,000	0	15,000	

③ 新規参入者経営安定資金利子補給金

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	105,000	88,821	16,179	
特定財源	206,000	178,368	27,632	県補助金
合計	311,000	267,189	43,811	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

認定農業者及び認定新規就農者等が、各々の計画実現のために借り入れる各種農業制度資金について、国、県、市が利子助成を行うことによって、農業者の金利負担の軽減及び経営の安定化を図る。

イ 経緯・内容

① 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- ・ 認定農業者が農業経営改善計画に示した具体的な経営改善を行うために必要となる長期資金として創設された農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の借入者に対し、国、県、市が利子助成を行うことにより、認定農業者の金利負担の軽減と経営の安定を図る。
- ・ 平成24年度以降は、当初5年間に限り、利子助成は全額国費となっており、人・農地プランに位置付けられた認定農業者を実質無利子化の対象としている。

② 農業近代化資金

農業近代化資金の借入者に対し利子補給を行うことにより、農業者の利子負担の軽減を図り、施設や機械設備の高度化等、農業経営の近代化に資する。

③ 新規参入者経営安定資金

農業への新規参入者に対し無利子かつ中長期の経営資金及び生活資金の融通を円滑に行い、就農後の早期経営安定化を図ることを目的とする。

ウ 効果・課題

利子補給により金利負担が軽減され、経営改善、農業施設・機械設備の近代化、新規参入者の経営の早期安定化などが図られる。

(3) 所見

ア 【指摘 5】

報告を受けるべき事項の報告漏れを看過している例が見受けられた。

市は、新潟市特別融資制度推進会議設置要領を定め、原則として対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関に委任している。

そして、委任を受けた融資機関が認定等を行った場合は、事務局（農林政策課）に対し、速やかに認定を行った借入希望者の氏名、住所や農業経営改善計画認定番号などを報告することになっているが（同要領第4条（6））、同認定番号の報告が漏れているにもかかわらず、事務局である市において融資機関に対する報告漏れの指摘が行われていない例が見受けられた。

こうした報告漏れが生じる一因として、融資機関ごとに使用する報告の様式や方式が異なっていることが考えられるため、必要な報告事項が全て報告されているか否かを正確かつ効率的に検証し得るような全融資機関共通の様式を整備することが望ましい。

イ 【指摘 6】

融資機関による報告遅れを看過している例が散見された。

上記要領では、認定を行った融資機関は速やかに事務局である市に必要な

事項を報告すること、報告を受けた市は、助成する県に対し速やかに必要な事項を通知するものとされている。

しかし、融資機関から提出された「経営改善資金計画認定通知書」の報告日の日付が令和元年5月24日となっているにもかかわらず、市が同通知書を収受した収受印の日付が令和元年11月20日になっている例など、通知書上の報告日から大幅に遅れて市が収受している例が散見された。

これは、認定等の事務については7月と翌年1月に締め切るが、利子補給は、年1回支給される仕組みのため、融資機関からすると認定後速やかに市に報告しなくても翌年1月までに報告すれば補給金の受給漏れといった事態が生じないこと、融資機関によっては融資の実行確認等を行ってから報告する取扱いがなされていたこと等の事由から、まとめて書類が報告されることがあり、その結果、通知書上の報告日から大幅に遅れて市が収受した形になっているものとのことである。

しかし、こうした取扱いは、同要領に違反し、認定後、市に対する速やかな報告を行っていない融資機関の事務処理を、市が看過していることになれば、市側の事務の渋滞を招き非効率となるおそれもあることから、融資機関との連携を密に行い、要領に定められたとおりの速やかな報告を求めるべきである。

1-11 農業共済組合等委託金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	5,000,000	5,000,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	5,000,000	5,000,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農作物の共同防除を有効適切に実施し、農作物の増収を図るため、本市で

水稻の損害を未然に防止する防除実施計画を作成する。

イ 経緯

平成 28 年度より補助金から委託形式に変更した。

ウ 内容

市が作成する防除計画や計画に係る調査、総会等の開催について農業共済組合へ委託する。

(対象地区)旧豊栄地域を除く新潟市全域

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

水稻の生育状況把握に基づく計画作成、周知など、専門的かつ多量な業務を委託することによって、広域一斉防除の実施が可能となり、水稻の損害の未然防止、品質向上が図られる。

(3) 所見

ア 【意見 6】

旧豊栄地区にも外部委託の範囲を拡大した場合のコスト面等に与える影響を検討する必要がある。

市は、旧豊栄地区を除き防除計画の策定等の業務を外部に委託している。これは、市が直接防除計画の策定等に関与するよりも、外部に委託した方が低コストで効率的に事業を実施できることから一者随意契約により外部委託しているものであるが、合併前の旧豊栄市では、当該業務を自ら実施していた経緯から、旧豊栄地区を除いて業務を委託しているものである。

しかし、旧豊栄地区以外の地域において、外部委託した場合のコスト面などでの優位性が明らかなのであれば、外部委託の範囲を旧豊栄地区に拡大する方が、現状よりコスト面等で有利になる可能性も考えられる。旧豊栄地区を除いて外部委託をしている現状と、旧豊栄地区も外部委託の範囲に含めた場合を比較検討し、より優位性のある方法で事業を実施するべきである。

イ 【意見 7】

外部委託先から提出された事業実施報告の内容を十分に検査する必要がある。

市は、委託業務の完了後、外部委託先から委託業務に係る地区別支出額明細書を入手している。これを見ると、実施すべき総会等の日当などが計上されている地区もあれば、一切計上されていない地区も存在している。地区により総会等の開催方法が異なるため、日当の支出がないことをもって直ちに総会等を開催していないとは断定し得ないが、総会等の開催費用が確認できない場合などはその事情を問い合わせるなど、実効性ある検査を実施する必要がある。

1-12 各種農業団体等負担金

(1) 事業費

① 地域農業振興協議会負担金

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	523,000	523,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	523,000	523,000	0	

② 各種農業団体負担金

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	908,000	904,000	4,000	
特定財源	0	0	0	
合計	908,000	904,000	4,000	

(2) 事業の概要

① 地域農業振興協議会負担金

ア 趣旨・目的

新潟市、五泉市、阿賀町をエリアとする行政、農業委員会、JA、土地改良区が参加し、生産振興、担い手育成等を行う。

イ 経緯

- ・ 県農業普及指導センター単位に設置されている地域農業振興協議会に各区が参画する。
- ・ 平成 19 年度、新潟県新潟地域振興局は支局のエリアを本市の区の行政区域に合わせて再編された。
- ・ 平成 29 年度、新潟県の組織改正により、これまでの 3 協議会から、1 協議会、2 支部体制へ変更された。

ウ 内容

県農業普及指導センター、農協、市、農業委員会が連携し、農業振興に関する取組みを行う。

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 地域関係団体が横のつながりを密に連携した地域農業の振興が図られる。
- ・ 農政関連問題に関する共通認識の醸成が図られる。

② 各種農業団体負担金

ア 趣旨・目的

会員市町村間及び国、県並びに関係団体との連携協調を通じ、各分野の施策推進及び関係予算の確保を図る。

イ 経緯・内容

(農業総務費)

新潟県市町村農業農村振興対策協議会に対する負担金

(農業振興費)

新潟県果樹振興協議会、新潟県花木振興協議会に対する負担金

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

ウ 効果・課題

各団体の加入効果の検証

(3) 所見

【意見 8】

負担金の支出に見合う効果を市民に対して説明し得るようになる必要がある。

行政や各種関連団体が参加する協議会や団体の負担金や会費等には、金額の算定根拠が不明確なものや、過去からの経緯により事実上現在の負担額が決まっているものなどが見受けられる。多数の参加者が存在する中で、市の意向だけで負担金等の見直しを要求するのは困難な事情もあると推察されるが、少なくとも負担に見合う効果を市民に対して説明し得るようしておくことが必要である。そのためには、参加する協議会や団体から総会時などに送付される事業報告等を入手するだけでなく、協議会や団体が実施した事業を通じて得られた有益なデータや情報などを入手して記録し、それを市政に活用していく取り組みなども必要である。

1-13 農業総務事務費

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	7,973,000	6,398,324	1,574,676	
特定財源	460,000	1,226,047	-766,047	手数料 貸付料 物品売払等
合計	8,433,000	7,624,371	808,629	

(2) 事業の概要

農林政策課における特定の事業用とは言えない各種事業に共通して使用する事務費である。

事務費は、款項目節、細節、本庁・区の別に分類、整理されており、一例として需用費(燃料費)337,000円、主な内容は、ガソリン代等(本庁 206,000円、北区 45,000円、江南区 88,000円)といった形で分類、整理されている。

(3) 所見

【指摘 7】

農業総務事務費として処理される事業費の範囲が、区によって異なる例が散

見された。

特定の事業用とは言えない各種事業に共通して使用する事務費は、農業総務事務費として処理されるが、区によっては農業総務事務費ではなく、農業振興費に分類される特定事業の事務費として処理されている。

一例として、上記に記載した需用費(燃料費)337,000円は、主にガソリン代であるが、本庁、北区、江南区でのみ発生し、秋葉区など他の区では発生していないことになっている。しかし、実際には秋葉区などでも同様のガソリン代は発生しており、農業総務事務費ではなく農業振興費に分類される水田農業構造改革対策推進事務費など別の事業費として計上されている。

特定の事業用とは言えない各種事業に共通して使用する事務費は、農業総務事務費として処理すべきであり、同一内容の事業費については、農林水産部内で同一の方針に基づき分類、整理する必要がある。

1-14 農業用廃プラスチックリサイクル処理推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,433,000	3,428,000	5,000	
特定財源	0	0	0	
合計	3,433,000	3,428,000	5,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業者が、農業用廃プラスチック類を、農業協同組合等を通じて適正かつ環境に配慮して処理する体制を整備することを支援するため、リサイクル処理に要する経費に対する補助を行う。

イ 経緯

- ・ 平成20年度新規設立し、平成23年度まで3年間実施期間延長した。
- ・ 合併移行時に「現行事業は3か年実施後、新市の制度に統一する」とし、旧市町村単位地域で異なっていた当該事業を新市の事業として見直した。

ウ 内容

(補助対象経費)

当該年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに市内に住所を有する農業者が不要となった農業用廃プラスチックのリサイクル処理に要した経費

(補助率)

消費税を除いたリサイクル処理経費の 15%以内とする。(令和元年度 実績：11.2%)

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 使用済み農業資材を不法投棄・野焼きすることなく、農業者・農業者団体が中心となってリサイクルをする取組みを支援する。
- ・ 農業者が農業収入を得るために使用する資材であり、経済行為によって発生する廃棄物は使用者の責任によって処分するものと位置付けること。

(3) 所見

ア 【指摘 8】

補助金の計算に誤りがあり、過大に補助金が交付されている例が見受けられた。

新潟市農業用廃プラスチックリサイクル処理推進交付事業費補助金交付要綱第 3 条(2)では、補助金の交付対象となるリサイクル処理費用のうち補助金の対象となる経費は、消費税を除いたリサイクル処理費用の 15%以内と定めている。

しかし、リサイクル処理費用のうち一部に消費税込みで補助金を計算して申請されたものがあり、以下の通り補助金が過大に計算され、交付されている例が見受けられた。

	補助対象経費	補助金(補助率 11.2%)
(現状)リサイクル処理費(税込)	219,170 円	24,000 円
(本来)リサイクル処理費(税抜)	202,935 円	22,000 円
差額	16,235 円	2,000 円

これは、補助金の交付申請者が、消費税が内税表示された処理費の金額を税抜きの金額と誤認して補助対象経費に含めて申請したことによる誤りの可能性が高いが、市は、リサイクル処理業者から交付申請者に発行された請求書についても併せて入手して検証しているにもかかわらず、これを審査の際に看過し、誤った金額をもとに補助金を交付している。

また、補助金の交付時に稟議、決裁が行われているにもかかわらず、こうした事務処理ミスを事前に発見、防止することができておらず、市内部で行われる事務の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。

担当者単独による事務処理と自己チェックではこうした審査ミスが発生するリスクが高いため、複数名で事務処理を行い相互チェック機能が働くような業務フローに見直すことが必要である。そして、稟議や上司による決裁時には、申請額と支払額が一致するかといった形式的な検討だけではなく、事務に複数名が関与して実質的なチェックが行われているかどうかなどについても検討するべきである。

イ 【意見 9】

成果指標を設定して取り組むべきである。

本事業は、農業者が使用済みの農業資材を不法投棄や野焼きすることなく、農業者団体等を通じてリサイクル処理する体制を整備することを支援するもので、平成20年度から毎年約3～5百万円の予算を使用して実施されている。

しかし、市では本事業による取組みにより農業資材の不法投棄や野焼きがどれだけ減少しているのかなど、長年取り組んでいる政策の効果を評価するために必要なデータの把握や成果指標を持っていないため、どの程度のリサイクル処理体制が整備されたら本事業を終了させるのかが不明確なまま事業

が継続される結果となっている。現在においても、環境に配慮した農業資材の処理体制の整備を支援するといった事業目的自体には一定の意義があると思われるが、事業を継続する際には明確な成果指標を設定した上で取り組むべきである。

1-15 飛砂防止対策支援事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,065,000	1,065,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	1,065,000	1,065,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

地域環境及び農業・農地の保全のため、地域が主体となって取り組む飛砂防止対策に対する支援を行い、住み良い地域づくりに貢献することを目的とする。

イ 経緯

- ・ 地域からの要望を受け、平成 20 年度に「がんばる農家支援事業」による支援を開始
- ・ 集落等が行う飛砂防止対策の阻害となる耕作放棄地の管理に要する経費への支援を追加
- ・ 平成 21 年度 単独事業化
- ・ 平成 26 年度 新潟県の保安林再生事業指定区域に限り、条件不利地域を設定
- ・ 平成 30 年度 条件不利地域への上乗せ支援を廃止

ウ 内容

地域協議会が行う、飛砂防止対策のための計画策定、必要資材費の導入に要する経費への支援（ソフト面）と防風ネットの設置等に要する経費への支

援（ハード面）を行う。

（支援メニュー）

防風資材：補助率 3/10、砂止緑肥：補助率 1/2

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 砂丘地における適正な農地管理と、その背後にある住宅地の生活環境の改善がなされる。
- ・ 松くい虫被害による保安林の状況を注視していく必要がある。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-16 農業生産工程管理（GAP）手法普及推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	342,000	44,000	298,000	
特定財源	0	0	0	
合計	342,000	44,000	298,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農産物の安全確保だけでなく、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法である。

生産工程の管理手法を産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことによって、安全な農産物の安定的な供給、環境保全型農業の推進を図ることを目的とする。

イ 経緯

- ・ 平成 20 年度 創設
- ・ 平成 28 年度 拡充

GAP 認証取得研修会の開催（市主催）

G-GAP 認証規格を取得する際の経費を助成

- ・ 平成 30 年度 見直し

市主催の GAP 普及セミナーを各年開催に変更

- ・ 令和元年度 見直し

同様の事業を県が実施していることから、GAP 認証取得経費の助成は廃止。GAP 普及セミナーは県研修会等を活用。

ウ 内容

- ・ GAP 手法普及研修会の開催経費の 1/2 助成
- ・ J-GAP、ASIAGAP 指導員資格取得に要する経費の 1/2 助成
- ・ パンフレットによる周知啓発

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 新潟市において、いち早く先進的取組みを普及する。
- ・ GAP 手法により生産される安心・安全な農産物を市民へ供給する。
- ・ GAP 手法により生産される農産物は、先進的取組みの導入による付加価値が得られる。
- ・ 東京五輪で調達する農産物は、GAP 認証取得が要件となっているため、市内農業者の認証取得を支援することにより、東京五輪を契機とした新潟ブランドの認知度向上を図る。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-17 元気な農業応援事業

(1) 事業費

① 元気な農業応援事業（米対策支援）

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	305,034,000	236,585,000	68,449,000	
特定財源	0	0	0	
合計	305,034,000	236,585,000	68,449,000	

② 元気な農業応援事業（園芸等対策支援）

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	361,500,000	308,080,000	53,420,000	
特定財源	0	0	0	
合計	361,500,000	308,080,000	53,420,000	

③ 元気な農業応援事業（新たな産地づくり支援）

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	158,598,000	143,116,000	15,482,000	
特定財源	0	0	0	
合計	158,598,000	143,116,000	15,482,000	

(2) 事業の概要

本事業は、以下の3事業で構成される市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

① 元気な農業応援事業（米対策支援）

ア 趣旨・目的

米生産の生産体制を整備するため、規模拡大や作業の効率化・低コスト化を図る取組みに必要な機械・施設整備への支援を行う。また、ニューフーズバレー形成に向け、加工用米・米粉用米・酒造好適米における地域内流通への取組みを推進するための支援を実施するほか、輸出用米の取組拡大、スマート農業の取組みを支援する。

イ 経緯

・ 平成30年

既存の「がんばる農家支援事業」、「多様な米づくり推進事業」、「田んぼフル活用促進事業」の3事業を統合。

・ 平成元年

輸出用米取組拡大支援、スマート農業取組支援(ドローン免許取得支援)を新設。

ウ 内容

(米対策ハード事業)

米づくりの経営規模の拡大に当たって必要となる機械・施設の整備、生産コストの低減や生産の効率化を図るための機械の整備に必要となる費用を助成。

(米対策ソフト事業)

- ・ ニューフードバレー形成を目的として、市内の水田活用米穀(加工用米・米粉用米・酒造好適米)の実需者(加工業者等)との結びつきを推進するため、作付面積に対して助成。

加工用米 7,000 円以内/10 a

米粉用米 10,600 円以内/10a

醸造用玄米(酒造好適米) 5,000 円以内/10a

- ・ 前年産よりも増加した輸出用米取組面積のうち、多収品種以外の増加面積に対して助成。

輸出用米(多収品種以外) 20,000 円以内/10a

- ・ 水稻栽培の省力化・コスト低減による生産性向上を図るため、ドローンの免許取得に係る経費を助成。

* 国の経営所得安定対策(水田活用の直接支払交付金)

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る制度。以下は令和元年度の内容。

① 戦略作物助成

麦、大豆、飼料作物 35,000 円/10 a

WCS 用稲 80,000 円/10 a

加工用米 20,000 円/10 a

飼料用米・米粉用米 収量に応じ、55,000 円～105,000 円/10 a

② 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、水田における大豆・園芸作物等の生産性向上等の取組みや、多収品種による非主食用米生産の取組み等を支援する制度。国から配分される資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容を設定する。

エ 効果・課題

- ・ 規模拡大や生産コストの低減、作業の効率化への取組みや地域内流通による需要に応じた生産に取り組むことで、安定した米生産が行われ農家所得の確保に繋げることができる。
- ・ 米対策ソフト事業は、国の支援制度に加えて、ニューフードバレーの形成を図るため加工用米・米粉用米・酒造好適米の地域内流通支援として、市内の生産者と実需者の結びつけに対し支援を行うほか、輸出用米の取組拡大に対して支援を行うものである。販売収入と掛かり増しコストを考慮すると、多収性の加工用米や米粉用米は、国の支援制度を利用しても主食用米との差額が残り、その差額の半額を市が助成することにより、10 a あたりの収入は主食用米と遜色がないものと市は試算していた。

しかし、地域内流通の取組推移をみると、平成 30 年度からの新たな米政策の開始以降、減少傾向にある。加工用米・米粉用米の地域流通は作付全体の 50%以上（米粉用米は多い年で 80%以上）を占めており、令和 2 年 3 月実施の実需者に対するアンケートでも実需者の要望数量に対して供給が不足している状況となっている。そうした実情を踏まえ、市は取組みが最大であった平成 29 年度の面積を目標として、令和 3 年度以降の制度の見直しを検討しているとのことである。

また、輸出用米の取組状況も、平成 29 年産までは、新潟県は全国シェアの 47.6%で 1 位（新潟市は県の内数として全国シェアの 11.4%で 2 位）を占めていたが、平成 30 年からの新たな米政策開始後、全国で輸出用米（新規開拓用米）の取組みが増加し、令和元年産では新潟県は 14.7%で 2 位、新潟市は 4.9%で 7 位に下落している（令和元年産では新潟県も新潟市も前年より生産量自体が減少している。）。輸出用米における産地間競争で後れをとっている状況であり、市は、令和 3 年度以降の拡大に向けた取組みを図っている。

② 元気な農業応援事業（園芸等対策支援）

ア 趣旨・目的

平成 30 年度からの米政策の見直し等を踏まえ、米中心の生産体制からの転換に向けて高収益な園芸作物の導入や拡大を推進するため、多面的な支援を行う。

イ 経緯

・ 平成 30 年

既存の「がんばる農家支援事業」、「多様な米づくり推進事業」、「田んぼフル活用促進事業」の 3 事業を統合。

・ 令和元年

園芸対策ハード事業の要件を緩和（「1 採択・1 台」から「複数台」とし、さらに米対策ハード事業との重複申請を可とする）。

ウ 内容

（穀物類ソフト事業）

- ・ 品質や収量等を確保するため、実績単収が基準単収以上であり、品質・収量向上に向けた取組みを実践した場合、取組面積に対して助成。

＜麦・大豆＞

いいものづくり支援（基本） 10,000～20,000 円以内/10a

地域内流通実践支援（加算） 5,000 円以内/10a

<各区の JA ごとに 5 品目を選定>

地域特産物助成 10,000 円/10a

- ・ ニューフードバレー形成を目的として、市内の水田活用米穀の需要者との結びつきを推進するため、市内実需者（加工業者等）との結びつきのある取組面積に対して助成。

（園芸等対策ハード事業）

以下の整備費に対して助成を行う。

- ・ 麦、大豆、飼料作物等の経営規模拡大にあたって必要となる機械・施設の整備
- ・ 園芸生産の新規取組みや規模拡大にあたって必要となる機械・施設の整備
- ・ 単収の向上や高品質化にあたって必要となる機械・施設の整備
- ・ 鳥獣被害防止にあたって必要となる機械・施設の整備
- ・ 生産コスト低減や生産の効率化を図るための機械の整備

（園芸等対策ソフト事業）

- ・ 複合経営の推進及び特色ある園芸品目の生産に対して支援
- ・ 果樹産地の維持、拡大に向けた体制の整備に対して支援
- ・ 施設園芸の省エネルギー化に要する被覆資材等の導入に要する経費に対して支援
- ・ 地域の特徴を活かした特産野菜等園芸品目の導入による複合経営推進のため、作付面積に対して助成
- ・ 農業者・集落による需要に応じた作物生産に向けた話し合い等の取組みに対して支援

エ 効果・課題

各種支援の実施により、水田を有効活用しながら、需要に応じた作物生

産を拡大し、水田農業経営の農業所得を向上させる。また、市内食品加工業者への流通支援により、新潟市産農産物の付加価値を高め、ニューフードバレー構想の実現に寄与する。

③ 元気な農業応援事業（新たな産地づくり支援）

ア 趣旨・目的

米中心の生産体制による農業所得の確保が難しい中、「もうかる農業」の実現のため、高収益な園芸作物の導入による大規模な産地化を目指す取組みに対し支援を行う。

イ 経緯・内容

大規模な園芸産地化への取組みを行う際、国・県による補助に上乗せして支援することにより、農業協同組合や複数の法人の負担を軽減し取組みを推進させる。

ウ 効果・課題

- ・ 取組時の負担を軽減することで導入後において、より早く経営の安定が図られることが見込まれる。
- ・ 大規模な園芸産地化には、安定した生産と収量の確保が必要となるため、作業の効率化や生産コストの低減等が求められる。また、販売先の確保のため、県や JA など関係機関と連携した産地の PR が必要である。

(3) 所見

ア 【指摘 9】

実施要領に準拠しない計算方法で補助金額の算定が行われている例が散見された。

新潟市元気な農業応援事業実施要領によれば、農業機械の補助金額は、「導入価格×補助率」若しくは「メーカー希望小売価格×一定率×補助率」のいずれか低い額とされており、事業主体等が農業協同組合以外の場合のトラクター、コンバインの一定率は 88%とされている。しかし、この一定率について

て、米生産用ではなく園芸用に使用するトラクターの場合は、88%ではなく92%になると誤認するなど、実施要領に準拠しない誤った計算方法によって補助金額が算定されている例が散見された。

ただし、下記のとおり、補助金額の算定過程には誤りはあるものの、補助金算定上の事業費には誤りが生じなかったため、実際に交付した補助金額に誤りは生じていない。

(誤りの例)

	事業種目	米対策支援	園芸等対策支援
	導入機械	コンバイン	トラクター
①	導入価格	7,685,185円	1,610,000円
②	メーカー希望小売価格	9,884,500円	1,870,330円
③	一定率	92% (正 88%)	92% (正 88%)
④	算定事業費 ④=②×③	9,093,740円 (正 8,698,360円)	1,720,703円 (正 1,645,890円)
	補助金算定上の事業費	①<④により ①の7,685,185円	①<④により ①の1,610,000円

これは、担当者が実施要領をよく確認せず、誤った認識に基づき計算したことにより生じたミスである。本事例の場合は、実際に交付する補助金額の計算結果には影響を与えなかったものの、金額次第では重大なミスにつながりかねない事務処理ミスと考えられる。

こうした事務処理ミスを事前に発見、防止することも稟議、決裁の役割として期待される場所であるが、実際の稟議、決裁では担当者の申請どおりの金額で支払うことについての承認は行われているものの、担当者の申請内容の正確性まで十分な検討が行われているとは言えず、市内部での事務の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。

担当者単独による事務処理と自己チェックではこうした事務処理ミスが発生するリスクが高いため、複数名で事務処理を行い相互チェック機能が働く

ような業務フローに見直すことが必要である。そして、稟議や上司による決裁時には、申請額と支払額が一致するかといった形式的な検討だけではなく、事務に複数名が関与して実質的なチェックが行われているかどうかなどについても検討するべきである。

イ 【指摘 10】

実績報告書の提出期限を超過して提出されている例が散見された。

新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱によれば、補助事業者は、事業完了後 1 か月以内又は事業が完了した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績を報告しなければならないことになっている。

しかし、事業完了年月日が令和元年 9 月 30 日、実績報告書の提出年月日が令和元年 12 月 12 日となっている例など、大幅に提出期限を超過して提出されている実績報告書が散見された。これについて市に確認したところ、当初提出された実績報告書案に不備があると、補助事業者との間で書類等の修正のやり取りが行われるため、結果的に期限を大幅に超過して提出されることもあり、このような事情がある場合は、報告期限の定めについては、ある程度柔軟に対応しているとのことである。

確かに、予算の執行上支障がない場合は、実績報告書の提出期限について柔軟な取扱いをしても大きな問題はないが、市で保存されている文書の記録を閲覧する限り、こうした事情や経緯等が明確に記録されておらず、市が交付要綱で定めた提出期限を超過した実績報告書を看過して受け付けているような外観となっている。当初提出された実績報告書案の收受日付を記録するなど、市の事務処理に問題がないことを明らかにできる程度の経過記録は残す必要がある。

ウ 【指摘 11】

事業計画書や実績報告書の審査過程に不備がある例が散見された。

新潟市元気な農業応援事業実施要領では、機械・施設等の導入の場合は、

事業主体に成果目標を設定させ、事業実施申請年度から3年を目標年度とした事業計画書の作成、提出を求めている。また、成果目標が未達成であった場合は、成果目標を達成するまでの間、毎年、達成状況報告書の提出が必要とされる。

当該事業計画書の審査において、平成30年の所得の確認をするべきところ、誤って平成29年の確定申告書を入手して所得の確認を行っている例や事業主体が記入した成果目標の数値を市の担当者が手書きで訂正したまま、事業主体から訂正後の書類の再提出を求めている例など適切な事務処理とは思われない例が散見された。

また、成果目標が未達成の場合には、達成するまでの間、継続して達成するための取組みが求められるため、成果目標は重要な項目となるが、現実的に実現可能な計画値なのか疑問が残るケースや、大豆・麦・トマトといった品目ごとの収入だけでなく品目ごとの所得額の目標を計画している例など、事後的に正確な実績額の算定をすることが本当に可能なのか疑問が残る計画もそのまま受け付けているケースもあり、提出された計画の合理性や実現可能性に係る審査が十分に行われているとは評価し得ない例も散見された。

さらに、事業計画書における取組後の所得額が現在の所得額より少ない計画が提出されている例が見受けられた。売上額を目標数値としていたことに起因するようであるが、少なくとも個人の農業者において、所得が減少するような拡大計画は妥当性を欠くものと思われる。今後は、事業主体から提出される事業計画書や実績報告書に対する市の審査体制をより一層強化し、審査の実効性を高める必要がある。

エ 【指摘12】

補助事業の取組主体が補助事業を遂行するための請負契約締結に際しての競争性の確認が不十分な事例がみられた。

令和元年度に、新潟市南区農業再生協議会が事業主体、新潟みらい農業協

同組合（以下「JA新潟みらい」という。）が取組主体となって、「JA新潟みらい しろね えだまめ選果施設」が、国の「産地パワーアップ事業」、県の「ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業」及び新潟市の「元気な農業応援事業」による各補助金の交付を受けて整備された。

建物及び選果設備全体の総事業費は、427,580,000円であり、そのうち国庫補助金から189,356,000円、県費から47,252,000円、市費から59,154,000円が補助金として支出されている。

上記施設の工事は、建物工事と選果設備の機械器具設置工事に分けて行われたところ、後者の選果施設整備工事については、一般競争見積（競争参加資格を有する者であれば誰でも参加でき、予定価格に相当する見積もり設計目標価額を下回り、かつ、最も低い金額で有効な見積もりをした者を契約の相手方とする契約方法）によりA社が受注し、JA新潟みらいの委託を受けた全国農業協同組合連合会新潟県本部と請負代金411,400,000円（税込み）にて工事請負契約を締結した。

取組主体であるJA新潟みらいが、契約準備行為として一般競争見積をしたのは、国及び県の各補助金交付要綱において「取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。」とされていることによるが、このような条件が付されている趣旨は、公金が支出される以上、補助対象となる契約が公正かつ経済的であることが必要とされることによる。

そのうえで、JA新潟みらいによる本件事業における一般競争見積の経緯は、関係書類等から以下のとおりであったと認められる。

(ア) 選果施設整備工事の一般競争見積公告は、令和元年8月1日になされたが、そこにおいては次のようなスケジュールが設定された。

- ① 同年 8 月 1 日から 15 日まで、一般競争見積参加資格確認申請書、参加資格確認資料の提出期間
 - ② 同月 15 日まで、J A 新潟みらいから見積設計参加資格確認通知書の送付
 - ③ 同月 19 日、見積設計要項書、基本設計条件書、設計図書を受領する（現場説明会は実施しない。）。
 - ④ 同月 29 日まで、見積設計仕様書・標準見積書の提出期間
 - ⑤ 9 月 2 日まで、J A 新潟みらいから一般競争見積参加資格確認通知書の送付
 - ⑥ 9 月上旬予定 見積書の持参
 - ⑦ 9 月上旬 着工
 - ⑧ 令和 2 年 3 月上旬 完成・引渡し
- (イ) 一般競争見積公告がなされた後の経過は、次のとおりである。
- ① 8 月 14 日、J A 新潟みらいは、一般競争見積参加資格確認申請書、参加資格確認資料を提出した A 社、B 社、C 社の 3 社に対し、見積設計参加資格確認通知書を送付した。
 - ② 同月 19 日、A 社、B 社、C 社の 3 社が見積設計要項書、基本設計条件書、設計図書を受領した。
 - ③ 同月 22 日、B 社が「令和元年 8 月 20 日にご説明いただきました『J A 新潟みらい しろねえだまめ選果施設整備工事』の競争見積につきまして諸般の事情により辞退させていただきます。」と記載された競争見積辞退届を提出した。
 - ④ 同月 29 日、C 社が「上記について御指名をいただきましたが、下記の理由により、今回に限りまして入札を辞退させていただきます。（理由）本件、見積要項書における基本設計条件の一部を、満たすことが出来ないため」と記載された入札辞退届を提出した。結局、A 社のみが同日ま

で見積設計仕様書・標準見積書を提出した。

⑤ 9月2日、JA新潟みらいの一般競争見積にA社のみが参加した（なお、県及び市の担当者も立ち会った。）。A社は、見積金額376,200,000円（税抜き）とする見積書を提出したが、JA新潟みらいの設定した見積もり設計目標価額376,000,000円（税抜き）を超過していたため、見積金額374,000,000円（税抜き）の見積書を再提出し、受注予定者に決定した。

(ウ) 上記のB社及びC社が見積参加を辞退した理由について、市担当者に確認したところ、上記辞退届の記載以上の具体的な事情は把握していなかった。B社及びC社は大手農機具メーカー又はその関連会社であり、一般論としてはプラントの設計・施工能力を十分に有すると推認される事業者である。にもかかわらず、このような大型工事の見積参加を辞退した事情としては、C社の入札辞退届にあるように見積要項書における基本設計条件の一部が満たすことが出来ないようなものであったことや、見積設計仕様書・標準見積書の準備期間が十分とれなかったことが原因である可能性も考えられるところ、そのことに市が格別の問題意識を持つことはなかった。

(エ) 他方、受注したA社は、複数者を協力業者として本件工事を完成させているところ、そのうちのX社は、上記一般競争見積の公告前から、本件選果施設の企画に主導的な関与をしていた。すなわち、X社は平成31年4月22日付で「JA新潟みらい様向け枝豆前処理機器選定の根拠」という資料をもって、「JA新潟みらい様専用設計」というライン機器を選定し、その根拠を説明している。また、X社は同年7月4日付けで同施設についての合計372,257,000円（税別）の見積書2通をJA新潟みらいに提出している。これらのX社の提出書類は、市の事業関連ファイルに綴じられていたものであり、本件一般競争見積の基本要項及び見積もり設計目標価額376,000,000円（税抜き）の基礎資料となったことが窺われる。しかし、市

は、受注段階におけるA社とX社の関係性に格別の関心を持つことはなかった。

なお、同年8月19日付けでA社からJA新潟みらい宛に「既存キュービクルの使用可能年数について」という書類が提出されている。市担当者によれば、国の補助事業を利用するために、既存設備を利用する場合に補助施設の耐用年数を満たすことの証明書（作成者が一義的に定められている書類ではない）が必要であるところ、当初の依頼業者に断られたうえ、提出期限が迫っていたため、作成能力のあると考えられる見積参加予定者の名簿の筆頭にあるA社に依頼したということである。

以上の事実によれば、補助対象事業に係る高額契約について、一般競争見積に1者しか参加しなかったにもかかわらず、実質的な競争原理が働く公正かつ経済的なものと評価できるかどうかについて、市が格別の配慮を払っていたものと認めることは困難である。

ところで、本件枝豆選果施設は、本州では初めての事例であった。もし仮にそうした事情のために1者しか条件を満たす業者がいなかったのであれば、「補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合」として、合理的な根拠資料を示したうえで随意契約とすることを検討することもできたものと思料する。

なお、監査人の質問を受けて、市担当者において、施工管理を行った全国農業協同組合連合会新潟県本部から聴取したところ、「取組主体である新潟みらい農協の求める条件により競争見積を実施した。結果として2者辞退し1者参加となったが、参加の余地がなかったわけではないと考える。」との回答を受けたとのことであるので、その旨を申し添える。

オ 【意見10】

補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。

補助金交付事務に関連する誤りが発生するのは、各種補助金ごとに補助対

象となる事業、補助対象者、補助対象事業費、補助率などが詳細に定められ、かつその内容が頻繁に改正される中で、各区に分散して事務を行う市の担当者が、これらに対応し切れていないことが一因と考えられる。各種補助金の交付要綱や実施要領などの中から、補助金ごとに確認すべき項目を漏れなく抽出したチェックリストを整備し、これを活用して審査を行うことで、経験の浅い担当者であってもミスなく効率的に事務を行うことが可能になると考えられるため、市共通のチェックリストを導入することが望ましい。

カ 【意見 11】

事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とするべきである。

補助金等交付申請書の添付書類として、ハード事業については、3者見積もりの提出を求めているが、取組推進支援などソフト事業については、複数見積もりの添付を求めている。このため、導入資材の総額が100万円以上となる場合であっても複数見積もりは入手不要とされているが、事業費の総額が多額となる場合は、ハード事業と異なる取扱いをすることに合理性はなく、3者見積もりの提出を求めるべきである。

キ 【意見 12】

成果指標を設定して取り組むべきである。

市は、水田を最大限活用してニューフードバレー構想を推進することを組織目標に挙げており、元気な農業応援事業は、この組織目標を達成するための主な取組みの1つとして実施されている。この組織目標の達成状況を評価するための指標として、新たな園芸産地の形成数、加工用米・米粉用米・酒造好適米の地域内流通支援面積、輸出用米の取組面積の3つを挙げているものの、本事業として個別の成果指標は設定されていない。

本事業の事業主体に対して、3年後の収入や所得などの客観的な成果指標の設定を求めているのであれば、本事業を実施する市においても、補助金を交付した事業主体の収入や所得の増加額、増加割合などを指標として取組み

の成果を客観的に評価することも可能であり、個別の事業ごとに実施する支援事業の目的に合致する成果指標を設定し、事後的に事業の実施効果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。

1-18 水田農業構造改革対策推進事務費

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備 考
一般財源	3,142,000	1,511,942	1,630,058	
特定財源	45,020,000	39,890,000	5,130,000	県補助金
合 計	48,162,000	41,401,942	6,760,058	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

需要に応じた米生産と転作作物の産地化による水田農業経営の確立のため、多面的な支援を行う。

イ 経緯

平成23年度から、戸別所得補償制度推進事業費の歳入を受け、地域農業再生協議会へ支出を行う。

ウ 内容

生産調整の推進、確認、事務手続きなどに要する事務費を、主に農業再生協議会を通じて負担する。

本事業は、国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源の大半は特定財源であるが、一部に市の一般財源による事業費が含まれている。

エ 効果・課題

- ・ 需要に応じた的確な生産調整の実施により、米価の下落を抑止するとともに、地域にあった転作作物を定着化し産地化することで複合経営による経営の安定と担い手や生産組織等の育成に貢献する。

- ・ 国施策が大きく転換することによる事務量への影響が不透明である。

(3) 所見

農業総務事務費において指摘した事項を除き、本事業についての指摘又は意見はない。

1-19 水田農業構造改革対策推進事務費（持続可能なICT地域農業）

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	4,620,000	1,550,000	3,070,000	県補助金
合計	4,620,000	1,550,000	3,070,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

ICT 技術の導入により交付金対象作物の現地確認の精度の飛躍的向上及び人件費の大幅な削減を図る。

イ 経緯

- ・ 平成 30 年

市職員による現地確認に要する負担軽減と効率化・精度向上を目的に実施方法を検討し、ドローン空撮による確認をモデル的に実施することを決定。

- ・ 令和元年

西区において AI を活用した画像分析を試験。

ウ 内容

ドローンにより空撮し、空撮画像の GPS 座標を利用することで農地の位置を特定し、地図表示する。そこから正確に農地一筆一筆の作物を分類するほか、地図画像を作成、提供し、農業者に現地確認結果を通知する一連の業務を委託する。

本事業は、国の事業であり、国から県を通じて市に補助金が交付され、最

最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は全て特定財源であり、市の一般財源からの支出はない。

エ 効果・課題

- ・ 現地確認の精度向上、職員の労力の大幅削減・人件費の削減
- ・ モデル実施から全市展開に向けた検証

(3) 所見

令和元年度からモデル事業として新規に実施されたもので、本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-20 環境と人にやさしい農業支援事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	36,437,000	28,120,554	8,316,446	
特定財源	0	0	0	
合計	36,437,000	28,120,554	8,316,446	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

環境に対する負荷を軽減させ、都市と農村が共存できる持続可能な環境保全型農業を推進するため、有機栽培等化学肥料・農薬の使用を控え、安心・安全な農産物を生産する農業者を総合的に支援する。

イ 経緯

平成 21 年度 既存事業から環境保全に関する事業を統合し拡充

平成 23 年度 環境保全型農業直接支払交付金事業と重複する事業を廃止
 がんばる農家支援事業から「緑の畔づくり支援」メニューを移行

平成 24 年度 「緑の畦づくり支援」を面積助成に改正、事業名変更
 自然栽培農法（木村秋則氏）の普及啓発に関する事業を実施

- 平成 26 年度 環境保全型農業直接支払交付金事業と重複する事業を廃止
- 平成 27 年度 補助率、補助対象事業費の見直し
- 平成 28 年度 5 割減・減＋土づくり（ケイ酸施用）支援を設立
- 平成 30 年度 その他市単独補助事業にあわせて、対象者要件を認定農業者等へ変更
- 平成 31 年度 環境保全型農業啓発活動の予算措置、無人ヘリコプター運転免許取得支援を廃止
- 5 割減・減＋土づくり（ケイ酸施用）支援の補助単価を見直し

ウ 内容

① 機械施設整備事業(ハード事業)

環境保全型・資源循環型農業の新規取組みや取組規模の拡大に必要な機械施設の整備費を補助する。

② 取組推進事業(ソフト事業)

化学肥料、化学合成農薬の使用を 5 割以上減らした栽培方法のための土づくりや環境保全型・資源循環型農業の取組みに要する費用を支援する。

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

農業構想の方針を踏まえた環境保全型農業施策の見直しが必要である。

(3) 所見

ア 【指摘 13】

補助金の計算に誤りがあり、過大に補助金が交付されている例が見受けられた。

新潟市環境と人にやさしい農業支援事業費補助金交付要綱では、やさしい農業取組支援(環境保全・資源循環型農業)の場合、補助金の交付対象となる事業費は 300 万円以下(消費税抜き)と定めている。しかし、補助対象事業費

の上限となる 300 万円を超過した事業費に対しても補助金が交付されている例が見受けられた。

	補助対象経費	補助金(補助率 1.5/10)
(現状) 補助対象事業費	3,302,696 円	495,000 円
(本来) 補助対象事業費	3,000,000 円	450,000 円
差額	303,696 円	45,000 円

これは、補助金の交付申請者となっている団体の各構成員単位では 300 万円を超過する事業費の支出はないが、団体としては 300 万円を超えているケースである。市は、交付申請者である団体として補助対象事業費の上限額を判断すべきところ、錯誤により団体の各構成員単位で上限額を判断したことにより、過大に補助金が交付されることになったものである。当然、過大に交付した補助金は返還を求めることが必要である。

こうした錯誤による事務処理ミスを事前に発見、防止することも稟議、決裁の役割として期待されるところであるが、実際の稟議、決裁では担当者の申請どおりの金額で支払うことについての承認は行われているものの、担当者の申請内容の正確性まで十分な検討が行われているとは言えず、市内部での事務の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。

担当者単独による事務処理と自己チェックではこうした事務処理ミスが発生するリスクが高いため、複数名で事務処理を行い相互チェック機能が働くような業務フローに見直すことが必要である。そして、稟議や上司による決裁時には、申請額と支払額が一致するかといった形式的な検討だけではなく、事務に複数名が関与して実質的なチェックが行われているかどうかなどについても検討すべきである。

イ 【指摘 14】

補助事業実績報告書に補助事業にかかる請求書の写しのみが添付され、支払の事実が確認できないまま、補助金が交付されたものが散見された。

この点、新潟市補助金等交付規則 13 条及び別記様式第 5 号には、添付書類

についての具体的な定めはない。また、新潟市環境と人にやさしい農業支援事業費補助金交付要綱 6 条で提出が求められている様式第 3 号「補助事業実績報告書」には、添付書類として「領収書（又は請求書）の写し」と記載されているので、上記の取扱いは要綱に沿ったものであるといえる。

しかし、補助金の支払方法は事業完了後の「精算払」が原則である以上、領収書やそれに代わる支払事実を確認しうる書類（口座振込書の控えや引落としが確認できる通帳の写し等）の提出を求めることを原則とすべきである。なぜなら、請求書はあくまで請求行為がなされたことを証するものに過ぎず、それに対する支払を証するものではないからである。

要綱では、添付書類として事業実施成果の写真 3 枚以上も求めているため、補助事業自体がなされたことは確認できているとはいえ、請求書送付後に代金が減額されることもありうる。過大な見積書・請求書等を補助金交付額算定の資料としつつ、実際の支払はそれより少ない金額とすることは、典型的な補助金不正受給の手口である。

したがって、支払の事実が書類上確認できた後に補助金を交付することを原則とする形で要綱の見直しがなされるべきである。もし仮に、補助事業者において補助対象事業を実施するための自己資金に乏しく、補助対象事業の執行に支障を及ぼす場合には、「概算払」としうる旨を要綱に定めることも考えられる。

上記の指摘は、他の補助金にも当てはまるものがある（例えば、新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の様式第 3 号も、同様に「領収書（又は請求書）の写し」としている。）ので、併せて見直しがなされるべきである。

ウ 【意見 13】

補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。

補助金交付に関連する誤りが発生するのは、各種補助金ごとに補助対象となる事業、補助対象者、補助対象事業費、補助率などが詳細に定められ、か

つその内容が頻繁に改正される中で、各区に分散して事務を行う市の担当者が、これらに対応し切れていないことが一因と考えられる。各種補助金の交付要綱や実施要領などの中から、補助金ごとに確認すべき項目を漏れなく抽出したチェックリストを整備し、これを活用して審査を行うことで、経験の浅い担当者であってもミスなく効率的に事務を行うことが可能になると考えられるため、市共通のチェックリストを導入することが望ましい。

エ 【意見 14】

事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とするべきである。

補助金等交付申請書の添付書類として、ハード事業については、1台(機、基)当たり10万円以上の場合は3者見積もりの提出を求めているが、ソフト事業については、導入資材の3者見積もりを添付することが望ましいとするだけである。このため、導入資材の総額が100万円以上の場合であっても特定業者からの見積書しか提出させていないケースが散見されたが、農業用資材などは単価を見ると低額なものが多いものの、まとめて購入する場合は多額となることもあるため、事業費の総額が多額となる場合は、ハード事業と同様に3者見積もりの提出を求めるべきである。

オ 【意見 15】

成果指標を設定して取り組むべきである。

市は、環境保全型の農業施策の目標として、主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬や肥料を5割以上削減した栽培面積の割合を、2013年の34.4%から2022年までに50%へ引き上げることを農業構想における目標として明記している。しかし、個々の支援事業ごとに具体的な成果指標などを設定した取組みは行われていない。本事業の成果は、全て主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬や肥料の削減割合によって評価することが合理的ということにはならないのであり、実施する支援事業の目的に合致する成果指標を個別に設定し、事後的に事業の実施効果を測定、評価し得るような形で取り組

むべきである。

1-21 環境保全型農業直接支払交付金事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,518,000	3,184,395	333,605	
特定財源	10,553,000	9,553,185	999,815	県補助金
合計	14,071,000	12,737,580	1,333,420	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的とする。

イ 経緯

- ・ 国が平成 23 年度より事業化し、平成 27 年度から国の支援は県・市を介して農業者に行われる。
- ・ 平成 30 年度より、国際水準の GAP に取り組むことが要件となる。

ウ 内容

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援する。本事業は、国が 1/2、県と市がそれぞれ 1/4 の割合で負担する補助事業である。

エ 効果・課題

地球温暖化防止、水質保全、生物多様性保全等の効果が見込まれる。

過去の実績

単位 面積：ha、金額：百万円、()内は、全国に占める市の割合

	市実施面積	全国実施面積	市交付金額	全国交付金額
平成 28 年度	280(0.33%)	84,566	13(0.28%)	4,578
平成 29 年度	299(0.33%)	89,082	14(0.30%)	4,587
平成 30 年度	272(0.34%)	79,465	13(0.28%)	4,514
令和元年度	261(0.32%)	79,839	13(0.28%)	4,543

(参考)令和元年7月15日時点の耕地面積(田畑計)の割合

市 32,900ha/全国 4,397,000ha=0.75%

(3) 所見

【意見 16】

成果指標を設定して取り組むべきである。

本事業は、国が主導する事業であり、交付金による地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果などの評価は、国及び県で行われることになるため、市単独で事業の成果を評価するのは馴染まない面があるものの、この制度の利用が進めば、市は 1/4 の負担で環境保全効果を得ることにつながるため、実施面積などの目標や上記に示したような全国の実施状況に占める市の割合を目安とするなど、市としての成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。

1-22 南区資源循環事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,398,000	1,386,000	12,000	
特定財源	0	0	0	
合計	1,398,000	1,386,000	12,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

南区の合併建設計画において、農業現場から発生する家畜排せつ物や稲わ

ら・もみ殻、果樹の枝などを堆肥化し、それらをほ場へ還元することで環境にやさしい資源循環型農業を確立するための施設の建設が計画されていたが、その後、新施設の建設はせずに畜産農家が所有する堆肥盤などを活用した中で「南区資源循環システム」を構築し、安心・安全な農産物と持続可能な農業を推進することとなったものである。

イ 経緯

平成 26 年～平成 28 年 「資源循環システム」モデル事業として運用開始
平成 29 年～令和 2 年 拡大事業

ウ 内容

畜産農家から堆肥供給を受け、効率的に散布する事業を新潟市南区農業振興公社へ委託して行う。

本事業は、市の単独事業であり、全て市の一般財源により賄われている。

エ 効果・課題

- ・ 化学肥料に頼らない、安全・安心を追求する農業産地の確立
- ・ 環境保全型農業へ向けた生産者の意識改革を図ることによる稲わら・もみ殻の焼却防止
- ・ 直売所での販売、学校給食への供給による環境にやさしい農業産地、農業生産物のアピールと評価向上
- ・ 計画的な堆肥供給及び散布の実施が課題

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-23 新潟県農林水産業総合振興事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	10,056,000	8,177,000	1,879,000	
特定財源	198,736,000	169,362,000	29,374,000	県補助金
合計	208,792,000	177,539,000	31,253,000	翌年度繰越額 3,219,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県の補助事業である「新潟県農林水産業総合振興事業」を利用した事業である。間接補助の場合、市が県の補助と合算して補助金を支出する。

イ 経緯

農林水産業の総合的な支援を図るため県が実施する補助事業に対し、市が予算の範囲内で上乗せ助成を行う。

ウ 内容

米政策改革の実施に伴い激化する産地間競争に打ち勝ち、競争力と持続性を兼ね備えた総合的な食料供給市として発展するために、経営体の育成、農林水産業の体質強化等を総合的に支援する補助事業である。

本事業は、県の財源で行う新潟県農林水産業総合振興事業に、市の予算で補助率を上乗せして行う事業であり、市の上乗せ補助率は、組織経営体の設立支援 7%、組織経営体の経営発展支援 5%、新規就農者支援 10%、大豆・そば・麦、園芸、加工・直売 5%とし、補助対象事業費をベースに計算される。

エ 効果・課題

生産者等の事業拡大における初年度経費を縮小し、円滑な事業推進に貢献する。

(3) 所見

ア 【指摘 15】

実績報告書の提出期限を超過して提出されている例が散見された。

新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱によれば、補助金の交付

申請者は、事業の完了から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出することになっている。

しかし、事業完了年月日が令和元年10月28日、実績報告書の提出年月日が令和2年2月10日となっている例など、大幅に提出期限を超過して提出されている実績報告書が散見された。これは、当初の実績報告書案が提出された段階で、県から不備を指摘され、交付申請者との間で書類等の修正のやり取りをしている間に時間が経過したため、結果的に大幅に超過する形となったもので、このような事情がある場合は、報告期限の定めについてある程度柔軟に対応しているとのことである。

確かに、予算の執行上支障がない場合は、実績報告書の提出期限について柔軟な取扱いをしても大きな問題はないが、市で保存されている文書の記録を閲覧する限り、こうした事情や経緯等が明確に記録されておらず、市が交付要綱で定められた提出期限を超過した実績報告書を看過して受け付けているような外観となっている。当初提出された実績報告書案の收受日付を記録するなど、市の事務処理に問題がないことを明らかにできる程度の経過記録は残す必要がある。

イ 【意見17】

成果指標を設定して取り組むべきである。

本事業は、県の補助事業に市が上乘せ補助を行うものであり、市単独で事業の成果を評価するのは馴染まない面があるものの、上乘せ支援の効果を期待して市の一般財源から補助金を支出する以上、市としての成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。

1-24 強い農業づくり交付金事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	420,370,000	314,106,000	106,264,000	県補助金
合計	420,370,000	314,106,000	106,264,000	翌年度繰越額 97,686,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業協同組合及び農業生産法人が行う生産技術高度化施設等の導入を国の強い農業づくり交付金制度を活用して支援し、産地の収益力強化及び強い経営体の育成を推進する。

イ 経緯・内容

市の単独事業である元気な農業応援事業(新たな産地づくり支援)で上乗せ支援を行うもとなる国、県の補助事業である。

国の「産地パワーアップ事業」と県の「ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業」の2種類に分けられる。新たな枝豆産地や加工用玉ねぎ産地を形成するための施設等の導入支援や輸出用米拡大、省力化のためのICT対応農業機械の導入支援などが行われている。

本事業は、国と県の補助事業であり、国や県を通じて市に補助金が交付され、最終的に市から交付対象者に資金が交付される仕組みとなっているため、財源は全て特定財源であり、市の一般財源からの支出はない。

ウ 効果・課題

効率的な生産体制整備を行うことにより産地の競争力強化が図られる。

(3) 所見

【指摘 16】

補助事業の取組主体が補助事業を遂行するための請負契約締結に際しての競争性の確認が不十分な事例がみられた。

元気な農業応援事業の所見エ(84～88頁)において述べたものと同一案件

である。

1-25 その他

(1) 情報資産台帳について

【指摘 17】

情報セキュリティ対策基準に準拠した情報資産の管理が行われていない。

市が取り扱う情報には、市民の個人情報をはじめ行政運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれていることから、市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的かつ体系的に取りまとめた新潟市情報セキュリティポリシーが策定されている。当該セキュリティポリシーでは、情報資産が定義されており、情報資産とは次のものをいうとされている。

- ア 情報ネットワークと情報システムの開発・運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報
- イ アの情報記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体
- ウ 情報ネットワーク及び情報システム

そして、当該セキュリティポリシーを構成する情報セキュリティ対策基準において、市は「情報資産台帳」により保管する情報資産の状況を定期的に把握しなければならないこととされているが、農林政策課では「平成19年提出情報資産調査」という表題のエクセル資料（作成日付の記入なし）のみが存在しており、これ以降の更新が一切行われていないことが判明した。

これは、農林政策課において、現時点で守るべき情報資産の洗い出しや重要性についての分類がなされておらず、情報資産の重要度に応じた取扱いを行う体制が整備されていないことを意味しており、早急に是正措置を講ずる必要がある。同時に、事務分掌要綱などに情報資産の管理に関する事務を明記するなどして、一度整備した「情報資産台帳」が、その後も確実に更新されるように

事務の引継ぎ方法を見直すべきである。

さらに、当該対策基準では、新潟市情報セキュリティポリシーの遵守について委託契約書又は仕様書に明記することを求めているが、農林政策課が作成した業務委託契約書又は仕様書において当該セキュリティポリシーの遵守について明記した契約書は、検証した範囲では存在しなかった。今後は、当該対策基準に準拠してセキュリティポリシーの遵守について明記した委託契約書又は仕様書を作成する必要がある。

なお、市が全庁的に使用している標準的な業務委託契約条項の内容を確認したところ、当該セキュリティポリシーの遵守について明記されたものとはなっていないため、農林水産部以外の部署においても当該対策基準に準拠した委託契約書又は仕様書が作成されていない可能性が高く、全庁的に委託契約書又は仕様書の内容を再点検するべきである。

(2) 備品管理簿について

【指摘 18】

備品管理簿に記載されている備品が実在せず、備品の処分時に必要となる決裁手続もとられていない例が 1 件発見された。

農林政策課の備品管理簿に記載されている書籍「現行自治六法」（取得日平成 21 年 5 月 27 日、取得価格 0 円）の所在を確認したところ、既に廃棄処分済みとのことであり、現物を確認することが出来なかった。なお、取得価格が 0 円となっているのは、取得時に備品登録漏れとなっていたものを後日発見したが、取得価格が不明なため 0 円で登録したもので、取得日についても備品管理簿への登録日ではないかとのことである。

また、新潟市物品管理規則 44 条では、物品の供用不用品があるときは、不用品の決定及び処分の決裁手続をとらなければならないと定めているが、当該書籍について、稟議、決裁の手続がとられていないことが判明した。

物品管理規則に準拠した物品の管理、処分等の事務を行う必要がある。また、

現状では、当該書籍を廃棄処分したとする事実を裏付ける記録が何も存在しないため、事後的ではあるが廃棄処分についての経緯や事後的な決裁の記録を残すべきである。

(3) 歳出科目の款項目節区分における「目」の区分について

【意見 18】

歳出科目の「目」の区分は、市民から見ても事業や組織との関連が理解し易いものとなるように分類、整理することが望ましい。

農林政策課では、歳出科目を農業総務費、農業振興費、畜産振興費、林業振興費の4つの「目」に区分している。歳出科目の款項目は、地方自治法施行規則に定められているが、市において実情に合わせて区分を変更することが可能とされている。したがって、市が、実情に合わせて農業総務費や農業振興費などといった「目」を設定することに問題はないが、現状の農林政策課における農業総務費には、農林政策課の生産政策係以外の業務に係るもの及び農林政策課の一般的な事務に係るものを分類し、農業振興費には、主に生産政策係所管の業務に係るものを分類するといった程度の意味しか有しておらず、一般的な用語の意味として使われている農業総務費や農業振興費の区分で各事業が分類、整理されているとは言い難い状況にある。農業総務費と農業振興費といった名称の「目」を設定するのであれば、市民から見ても理解し易い形で各事業を分類、整理することが望ましい。

(4) 受領した文書の処理について

【意見 19】

文書を受領した際に、文書管理システムによる登録を行った場合には必要のない收受印の押印はしないことが望ましい。

市が受領した補助金等交付申請書などの文書を検証したところ、文書に收受印が押印されているものと、押印されていないものが混在しており、区や担当者によって処理方法が異なっていることが判明した。

この点、新潟市文書規程によれば、各課での文書收受について、①文書管理システムによる登録を行う場合は收受日等の必要な事項及び收受文書を登録し、文書番号を取得すること、②文書管理システムによらない文書についてはその文書の余白に收受印を押印し文書整理簿に必要事項を記載する旨が規定されており、文書管理システムによる登録と收受印の押印とはいずれか一方によるという関係にある。また、決裁を要する事案は、文書管理システムに登録するものとされている。

補助金等交付事務は決裁を要する事案であり、文書管理システムによる登録がなされているので、收受印が押印されているものについては、本来であれば押印は不要である。收受印を押印するのは、申請書に文書記号を記載する手間を省略するためや過去の慣習によることが多いとのことであるが、本来的な処理ではないので、文書管理システムによる登録を行った場合には必要のない收受印の押印はしないことが望ましい。

第2 農業活性化研究センター

2-1 6次産業化サポート事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	4,174,000	3,366,692	807,308	
特定財源	0	0	0	
合計	4,174,000	3,366,692	807,308	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農作物の付加価値向上、農業者の所得向上を目的に、6次産業化・農商工連携などに取り組む農業者や食品関連企業の課題解決を支援するため、新潟IPC財団や食品加工支援センターと連携・協力し、相談業務やセミナー、6次産業化表彰制度を実施し、また加工機械・施設の導入及び販路拡大への補助を行う。さらに食の新潟国際賞財団と連携し、農業者・企業・大学など6次産業化ネットワークの構築を進める。

イ 経緯

- ・ 平成25年度の農業活性化研究センターオープンにより、相談業務、セミナーを実施
- ・ 平成26年度のアグリパークオープン後、食品加工支援センターと連携
- ・ 食の新潟国際賞財団が平成25年度に国の6次産業化対策事業を交付決定（事業期間は平成27年度までの3年間）

ウ 内容

新潟IPC財団食の技術コーディネーターをはじめ、農業経営、栽培の専門家による相談窓口を設置し、相談対応を行う。出張相談も実施する。

マーケティング、加工、食の安全、機能性表示、栽培技術などに関するビジネスセミナーを農業活性化研究センターにて実施する。

農業者、食品関連企業を対象に、加工機械・施設導入や販路拡大等の取組

みに補助を行い、新事業展開を支援する（補助率 1/3、補助上限額 100 万円）。

食の新潟国際賞財団、新潟 I P C 財団、食品加工支援センターと連携・協力し、農業者の課題解決を図り、6 次産業化の取組みを支援する。

エ 効果

新商品開発や販路拡大など、新事業展開に取り組む農業者や食品関連企業の課題解決につながる。

付加価値の高い商品を開発する際に有用となる農業者、食品関連企業、大学等研究機関のネットワークが構築される。

オ 課題

- ・ 新潟 I P C 財団、食の新潟国際賞財団の他、大学等との連携体制の充実
- ・ 1 人 1 人に対する支援で終わり、地域的な広がりを持たせることが困難

(3) 所見

ア 【指摘 19】

補助金申請書の訂正方法が不適切な例が見受けられた。

補助金申請書の関係で、訂正印ではなく修正液を使用しているものがあったが、修正液を使用すると誰が訂正したかが分からないので訂正印で対応させるべきである。

イ 【指摘 20】

補助金申請書の添付書類の不備が看過されていた例が見受けられた。

補助金申請書に添付する会社の定款について、両面印刷のうち片面しかコピーされていないものが提出されていたにもかかわらず、再提出などを求めずにそれを受領しているものがあった。

ウ 【意見 20】

相談内訳の統計をとることが望ましい。

相談内容別の相談件数の統計がとられていないが、それらから農業従事者のよくある悩みや、生じやすい問題点などを把握し、セミナーのテーマや研

究課題の発見につなげることもできると思われるので、しっかり統計をとるべきではないかと思われる。

2-2 全国市立農場協議会負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	10,000	10,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	10,000	10,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

全国市立農場間の連絡協調を強化し、各農業の機能の充実、職員資質向上を図る。

イ 経緯

昭和47年設立で、負担金は年10,000円である。

ウ 内容

各ブロックごとに今後の施設運営のあり方や栽培技術等の課題を持ち寄り、その解決に向けた意見交換・情報交換を行う。

東部・中部・西部ブロックがあり、新潟市は中部ブロック所属である。

エ 効果

市立農場と現状・課題等について意見交換することで、今後の施設運営のあり方、技術情報等、センター機能の充実につながる。

(3) 所見

監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

2-3 中部地区市立農場協議会負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	10,000	10,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	10,000	10,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

中部地区に設立された市立農場間の連絡協調を強化し、各農業機能の充実、職員資質向上を図る。

会員は、四日市市、福井市、金沢市、浜松市、新潟市である。

イ 経緯

昭和52年設立で、負担金は年10,000円である。

ウ 内容

各市の取組みや今後の施設運営のあり方等について、意見交換・情報交換を行う。

エ 効果

市立農場と現状・課題について意見交換することで、今後の施設運営のあり方、技術情報等、センター機能の充実につながる。

(3) 所見

監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

2-4 農業活性化研究センター管理運営費

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	28,373,700	22,087,120	6,286,580	
特定財源	836,000	900,595	-64,595	雑入(太陽光売電) 使用料
合計	29,209,700	22,987,715	6,221,985	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業活性化研究センターの所管事務を円滑に処理するため、維持管理及び運営を行う。

イ 経緯

平成 25 年 6 月 28 日に農業活性化研究センターが設立された。

ウ 内容

出張、消耗品購入、維持管理、各種委託など、施設の管理運営に関することを行う。

エ 課題

地盤沈下や風雪害等を要因とする施設・設備の故障・劣化への対応

(3) 所見

監査において、令和元年度の資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

2-5 農業活性化研究センター研究費

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	14,850,300	10,711,767	4,138,533	
特定財源	240,000	223,800	16,200	雑入(土壌分析実費)
合計	15,090,300	10,935,567	4,154,733	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業者に近い研究機関として、高度な技術を生産現場に反映させるための研究や新潟市特産物のブランド確立に向けた技術開発、持続可能な環境保全型農業の実証、6次産業化に対応した技術開発や品種育成などを実施し、農業の成長産業化やニューフードバレーの形成に寄与する。

イ 経緯

平成 26 年度から、花き、野菜、果樹、薬用植物などの研究課題につき、栽培実証試験を開始している（平成 26 年度は合計 15 課題、平成 27 年度は合計 17 課題、平成 28 年度は合計 19 課題、平成 29 年度は合計 22 課題、平成 30 年度は合計 23 課題）。

平成 26 年度から、水田等における土壌分析を開始している（平成 26 年度は合計 438 件、平成 27 年度は合計 310 件、平成 28 年度は合計 315 件、平成 29 年度は合計 253 件、平成 30 年度は合計 331 件）。

ウ 内容

高度な課題解決のために、大学等と共同研究を行う。

生産現場における農業技術向上の課題（地域課題）解決を図るため、試験栽培や実証栽培を実施する。

分析結果に基づいた適正施肥を推進するため、土壌分析を実施する。

エ 効果

栽培技術の普及、問題解決の改善方策の提案、適切な肥培管理の推進に寄与した。

薬用植物の産地化に向けた新たな取組みを推進した。令和元年度は、需要があり市内栽培が可能な薬用植物（チリメンジソ、シャクヤクなど）を特定できた。

スプレーギクの品種展示を行い、生産者への研修会を実施した。

キュウリの主な病害耐性（うどんこ病、褐斑病）の品種間差試験を実施した。

希少品種となった伝統野菜の種の保存のための種取りを行った。

オ 課題

研究には、長期間時間を要するものもあること、担当職員の人事異動もあることから、研究を継承するためには、研究体制の強化・連携、研究成果の普及が不可欠である。

農業技師という専門職も採用しているが、栽培技術に関する経験を必ずしも有しているわけではなく、栽培技術の研究を行うことができる人材の育成も必要となっている。

(3) 所見

【指摘 21】

契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。

共同研究や受託研究に関する契約書は、契約相手である大学や研究機関側の契約書式が用いられている。これについては、契約締結前に弁護士などのリーガルチェックは受けていないとのことであった。大学や研究機関側の提案する契約書式に不合理なものは少ないとは考えられるが、市費を投じて研究を実施する以上は、研究に伴う知的財産の帰属や実施許諾等に関する条項等の精査が必要である。同一の契約書式については1回だけでもよいので、弁護士のリーガルチェックを受けるべきである。

2-6 農産物高付加価値化推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	10,000,000	8,500,000	1,500,000	
特定財源	0	0	0	
合計	10,000,000	8,500,000	1,500,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業者の所得向上や農業振興を目的に、付加価値の高い商品開発を進めるため、農産物の様々な機能性成分に着目し、科学的根拠を裏付けとした調査研究に取り組むことで、農業や食品産業の成長産業化の促進に貢献する。

イ 経緯

(ア) 大麦プロジェクト

平成 29 年度 マッチングフォーラムでの市内の取組講演、もち麦作付開

始

平成 30 年度 もち麦作付推進、大麦未利用部位（ふすま）を活かした商品開発調査委託

(イ) 農作物高付加価値化プロジェクト

特区で新潟市の農業発展に何らかの形で貢献したい旨、大学ベンチャー等から申し出を受け、また、主食用米の価格暴落が、水田農業の経営を圧迫させており、主食用米に依存しない農業経営が求められたことを契機に、品種改良を通して、農業者に有益で、(水田) 農業の利益が還元できる試験研究を行うこととした。

平成 26 年度から、既存の枝豆品種の糖やアミノ酸、機能性成分の調査とその遺伝的背景の調査を実施している。

令和元年度から、地元大学を中心にコンソーシアムを作り、枝豆の育種を開始している。

ウ 内容

(ア) 大麦プロジェクト

主食用米に依存しない農業経営の実現に向け、大麦に含まれる機能性(ベータグルカン)に着目し、この機能性を活かした商品開発を行っていくことで、水田農業の利益に還元できる試験研究を行う。

令和元年度は、大麦精麦時に排出される「ふすま」の付加価値を検討した(新潟薬科大学に委託)。

(イ) 農作物高付加価値化(枝豆・大豆)プロジェクト

大学ベンチャー等と連携し、最先端技術による品種改良とマーケティングの両面から商品開発を行い、土地利用型農業(水田農業)に利益が還元できるよう試験研究を行う。

エ 効果

農作物の付加価値向上、農業者の所得向上に貢献できる。

機能性商品の開発により、市民の疾病・生活習慣病の予防、医療費の抑制につながる。

水田のフル活用を可能とする品種改良によって農業振興に貢献できる。

オ 課題

育種のように、調査、研究に時間を要するものがあり、調査、研究体制の強化・連携について、検討が必要である。

(3) 所見

【指摘 22】

契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。

農業活性化研究センター研究費の箇所ですべてと同様、研究の委託に関する契約書は、契約相手側の書式が用いられているが、弁護士などのリーガルチェックは受けていない。知的財産に関する条項もあるため、リーガルチェックを受けるべきである。

第3 農村整備・水産課

3-1 地籍調査事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	8,165,000	7,309,499	855,501	
特定財源	4,545,000	4,770,000	-225,000	県補助金
合計	12,710,000	12,079,499	630,501	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

一筆ごとの土地について、土地の実態（所在、地番、地目、境界、登記簿記載の所有者の表示事項）の調査、境界測量及び面積測定を行い、その結果を地図及び簿冊に整理保管する。

イ 負担割合

国 50%、県 25%、市 25%（市負担の8割は特別交付税措置あり）

ウ 内容

令和元年度は、江南区、秋葉区、南区、西蒲区で実施された。

支出の中心は、測量委託及び使用料・賃借料である。

エ 課題

令和元年度末の進捗率は、高い順に、南区 99.5%、西蒲区 61.1%、秋葉区 17.3%、江南区（亀田・横越のみ） 10.4%、旧新潟市・旧豊栄市は 8.0%、全体では 35.7%である（地域間の偏りが大きい。）。

また、①国・県による割当額が減少し、事業の縮小傾向が顕著である、②専門的事業であるものの区の人員削減等により対応が困難になっている、③事業の効果が発揮される都市部で実施することでより効果があり所管はこのままでよいか、といった課題がある。

(3) 所見

ア 江南区及び秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘はない。

イ 【意見 21】

地籍調査事業の所管は、他の土地政策との関係も踏まえて再検討されたい。

農林水産部に関する一般会計の予算・決算の「款・項・目・節」の区分については、款は「農林水産業費」に、項は「農業費・農地費・水産業費」に、目は「農業費」は「農業委員会費、農業総務費、農業振興費、畜産振興費、林業振興費、農業活性化研究センター費」に、「農地費」は「農地総務費、土地改良費、農村環境整備費」に区分されているが、地籍調査事業は、項が「農地費」、目が「農地総務費」に区分されている。

他に、農地総務費に区分されているものは、人件費と農地諸経費であり、地籍調査事業が農地総務費に区分されている理由は、担当課の説明によると、地籍調査は農地に限定されるものではなく、他の土地改良費や農村環境整備費にはなじまないからではないかということであった。

上記のとおり、平成の大合併以前から都市部よりも農村部において地籍調査事業が行われてきた経緯によるのかもしれないが、都市部で実施することにより事業の効果が発揮されることに照らせば、所管については他の土地政策との関係も踏まえて見直すことも検討されてよいと考える。

3-2 農地耕作条件改善事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	113,000	111,000	2,000	
特定財源	67,111,000	67,111,000	0	県補助金 地方債
合計	67,224,000	67,222,000	2,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農地中間管理機構の担い手への農地の集積・集約を促すため、区画拡大や暗渠排水等の借り手のニーズに対応した基盤整備を行う。

イ 負担割合

国 50%、県 0%、市 50%

ウ 内容

令和元年度は、排水路 12 路線の整備が行われた。

支出内容は、工事請負費と委託料である。

(3) 所見

ア 事業の採択については、地域の要望が区役所経由で当課に集約され、県に上げられて県単位で調整されるということである。

イ 工事請負契約に関する入札（電子入札）及び契約事務は、予定価格 5,000 万円以上のもの（建設コンサル業務は 1,000 万円以上）については財務部契約課で、5,000 万円未満のもの（建設コンサル業務は 1,000 万円未満）については各区役所の入札担当課で行われるので、農林水産部各課は直接関与することはない。他方、工事に係る実施設計以外の業務委託については、各課において入札（電子入札ではない）及び契約事務が行われている。

ウ 江南区及び秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

3-3 基幹水利施設管理事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	-101,041	101,041	
特定財源	383,559,000	277,196,593	106,362,407	県補助金 分担金 使用料
合計	383,559,000	277,095,552	106,463,448	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

国営で造成された基幹的用排水施設について、国から委託を受けて管理を行う。

イ 負担割合

管理経費について、国 30%、県 30%、土地改良区の分担金 40%

ウ 内容

機場の管理業務を土地改良区に委託（新津郷土地改良区：車場、水田、西蒲原土地改良区：曲通、旧広通江、田潟、鎧潟、升潟、旧木山川）し、西蒲原エリアの機場の操作は、新潟県（中央管理所）に委託している。

支出内容の中心は、委託料である。

(3) 所見

秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

3-4 土地改良施設維持管理適正化事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	863,000	861,948	1,052	
特定財源	0	0	0	
合計	863,000	861,948	1,052	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

市が管理する排水機場について、施設の整備補修工事を行う。

イ 負担割合

国 30%、県 30%、市 40%

ウ 内容

排水機場の管理委託先である土地改良区に施設の整備補修工事を委託した（亀田郷土地改良区：本所、蔵岡、西蒲原土地改良区：旧広通江）。

支出内容は、委託料である。

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-5 農道維持管理支援事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	5,185,000	4,749,734	435,266	
特定財源	0	0	0	
合計	5,185,000	4,749,734	435,266	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

多面的機能支払交付金事業の区域外で一般交通のある未舗装農道について、市道認定までの間、補修のための原材料（砕石）支給やグレーダーによる整地を行う。

イ 内容

令和元年度は、全7委託（北区2、東区1、南区2、西区1、西蒲区1）でグレーダー整地を実施した。原材料の支給は上記5区に秋葉区を加えた6区で実施された。

支出内容の中心は、原材料費と委託料である。

(3) 所見

ア 各区役所からの希望調書により農村整備・水産課がとりまとめて調整するが、採択・不採択は予算の範囲内で各区において判断している。市単独事業であり、多面的機能支払交付金事業や農地耕作条件改善事業の利用可能性を検討したうえで、該当しないものを絞りこんでいるということである。

イ 江南区及び秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

3-6 田んぼダム利活用促進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,978,000	1,971,200	6,800	
特定財源	0	0	0	
合計	1,978,000	1,971,200	6,800	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農地や市街地の湛水被害を軽減するため、水田の持つ雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組みを支援する。

イ 経緯

平成 25 年度から地区を決めて効果予測及び翌年度の田んぼダム柵支給を行っている（江南区天野地区他、北区太田地区他、秋葉区市之瀬地区他）。

ウ 内容

令和元年度は、西蒲区全域の 1/2 の効果検証と西区横江地区へのダム柵支給を行った。

エ 効果・課題

新潟市農業構想の数値目標は、令和 4 年度までに実施面積 6,500ha であるところ、令和元年度末実績として、5,992ha を達成している。

他方で、高い場所には場のある農家の協力が得られない場合もあることが課題である。

(3) 所見

【意見 22】

契約における競争性の確保に留意すべき事例が見受けられたので、契約方法の見直しを検討するべきである。

排水柵の購入契約について、令和元年度は見積合わせで行われているが、同年度に最低額で契約者に決定した事業者は、資料を確認できた平成 27 年度から平成 29 年度までの指名競争入札（入札業者は 3 年間同一）においても、いずれも落札していた。

また、効果検証調査業務委託について、見積合わせが行われていたが、平成 27 年度から令和元年度の契約者に決定した事業者は、いずれも同一であった（見積書徴取業者の範囲もほぼ同一であった）。

前者については品目の特殊性、後者については専門的業務であることから、地元の事業者数が限られているという事情があるにしても、他の見積参加者の受注意欲など十分な競争性が確保されていない可能性がある。見積参加者の拡大も含めて契約方法の見直しを検討するべきである。

3-7 国営土地改良事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	42,783,000	42,017,943	765,057	
特定財源	0	0	0	
合計	42,783,000	42,017,943	765,057	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

国が過去に実施した土地改良事業に係る経費の償還負担金を支払う。

イ 内容

以下の事業に係る償還負担金を支払った。

- ・ 国営西蒲原排水農業水利事業（償還期間：令和2年度まで）
- ・ 国営阿賀野川右岸地区土地改良事業（償還期間：令和5年度まで）
- ・ 国営かんがい排水事業（新川地区）（償還期間：令和17年度まで）

(3) 所見

過去の事業について、請求を受けて支払いをするだけの事務である。

3-8 県営かんがい排水事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,266,000	987,684	278,316	
特定財源	25,300,000	17,600,000	7,700,000	地方債
合計	26,566,000	18,587,684	7,978,316	翌年度繰越額 7,900,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県営かんがい排水事業（排水路や排水機場の整備）の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

市町村負担率 10%のうち、新潟市の関係する面積比率で負担する。

ウ 内容

以下の事業に係る負担金を支払った。

- ・ 西蒲原排水 4 期地区（事業年度：令和 3 年度まで）
- ・ 阿賀野川右岸 1 期地区（事業年度：令和 6 年度まで）
- ・ 西蒲原排水 4 期地区（平成 30 年度繰越分）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-9 県営農地防災排水事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,968,000	229,189	1,738,811	
特定財源	114,500,000	84,737,578	29,762,422	地方債
合計	116,468,000	84,966,767	31,501,233	翌年度繰越額 31,400,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県営農地防災排水事業、県営農地防災事業、県営湛水防除事業（いずれも排水路や排水機場の整備）の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

市町村負担率 7 又は 8%のうち、新潟市の関係する面積比率で負担する。

ウ 内容

以下の事業に係る負担金を支払った。

（県営農地防災排水事業）

- ・ 西蒲原排水 4 期地区（事業年度：令和 3 年度まで）

- ・ 阿賀野川右岸 1 期地区（事業年度：令和 6 年度まで）
- ・ 西蒲原排水 4 期地区（平成 30 年度繰越分）
（県営農地防災事業）
- ・ 白根郷 3 期地区（事業年度：令和元年度まで）
- ・ 白根郷 4 期地区（事業年度：令和 3 年度まで）
- ・ 白根郷 5 期地区（事業年度：令和 3 年度まで）
（県営湛水防除事業）
- ・ 桑山川地区（五泉市境界）（事業年度：令和 4 年度まで、平成 30 年度繰越分）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-10 県営地盤沈下対策事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	430,000	30,000	400,000	
特定財源	118,500,000	60,200,000	58,300,000	地方債
合計	118,930,000	60,230,000	58,700,000	翌年度繰越額 58,700,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県営地盤沈下対策事業（用水路、排水路、排水機場、揚排水機場の整備）の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

市町村負担率 6 又は 11%のうち、新潟市の関係する面積比率（いずれも 100%）を負担する。

ウ 内容

以下の事業に係る負担金を支払った。

- ・ 新潟南部 8 期地区（事業年度：令和 3 年度まで）

- ・ 新潟中東地区（事業年度：令和 8 年度まで、平成 30 年度繰越分）
- ・ 亀田郷阿賀地区（事業年度：令和 5 年度まで）
- ・ 西蒲原 2 期地区（事業年度：令和 2 年度まで、平成 30 年度繰越分）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-11 県営ため池等整備事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備 考
一般財源	-2,427,000	60,000	-2,487,000	
特定財源	20,000,000	8,100,000	11,900,000	地方債
合 計	17,573,000	8,160,000	9,413,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県営ため池等整備事業の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

市町村負担率 8%のうち、新潟市の関係する面積比率（いずれも 100%）を負担する。

ウ 内容

以下の事業に係る負担金を支払った。

- ・ 忠平地区（西区木場）（事業年度：令和 2 年度まで、平成 30 年度繰越分）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-12 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	0	0	0	
特定財源	30,000,000	30,000,000	0	地方債
合計	30,000,000	30,000,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（排水路等の長寿命化）の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

市町村負担率 10%のうち、新潟市の関係する面積比率（いずれも 100%）を負担する。

ウ 内容

以下の事業に係る負担金を支払った。

- ・ 亀田郷地区（事業年度：令和 4 年度まで、平成 30 年度繰越分）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-13 県営ほ場整備事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	-10,043,000	19,716,048	-29,759,048	
特定財源	489,100,000	221,400,000	267,700,000	地方債
合計	479,057,000	241,116,048	237,940,952	翌年度繰越額 147,900,000円

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

県営ほ場整備事業（区画整理、換地、暗渠排水工等）の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

市町村負担率 10%のうち、新潟市の関係する面積比率を負担する。

ウ 内容

以下の事業に係る負担金を支払った。

- ・ 現年度 15 地区（両新地区〔新津〕、河間三ツ門地区〔中之口〕、小吉地区〔中之口〕、道上地区〔中之口〕、道上 2 期地区〔中之口〕、上泉地区〔岩室〕、巻東町地区〔巻〕、本町地区〔巻〕、打越地区〔中之口〕、福島地区〔中之口〕、桑山地区〔西川〕、馬堀地区〔巻〕、山島地区〔巻〕、河井地区〔巻〕、新津郷田上〔新津〕）
- ・ 平成 30 年度繰越分 10 地区（両新地区〔新津〕、小吉地区〔中之口〕、道上地区〔中之口〕、道上 2 期地区〔中之口〕、巻東町地区〔巻〕、本町地区〔巻〕、打越地区〔中之口〕、福島地区〔中之口〕、桑山地区〔西川〕、山島地区〔巻〕）

エ 効果・課題

新潟市のほ場整備率（令和元年度 51.5%）は、新潟県全体の 63.5%（平成 31 年 3 月末値）、全国の 65.9%（平成 30 年 3 月末値）に比較しても著しく低い。

しかしながら、農地の大区画化による生産性向上や、畑作化・汎用化による高収益作物の栽培を実現するためには、ほ場整備の推進は欠かせない。他方で、ほ場整備の前提となる集落の合意形成に際してのハードルとして、換地による農地の移動や農業者の自己負担の問題がある。

担当課によれば、ほ場整備促進活動補助金の活用や積極的に地区に出向いて説明会を開催し上記メリットの PR 等を行うことで、事業実施を促していくということである。

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-14 国営造成施設管理体制整備促進事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	26,878,000	26,877,364	636	
特定財源	0	0	0	
合計	26,878,000	26,877,364	636	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

国営及び国営附帯県営事業で整備された用排水路、揚水・排水機場等の土地改良区が管理する施設について、農家以外が受益する多面的機能（都市排水機能や自然環境機能等）を十分に発揮させるため、土地改良区の管理体制を強化・支援する事業（施設管理協定の締結、施設の予防保全対策、事故・異常気象・地域防災に対応するための活動等支援）の事業費に対する新潟市の負担金を支払う。

イ 負担割合

国 50%、県 25%、市 25%

ウ 内容

以下の改良区の事業に係る負担金を支払った。

- ・ 加治川地区（加治川沿岸土地改良区連合）
- ・ 阿賀野川地区（新潟北土地改良区）
- ・ 阿賀野川左岸地区（亀田郷土地改良区）
- ・ 信濃川下流地区（白根郷土地改良区）
- ・ 新津地区（新津郷土地改良区）
- ・ 西蒲原地区（西蒲原土地改良区）

(3) 所見

県補助事業の一部について、県との協定に基づき、請求を受けて支払いをするだけであり、特に指摘等はない。

3-15 土地改良事業費等負担金・補助金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	14,033,000	14,025,812	7,188	
特定財源	0	0	0	
合計	14,033,000	14,025,812	7,188	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

(ア) 土地改良施設維持管理適正化事業費負担金（白根地区）

集落内の生活雑排水を農業用排水路に頼る実情から、排水路を整備する。

(イ) 土地改良事業費等負担金・補助金（債務負担行為設定済分）

合併市町村から引き継いだ過去の土地改良区施行事業の償還金（融資金返済に充てる）について、負担・補助する。

イ 内容

(ア) 白根郷土地改良区が事業主体となる吉上排水路補修工事（3路線）について市が5年間で総事業費の40%を負担する。

(イ) 以下の事業について負担金・補助金を支払った。

（負担金）

- ・ 基盤整備促進事業資金償還金（小須戸地区）
- ・ かんがい排水事業資金償還金（西川地区）
- ・ 排水路整備事業資金償還金（巻地区）

（補助金）

- ・ 県単農業農村整備事業（かんがい排水）資金償還金（黒埼地区）
- ・ 団体営かんがい排水整備事業資金償還金（中之口地区）
- ・ 西蒲原土地改良区の債務償還事務取扱手数料

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-16 農業基盤整備促進事業費補助金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,678,000	94,000	2,584,000	
特定財源	18,600,000	12,700,000	5,900,000	地方債
合計	21,278,000	12,794,000	8,484,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業の競争力強化に向けて、地域の実情に応じて老朽化した農業水利施設の修繕、更新などの施設整備事業に対し、土地改良区に補助金を支払う。

* 新潟市土地改良事業等補助金交付要綱

* 新潟市農業基盤整備促進事業費等補助金交付実施要領

イ 補助率

基幹的施設：国 50%、市 18.75%

* 受益面積 10ha 以上、事業費 3,000 万円以上のもの

小規模施設：国 50%、市 5%

ウ 内容

以下の土地改良区の事業に補助金を支払った（事業費の 5%）。

- ・ 西蒲原西 7 地区（西蒲区南谷地地内他）（西蒲原土地改良区）
- ・ 西蒲原東 7 地区（西蒲区山口新田地内他）（西蒲原土地改良区）
- ・ 西蒲原北 7 地区（西蒲木場地内他）（西蒲原土地改良区）
- ・ 白根郷第 9 地区（南区茨曾根地内他）（白根郷土地改良区）
- ・ 新潟北第 2 地区（北区大月地内他）（新潟北土地改良区）
- ・ 阿賀野川第 4 地区（北区横越地内）（新潟北土地改良区）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-17 農地耕作条件改善事業費補助金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	4,167,000	100,000	4,067,000	
特定財源	7,100,000	6,650,000	450,000	県補助金 地方債
合計	11,267,000	6,750,000	4,517,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われている又はそれが見込まれる地域において、用排水路の整備等の基盤整備事業を行う土地改良区に補助金を支払う。

* 新潟市土地改良事業等補助金交付要綱

イ 補助率

国 50%、県 12.5%、市 5%

* 新ガイドラインでは、国 50%、県 14%、市 13%

ウ 内容

以下の土地改良区の事業に補助金を支払った（国・県分を含む事業費の67.5%）。

- ・ 茗荷谷第2地区（亀田郷土地改良区）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-18 農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	47,000	25,400	21,600	
特定財源	21,700,000	18,900,000	2,800,000	地方債
合計	21,747,000	18,925,400	2,821,600	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業水利施設の維持管理コストの農家負担軽減を図るため、ストックマネジメントにより実施する補修・増強の事業を行う土地改良区等に補助金を支払う。

* 新潟市土地改良事業等補助金交付要綱

イ 補助率

国 50%、県 25%、市 10%

ウ 内容

以下の土地改良区の事業（排水路工事）に補助金を支払った。

- ・ 川根潟下江地区（西区黒鳥地内）（西蒲原土地改良区）
- ・ 三方深潟排水路地区（西蒲区三方地内）（西蒲原土地改良区）
- ・ 中塩俵地区（南区下塩俵地内他）（白根郷土地改良区）
- ・ 古川地区（南区白根古川地内）（白根郷土地改良区）

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-19 農業水利施設安全対策推進事業費補助金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,956,000	1,956,000	0	
特定財源	2,400,000	2,400,000	0	地方債
合計	4,356,000	4,356,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業用排水路への転落等の事故を防止するために、危険箇所へ安全施設等の整備事業を行う管理者である土地改良区等に補助金を支払う。

* 新潟市団体営農業水利施設安全対策推進事業補助金交付要綱

イ 補助率

国 50%、市 40%

ウ 内容

以下の土地改良区の事業（安全施設補修、転落防止柵設置）に補助金を支払った（事業費の40%）。

- ・ 阿賀右岸第5地区（北区平林～長戸呂地内他）（阿賀用水右岸土地改良区連合会）
- ・ 袋津排水路地区（江南区袋津地内）（亀田郷土地改良区）
- ・ 松橋西用水路地区（南区松橋地内）（白根郷土地改良区）
- ・ 月潟東部地区（南区月潟地内）（西蒲原土地改良区）
- ・ 五ヶ江甲線地区（南区東長嶋地内）（西蒲原土地改良区）

(3) 所見

ア 西区で幼児が用水路に落ちて亡くなった事件が契機であり、先に農地があり、後で宅地が進出したことから、市が多めに負担しているとのことである。

イ 特に指摘等はない。

3-20 農業土木支援事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,908,000	79,060	2,828,940	
特定財源	11,200,000	13,400,000	-2,200,000	地方債
合計	14,108,000	13,479,060	628,940	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

多面的機能支払交付金事業の区域外で、国・県の補助対象外である小規模土地改良事業（用排水路の改良、農道整備等）を行う土地改良区等に補助金を支払う。

* 新潟市農業土木支援事業補助金交付要綱

イ 補助率

市 50%

ウ 内容

用排水路等整備 5 路線、井戸・ポンプ・その他工事 12 件、原材料支給 1 件の合計 18 件の事業に対して補助金が支払われた。

(3) 所見

ア 市の単独事業であり、地元要望が各区役所経由で上がってくるものを農村整備・水産課において調整しているということである。

イ 秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

3-21 ほ場整備促進活動事業費負担金・補助金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	13,616,000	9,550,199	4,065,801	
特定財源	108,800,000	104,300,000	4,500,000	地方債
合計	122,416,000	113,850,199	8,565,801	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

(ア) ほ場整備事業費負担金（中之口地区）

県営ほ場整備事業の農家負担の 2.5%相当額を市が負担することで農家負担の軽減を図る。旧中之口村で整備構想があり、合併協議事項の積立基金があった 9 地区を対象とする。

(イ) ほ場整備促進活動事業費補助金（中之口地区）

合併時の調整方針により、県営ほ場整備事業を実施するにあたり必要とされる地権者の合意形成等のための活動に補助金を支払う。

(ウ) ほ場整備促進活動事業費負担金（新津地区）

合併時の調整方針により、県営ほ場整備事業の完了後における効率的営農システムの確立を図るための調査、研修等の活動に補助金を支払う。

(エ) ほ場整備促進活動事業費補助金（合併以外）

農地の大区画化や集積・集約を促進し、農業生産基盤を整備することを目的に、ほ場整備の促進活動事業を行う土地改良区に補助金を支払う。

* 新潟市ほ場整備促進活動費補助金交付実施要領

* ほ場整備率 60%まで

イ 負担割合（補助率）

(ア) 国 50%、県 30%、市 12.5%（2.5%分上乗せ）

(イ) 国 50%、市 50%

(ウ) 国 50%、市 50%

(エ) 実施計画（2か年計画の1年目・3か年計画の2年目）

国 50%、県 25%、市 12.5%

実施計画（2か年計画の2年目・3か年計画の1・2年目）

県 50%、市 25%

集団化事業

国 50%、県 10%、市 20%

ウ 内容

(ア) 令和元年度は、事業が完了した3地区分の市負担額（2.5%）合計104,365,199円の負担金を支払った。

(イ) 西蒲原土地改良区を事業主体とする会議開催、研修会への参加、先進地視察等の費用の50%の補助金を支払った。

(ウ) 新津郷土地改良区を事業主体とする高度土地利用調査・調査活動の費用の50%の補助金を支払った（令和5年度までの予定）。

(エ) 以下の土地改良区の農用地等集団化事業及び県営農業農村整備事業調査計画（計画設計、換地等調整、事業調査計画の業務委託）について、合計8,155,000円の補助金を支払った。

- ・ 小杉地区（亀田郷土地改良区）

- ・ 新関地区（新津郷土地改良区）
- ・ 笠木地区（西蒲原土地改良区）
- ・ 大原地区（西蒲原土地改良区）
- ・ 針ヶ首根地区（西蒲原土地改良区）

(3) 所見

江南区及び秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

3-22 水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	17,577,000	9,866,000	7,711,000	
特定財源	0	6,900,000	-6,900,000	地方債
合計	17,577,000	16,766,000	811,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

亀田郷全体の一元的監視を行うことにより、郷内の安全・安心の向上と関連施設の効率的な運用を図るため、水利施設総合システムの運転管理を行う亀田郷土地改良区に対し、管理運営費等に対する負担金を支払う。

なお、親松排水機場は国所有であり、県が管理を受託し、亀田郷土地改良区に管理を委託している。新潟市は、県から改良区に地元負担分の請求がなされるものに対し、負担金を支払うという関係にある。

イ 負担割合

令和元年度は、管理運営費が市 75%、亀田郷土地改良区 25%、システム工事費が市 75.09%、改良区が 24.91%とされた。

ウ 内容

水利総合管理システムは、同モデル事業により平成元年から平成 4 年にかけて整備された。平成 22 年からは、「国営亀田郷土地改良事業」により整備された「TMシステム」を利用した中央管理所より監視制御されている。

同システムにより、親松排水機場内の中央管理所から、揚排水機場 4 か所（舞潟、両川、沢海、竹尾）、管理排水機場 4 か所（親松、本所、蔵岡、二本木）、管理ゲート 28 か所、水位測定局 47 か所の集中管理・遠隔制御を行うことができる。

令和元年度は、管理運営費 7,509,000 円及びシステム工事費 9,257,000 円の合計 16,766,000 円の負担金を支払っている（平成 30 年度は 2,903,000 円）。

(3) 所見

ア 【意見 23】

管理運営費の負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。

新潟市と亀田郷土地改良区の負担割合については、農地と非農地の割合を元に「親松方式」と称する方式で算出している。同方式により、市の負担割合は、平成 29 年度が 74.72%、平成 30 年度が 74.81%、令和元年度が 75.00% と算出された。

この「親松方式」とは、親松排水機場整備当時（昭和 44 年）における排水の流出割合につき、土地改良区（農地）分を 1、新潟市（都市）分を 2 とした比率で計算することとした考え方で、当時の排水量などから算出されたもので、この比率に農地と非農地の面積割りで負担額を算出する方式である。

昭和 44 年 3 月に新潟県知事と新潟市長とで締結された「親松排水機の維持管理負担についての協定書」の第 1 項に上記比率についての記載がある。もっとも、同第 2 項によれば、協定期間は 3 年間であり、同第 5 項によれば、本協定期間満了の時は新たに負担額の変更等について協議決定し、契約を継続するものとされ、同第 6 項によれば、本協定は新潟市において都市排水の処理及び道路等の維持管理について、法的措置または当該施設等の完備が決定された場合はその都度両者で協議するものとされている。

そして、現在に至るまで、農地・非農地の面積の変動による負担率の変更

はあるものの、排水の流出割合につき、土地改良区（農地）分を 1、新潟市（都市）分を 2 とする比率は見直されてこなかった。

しかし、排水の流出割合を決定する際に用いられた数値的根拠たる資料は現在でははっきりしなくなっている。担当課によれば、降雨に対する地形の状態別のピーク流出係数の数値（土地改良事業計画における排水設計の際に使用するもの）を参考にしたのではないかと推測しているが、当時から 50 年以上が経過したことを踏まえると、現時点における改めての合理性の確認・検証がなされることが望まれる。

その際には、亀田郷地区は海拔 0 メートル以下の土地が約 3 分の 2 を占める低平な輪中地帯であり、排水の集まる鳥屋野潟の水位は信濃川の水位より約 3.5 メートル低く、自然の状態では信濃川に排水されずに潟の水が溢水しかねないこと、それを防ぐべく親松排水機場で潟の水を強制的に信濃川に排水しており、潟の水位を 24 時間監視して運転を行っていること、そうした市民にとっての重要性や防災面への貢献に対する配慮も欠かせない。

イ 【意見 24】

役割を終えた市が関与する任意団体については、適時に解散等の適切な措置がとられるべきである。

本事業に一定の関連性のあるものとして、平成 30 年度末の亀田郷排水対策事業推進協議会の解散に関連して意見を述べる。

同協議会は、昭和 59 年に亀田郷地域内の排水対策推進と地域における農業農村の持続的発展・多面的機能発揮を促進し、農村振興と地域住民の生活安定を図る目的で、新潟市と亀田郷土地改良区が負担金を拠出して（拠出割合は、市：改良区＝70：30）設立されたものであり、改良区が事務局を担ってきた。推進活動の結果、国営事業による親松排水機場の更新、二本木・本所の各排水機場等の整備により、地域の治水安全に寄与してきた。しかし、市町村合併と平成 20 年度の国営事業完了により、推進事業活動は「新潟市土地

基盤整備促進協議会」に包含され、平成 24 年度の活動以降は休眠化していたため、平成 30 年度末に書面により解散が承認され、令和元年度に、抛出割合に従い残余財産の 70%である 2,361,819 円が返還されたというものである。

行政目的を推進するために協議会等の任意団体が活用される例は少なくなき、新潟市が設立時の資金を出捐したり、活動経費について負担金等を支払ったりするほか、事務局を市職員が担うケースもみられる。このような市の実質的関与が深い任意団体については、その管理は行き届いている必要があり、行政目的を達成したような場合にも漫然と存続させるべきではない。

本協議会は、実質的に休眠化してから解散まで 5 年間が経過しているが、より早期に解散し、残余財産の返還を受けることができたのではないかと考えられる。そこで、同様に、市が関与する協議会等の任意団体の現状を点検し、目的達成等により役割を終えたものについては、早期に解散等の適切な措置をとられたい。

3-23 加入団体等負担金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,625,000	1,623,340	1,660	
特定財源	0	0	0	
合計	1,625,000	1,623,340	1,660	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

各種協議会等にかかる負担金を支払う。

イ 内容

以下の協議会等に負担金を支払った。

- ・ 新潟県土地改良事業団体連合会
- ・ 西蒲原地区広域土地改良事業推進協議会
- ・ 中東蒲原土地改良協議会

- ・ 新津郷阿賀野川左岸地区推進協議会

(3) 所見

特に指摘等はない。

3-24 多面的機能支払交付金事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	410,784,000	395,215,410	15,568,590	
特定財源	1,237,791,000	1,193,810,820	43,980,180	県補助金 雑入
合計	1,648,575,000	1,589,026,230	59,548,770	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。しかし、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために、活動組織に対して交付金を支払う。

なお、同制度の前身の制度は、平成 19 年度から開始され、平成 26 年に法制化された。

イ 負担割合

国 50%、県 25%、市 25%

なお、市の一般財源分についても交付税の需要額に算入されるので、理論上は交付税措置がなされることになる。

ウ 種類及び補助率

(ア) 農地維持支払交付金

地域資源の基礎的な保全活動（水路の泥上げ、草刈り、施設の点検など）や地域資源の適切な管理保全のための推進活動に対するもの

定額 単価：水田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a

(イ) 資源向上支払交付金（共同）

地域資源の質的向上を図る共同活動（施設の部分補修、植栽活動、生きもの調査など）に対するもの

活動 5 年未満…定額 単価：水田 2,400 円/10a、畑 1,400 円/10a 等

活動 5 年以上…定額 単価：水田 1,800 円/10a、畑 1,080 円/10a 等

(ウ) 資源向上支払交付金（長寿命化）

施設の長寿命化のための活動（農道の舗装、水路の更新など）に対するもの

定額 単価（上限）：水田 4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a

(エ) 日本型直接支払推進交付金（事務費交付金）

交付金の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など地方公共団体等による集落の支援体制を構築するための事務費の補助

エ 内容

活動組織 120 組織（うち広域活動組織 39 組織）に対して、合計約 15 億 8,400 万円の交付金を支払った。

交付対象面積は、以下のとおりである。

(ア) 農地維持支払交付金	27,153ha
(イ) 資源向上支払交付金（共同）	26,602ha
(ウ) 資源向上支払交付金（長寿命化）	22,680ha

カバー率（交付対象面積/農用地利用計画面積の農用地区域のうち農地+採草放牧地の面積）は、87.4%である。

また、日本型直接支払推進交付金により短期臨時職員の賃金を支払った。

オ 効果・課題

地域の共同活動による地域資源の保全管理が継続して実施され、農業者以外の多様な主体の参画もあり、活動を通じた地域コミュニティの維持・強化に貢献している。

県補助金 3/4（国 2/4+県 1/4）を積極活用し、地域資源の保全管理・長寿命化のための新潟市の施策と合わせて推進する必要がある。

(3) 所見

ア 各活動団体の取組状況については、市から県に取組状況評価書及び実施状況確認報告書が提出されている。報告書のうち、西蒲区内の一活動組織において「指導又は助言が必要」とされていたため、その内容を確認した。担当者の説明によれば、市が活動組織の実施状況報告書を確認したところ、4項目のうち2項目の実施となっていたため、活動の改善が必要であると判断したということである。

イ 【意見 25】

活動団体からの実施状況報告書等の記載については、使途の適切性を含めて十分に精査されたい。

各活動団体からは、実施状況報告書及び金銭出納帳が各区役所に提出されている。江南区において、活動団体からの実施状況報告書及び金銭出納帳の抽出調査を行ったところ、以下のような記載がみられた。

第1に、単に「80.0時間×日当時間単価」との記載しかなく、具体的な活動内容の記載がないものがあつた。区役所担当者に確認したところ、事務担当の日当3か月分の支払いということであつた。

この点、提出を受けた書類と支出に関する領収証（原本は活動団体にて保管）とは、区役所において突合し、修正が必要な箇所があれば修正を求めているとのことであるが、一読して内容が理解できない記載については、修正を求めるべきである。

第2に、「天神様」と記載され、お茶代、お菓子代、おにぎり材料代の支出がなされているものがあった。区担当者に確認したところ、子どもの成長と五穀豊穰を願う活動を「天神様」と呼んでおり、植栽活動をしたときのものという説明であった。

景観形成のための施設への植栽については、農用地、水路、ため池、農村公園、親水広場、伝統的農業施設、農産物加工施設等の植栽が活動対象として認められている。また、「農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化」のために、農業に関連し、コミュニティ強化につながる地域の伝統的行事を支援対象とすることが可能であるとされている。他方で、交付金は公金であるので、その用途は、政教分離（憲法20条3項、89条）の観点からの制約を受けることは当然である。具体的には、神社や寺院が所有する物品の修繕や更新は対象とならず、飲食を主な目的とした伝統行事の費用は活動の対象にならないとされている。

上記「天神様」についての説明による限り、実施主体は地域の活動組織であって、農村集落の習俗的行事であり宗教性は希薄であると考えられることから、交付金の支給が宗教との過度な関わり合いがあるとまでは判断できない。また、植栽活動に伴う休憩時の飲食の範囲内である限り、交付金の趣旨に反するものともいえない。とはいえ、市としては、この種の習俗的行事については、政教分離の観点や税金による交付金であることに十分留意して、特に慎重にチェックされるよう求めたい。

ウ 【意見26】

交付金の支給要件について、チェック漏れがないような方法が検討されるべきである。

令和元年度に過年度分の多面的機能支払交付金の活動組織から市への返還金が3件合計772,386円あった（このうち579,627円を県に返還した。）。①西区の事例は、対象農用地の一部が他組織と重複していたことによるもの、

②西区の事例は、計画していた遊休農地解消不履行によるもの、③西蒲区の事例は、農振農用地と誤認していたことによるものである。

返還金は、活動期間中に対象農用地が転用等により減少した場合、事業計画認定年度に遡って返還するという国の要綱によるものであり、不可避的に発生するものであるが、①と③は認定後の事由ではなく、当初からの誤認に気づけなかったものであり、今後の事務でこうした事例を防ぐための方法を検討していただきたい。

3-25 田園環境保全事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	946,000	793,794	152,206	
特定財源	0	0	0	
合計	946,000	793,794	152,206	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい農村景観の形成など、農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域作りの取組みを一体的に推進する。

イ 経緯

平成18年度に6つのモデル地区を選定し、住民全体のワークショップにより景観活動計画を作成し、活動に必要な資材を3年間支給したほか、休耕田を利用したビオトープ整備や水田魚道等の取組みも行ってきた。

ウ 内容

新潟市美しい農村景観フォトギャラリーサイトの管理運営、西蒲区夏井地区にて「はざ木を活用したイベント実行委員会」への支援、水田魚道等を試験的に設置し、継続的に調査を実施した。

エ 効果・課題

魅力ある田園環境を創出し、都市と農村が活発に活動するための地域への

継続的支援が必要。

(3) 所見

【指摘 23】

個別事業の事業費として、汎用的な備品を導入している。

カラー複合機等消耗品費 725,000 円及び同賃借料 156,816 円が本事業費から支出されている。担当課によれば、本事業に関連する印刷物作成の必要があったが、課内にカラー複合機がなかったために導入したとのことであるが、本事業以外にも使用されるものであれば、「農地諸経費」として支払うことが適当であったと思われる。

3-26 環境水利活用促進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	9,615,000	9,178,759	436,241	
特定財源	0	0	0	
合計	9,615,000	9,178,759	436,241	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

非かんがい期における水路の通水により水辺環境の水質保全や生態系保全を図り、地域資源を活かした景観形成や親水性を高める。

イ 経緯

上記目的と鳥屋野潟浄化のため、平成 13 年度より非かんがい期の浄化用水の試験導水を行い、平成 14 年度からの農水省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所の調査事業による適正取水量の算定及び検証を経て、平成 19 年 10 月より、新潟市が環境用水の水利権（日本で初めての環境省の水利権）を取得し、非かんがい期間に舞潟揚水機場より導水を行っている。

ウ 内容

令和元年度は、水質・生態系調査業務（水利使用規則により報告が必要）

並びに取水運転及び導入路維持に係る委託、普及啓発活動の実施等を行った。

支出の中心は、委託料である。

エ 効果・課題

年間通水により、水質の指標である COD 値（化学的酸素要求量）は、通水前から大幅に低下して改善したほか、藻の過剰繁殖やアオコ・赤水の発生が抑制された。魚類の多様度・種類数は年間を通じて安定し、絶滅危惧種等も確認され、サギ等の大型鳥類が排水路内で小魚を補食する風景も見られるようになった。

(3) 所見

ア 【指摘 24】

入札通知書で求める代理人の「署名」がなされていない委任状が散見された。

上記各業務委託について、入札通知書には、法人代表者以外の従業員等の代理人で入札する場合には、「委任状には、社印及び代表者印のほかに代理人の署名及び押印が必要です。」とされていたが、代理人の「署名」（手書きのものをいう）ではなく「記名」（印字や押印のものをいう）によるものが散見された。

担当課によれば、現在は異なる様式のものを使用されているということである（なお、押印の対象書類を絞り込む等の合理的な押印のあり方については、全庁的な課題である。）。

イ 【意見 27】

契約における競争性の確保に留意すべき事例が見受けられたので、契約方法の見直しを検討すべきである。

環境用水導入水路水質業務委託について、指名競争入札が行われているが、入札調書が確認できた平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の落札者は、毎年度同一事業者であった。指名業者数は毎年度 6 者であるが、多少の入れ

替わりはあるも概ね同じ業者が指名されている。

また、環境用水導入水路生態系調査業務委託についても、前記とは別の事業者であるが、やはり5年間同一事業者が落札している。

専門的業務であり、地元の事業者数が限られているという事情があるにしても、他の入札参加者の受注意欲など十分な競争性が確保されていない可能性がある。一般競争入札にすることも含めて入札方法の見直しを検討していただきたい。

ウ 【意見 28】

入札予定価格の記載のある起案用紙の取扱いについて、漏えい等が生じない適切な方法を検討されたい。

上記各業務委託について、課内の決裁に用いる起案用紙の入札予定価格の欄に黄色い付箋が貼られていた。担当者に確認したところ、同課においては予定価格が不用意に見られないように、付箋を貼ったり、起案用紙を裏返しに置くという対応がなされているとの説明であった。そうした配慮がなされること自体は適切ではあるが、そうであれば付箋は字が透けないようなものを使用したり、不在時に決裁者の机上に置かないようにするなどした方がより適切ではないかと思われる。この点は、むしろ全庁的な課題といえそうであり、実情に即した適切な方法論を検討されることを要望する。

3-27 用排水浄化対策事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	15,105,000	14,867,128	237,872	
特定財源	0	0	0	
合計	15,105,000	14,867,128	237,872	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

鳥屋野潟ほか用排水施設についての水質浄化を目的として、河川・地下水

導水、用排水施設の泥上げ等に係る経費の一部を負担する。

イ 内容

(ア) 烏屋野潟用水対策寄附金

県が事業主体となり、烏屋野潟の水質改善のため、亀田郷土地改良区に委託して、二本木・本所・蔵岡排水機場から浄化用水を取水し、栗ノ木川へ導水する事業に対し、寄附金 10,898,551 円を支払った（負担割合 県 50%、市 50%）。

(イ) 大石浄化ポンプ対策

大石排水路に浄化用水を導水する大石排水分水路ゲートポンプの維持管理のため必要な経費の一部を亀田郷土地改良区との負担協定により負担金として支払った（負担割合は「親松排水経費負担率」を適用し、市 75.0%、改良区 25.0%）。

(ウ) 善堀川浄化事業（豊栄）

善堀川（農業用排水路）に地下水をポンプで汲み上げて水質浄化を図るための諸費用を地元自治会に支払った。

(エ) 金清水川排水路浄化対策事業（木崎）

市管理の農業用排水路の水質浄化対策として、清掃業務を委託した。

(オ) 阿賀左岸浄化対策事業（新津）

阿賀野川左岸土地改良区連合が管理する国営造成用水施設について、非かんがい期の浄化用水導水のための必要経費を負担協定により支払った。

(カ) 味方地区雑用排水維持管理事業（味方）

西蒲原土地改良区が管理する主な用水路について、通年導水による雑用水（防火用水・洗い場等）としての機能維持のために、泥上げ等の維持管理費用の 50%を負担し、用水の水量管理を委託した。

(キ) 用排水浄化対策事業費負担金（西川）

西蒲原土地改良区が管理する用水路 1 路線の泥上げ等浄化に係る維持管

理費用を全額負担金として支払った。

(ク) ポンプ場管理委託料（中之口）

西蒲原土地改良区に非かんがい期における用水路浄化のためのポンプ運転を委託している。

ウ 効果・課題

水質浄化効果が得られている。かつて全国ワースト3と言われた鳥屋野潟では、環境基準点「弁天橋」地点において目標水質を達成している。

(3) 所見

ア 秋葉区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

イ 【指摘 25】

河川管理者である県に対して、事業費の一部を寄附金として支払う形式は、負担金を禁止した河川法の趣旨との関係において、その妥当性に疑問がある。

(ア) 鳥屋野潟用水対策寄附金について、以下のとおり指摘する。

鳥屋野潟浄化事業は、周辺の都市化・宅地化の進展に伴う雑排水の流入や化学肥料成分の流入等により年々水質が悪化してきたことから、利水者や地元住民の要望を受けた関係市町村（旧新潟市、旧亀田町、旧横越村）が浄化事業計画を立案した。当初は関係市町村の単独事業として着手したが、他の河川から清浄な水を大量に導入する必要があることから、その後、関係市町村が建設省及び鳥屋野潟の河川管理者である県に要請した結果、昭和52年度から県が主体となって関係市町村と共同して試験浄化を実施し、昭和55年度以降、現在の鳥屋野潟浄化事業として県が事業実施している。

事業実施に際して、県と関係市町村との負担割合については、各1/2とされてきた。この負担割合について取り交わした文書は残っていないが、①浄化事業の契機となったのが、鳥屋野潟周辺の都市化・宅地化の進展に伴う雑排水の流入等による水質悪化であること、②水質浄化による受益者は、鳥屋野潟の水を利用している利水者や、潟周辺の住民などであること、③水質浄

化自体は河川管理者の直接的な責務でないことに鑑み、関係市町村と県が原因・受益と負担の均衡を図った結果、そのように決めたと考えられている。

他方で、昭和 39 年制定の新河川法制定の際には、地元市町村から負担金を徴収しうる旨の規定が設けられず、河川事業に係る経費の一部を市町村に負担させることはできなくなった。鳥屋野瀬は河川法が適用される一級河川であるため、県は負担金として市町村から徴収することができない。そこで、地元住民の要望から始まった経緯もあり、任意の協力費ということで、寄附金として支払うという形になり、現在まで続いている。

しかしながら、河川法が対象河川を河川管理者である国又は県が管理するものとし、市町村を受益者負担金における受益者に含まないとした趣旨は、河川は、国土を保全し、災害から国民の生命財産を保護する施設であり、河川工事等がなされれば、当該地域だけでなく河川流域全体に受益が及ぶものであると考えられたからである（このことは、河川流域が特定の市町村のみをその範囲とする場合も変わらない。）。

そして、現在の河川法 1 条は、「この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」（下線は筆者）とされている。

そうであれば、水質浄化の受益者を周辺住民に限定したり、水質浄化は河川管理者の直接的な責務ではないという理由は、現在に至っては、河川管理者である県が市に負担を求める根拠としては妥当性を欠くというべきである。そのうえで、任意の協力費と位置づけて、寄附金として支払う形式は、負担金に関する河川法の趣旨との関係において、直ちに違法とまではいえないとしてもその妥当性に疑問があるといわざるを得ない。

県の鳥屋野潟浄化事業の水質改善に果たした役割の大きさに鑑みると、同事業自体は今後も継続が求められるものであるが、他方で、市から県に対する寄附金形式による事業費負担を今後も継続することについては、県との間で見直しに向けた協議が行われることが望まれる。

なお、本事業については、補助基準点「親松」における目標水質未達成の状態であり、改善のためには最大約30%の導水が必要というシミュレーション結果も出ていることから、県において新たな導水計画の立案を検討中ということであり、これによる本事業の見直しの可能性もあるとのことである。

ウ 【意見29】

負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。

(イ)大石浄化ポンプ対策についても、前述の「親松方式」による負担割合が採用されているが、同方式の問題点については、水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金の箇所で述べたとおりであり、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。

3-28 農村排水等整備事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,222,000	1,309,730	1,912,270	
特定財源	0	0	0	
合計	3,222,000	1,309,730	1,912,270	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

多面的機能支払交付金事業の区域外で、市街化調整区域内における生活雑排水や雨水の排水不良地域の解消を図るため、小規模排水路等の整備を行う。

イ 内容

令和元年度は、東区河渡地内で水路補修工事を行った。

(3) 所見

江南区で実施された分を監査したが、特に指摘等はない。

第4 中央卸売市場

1 中央卸売市場の役割

卸売市場は、日常生活を営む上で不可欠な野菜、果実、鮮魚、花きなどの生鮮食料品等の生産と消費を結ぶ役割を担っており、以下の機能を有する。

(1) 集荷・分荷機能

消費者のニーズに応える豊富な品揃えをし、大量の生鮮食料品を素早く仕分けして配送する機能

(2) 価格形成機能

需要と供給を反映した公正な価格を決定する機能

(3) 決済機能

多くの取引の決済を円滑に行う機能

(4) 情報受発信機能

情報を収集し提供する機能

卸売市場は、農林水産大臣の認可を得た地方公共団体（都道府県または人口20万人以上の都市）のみが運営できる「中央卸売市場」（後述する卸売市場法改正後は、農林水産大臣から認定されれば民間業者でも開設できるようになった。）と、都道府県知事の認可を受けて運営する「地方卸売市場」に大別される。

新潟市中央卸売市場は、新潟県内唯一の中央卸売市場である。

2 新潟市中央卸売市場の概要

(1) 所在地

新潟市江南区茗荷谷 711 番地

(2) 敷地面積

267,637 m²

(3) 開設認可年月日

昭和 39 年 9 月 12 日

(4) 業務開始年月日

昭和 39 年 10 月 1 日 *新市場移転年月日 平成 19 年 5 月 21 日

(5) 開設者

新潟市

(6) 取扱品目

青果部…野菜、果実及びこれらの加工品

水産物部…生鮮水産物及びこれらの加工品

花き部…花き

(7) せり開始時刻

青果部…午前 6 時

水産物部…午前 5 時

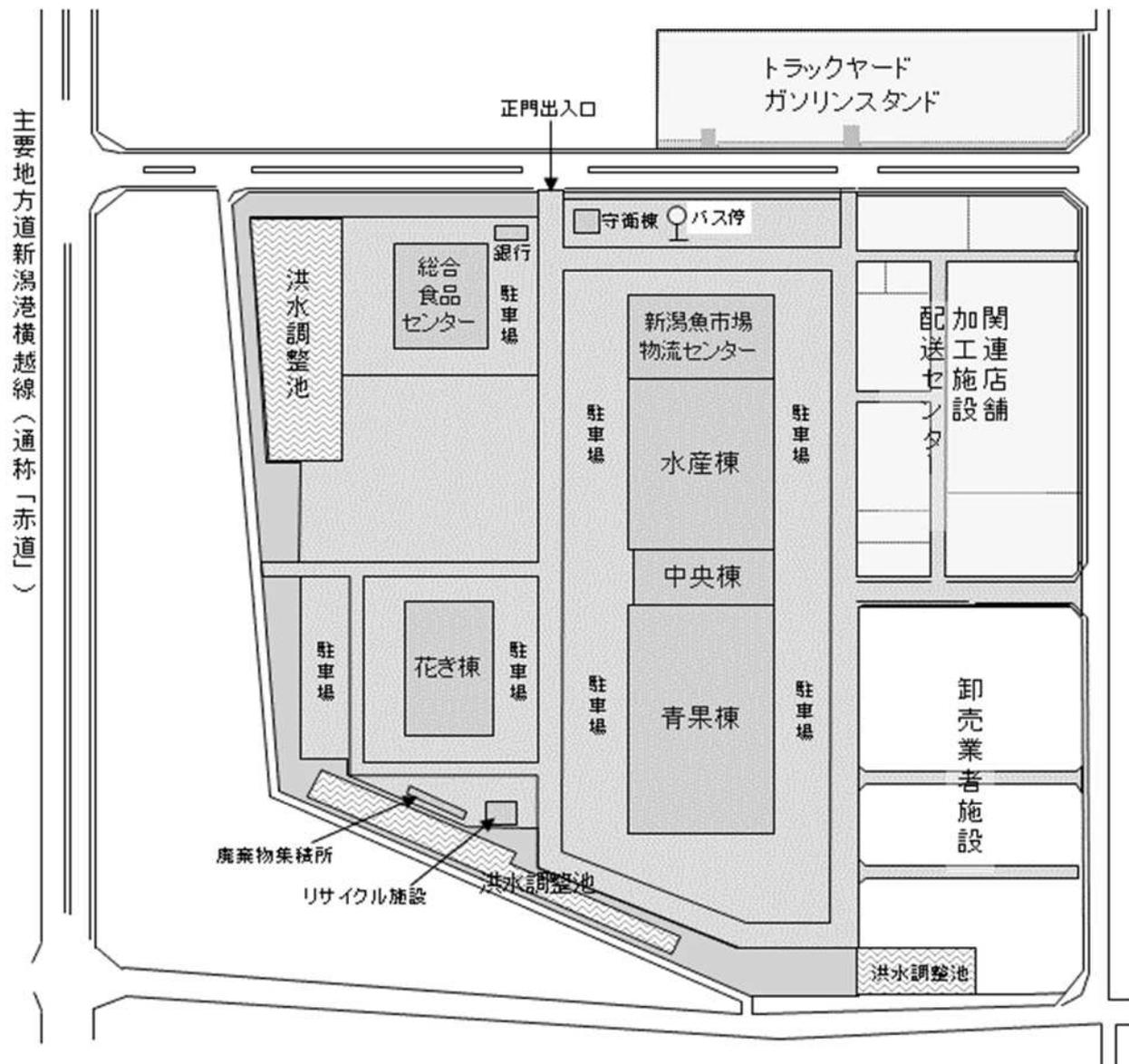
花き部…月・水・金 午前 8 時

火・土 午前 7 時 30 分

(8) 主要施設の面積

名称	面積(m ²)	概要	名称	面積(m ²)	概要
卸売場 (合計 13,279m ²)	7,080	青果棟(1業者)	買荷保管・積込所地 (合計 7,555 m ²)	3,593	青果棟
	4,733	水産棟(2業者)		2,450	水産棟
	1,466	花き棟(1業者)		1,512	花き棟
仲卸売場 (合計 5,165 m ²)	1,676	青果棟(16業者)	廃棄物処理施設	80	処理能力 1t/24h
	2,903	水産棟(14業者)	リサイクル施設	200	処理能力 0.2t/h
	586	花き棟(2業者)	駐車場	70,625	
関連商品売場	6,246		管理事務所	5,416	
業者事務所	8,303		屋根付通路	4,000	

(9) 施設配置図



3 流通の仕組み

(1) 関係者

ア 開設者（新潟市）…農林水産大臣の認定

施設の維持・管理、取引業務の指導・監督、価格等の情報提供を行い、適切な市場運営を図る。

イ 卸売業者（青果部 1 社、水産物部 2 社、花き部 1 社）…市長の許可

全国各地の生産者等から集荷した生鮮食料品等を、せり売又は相対取引により仲卸業者や売買参加者に販売する。

ウ 仲卸業者（青果部 16 社、水産物部 14 社、花き部 2 社）…市長の許可

卸売業者や産地から仕入れた生鮮食料品等を市場内の店舗で仕分けして、売買参加者や買出人に販売したり、スーパー等に配送する。

エ 売買参加者（青果部 130 社(人)、水産物部 93 社(人)、花き部 147 社(人) 令和 2 年 4 月 1 日現在）…市長の承認

小売商、加工業者等のうち、卸売業者との取引に参加する資格を持っている者で、卸売業者又は仲卸業者から直接仕入れ、消費者に販売したり、加工食料品等を製造したりする。

オ 関連事業者（32 業者 令和 2 年 4 月 1 日現在）…市長の許可

市場機能の充実や市場を利用する人達の便宜を図るため、市場内に店舗を設け、運輸業、物品販売業、金融業、理容業、食堂等を営業している。

カ 買出人

卸売業者との取引に参加する資格を持たず、仲卸業者や関連事業者から必要な品物を仕入れ、小売店、スーパーマーケット、飲食店、旅館等を営む人達である。

(2) 卸売市場での売買取引

公正で効率的な売買取引のために、卸売業者は、「せり売」と「相対取引」と呼ばれる方法で仲卸業者や売買参加者等に卸売する。

ア せり売

卸売業者の「せり人」が、売りたい生鮮食料品等の品目・産地・等級・数量を呼び上げ、それに応じて、その品物を買いたい人が自分の希望する価格を指で表して申し込み、一番高い価格で申し込んだ者がせり落とす。

イ 相対取引

卸売業者が買い手と話し合いで価格、数量を決定する。

4 予算・決算の状況

【歳入】

単位：円

款	項目	節	予算現額	決算額	増減	増減理由・備考
1	中央卸売市場収入		416,094,000	406,297,471	▲ 9,796,529	
	1	使用料	416,093,000	406,297,171	▲ 9,795,829	
		1 中央卸売市場使用料	416,093,000	406,297,171	▲ 9,795,829	
		市場使用料	94,187,000	86,770,045	▲ 7,416,955	
		青果物売上高割使用料	34,287,000	30,789,841	▲ 3,497,159	売上高自然減
		水産物売上高割使用料	55,457,000	51,795,285	▲ 3,661,715	売上高自然減
		花き売上高割使用料	4,443,000	4,184,919	▲ 258,081	売上高自然減
		施設使用料	321,866,000	319,484,132	▲ 2,381,868	
		青果物卸売場等使用料	83,471,000	82,485,654	▲ 985,346	
		水産物卸売場等使用料	64,545,000	64,444,000	▲ 101,000	
		花き卸売場等使用料	19,292,000	19,284,066	▲ 7,934	
		関連事業者施設使用料	43,503,000	43,168,269	▲ 334,731	
		業者事務所使用料	76,870,000	76,414,610	▲ 455,390	
		用地使用料	549,000	590,400	41,400	
		駐車場使用料	33,636,000	33,097,133	▲ 538,867	
		市場行政財産使用料	40,000	42,994	2,994	
		2 手数料	1,000	300	▲ 700	
		1 中央卸売市場手数料	1,000	300	▲ 700	
		諸手数料	1,000	300	▲ 700	
2	財産収入		123,232,000	123,152,688	▲ 79,312	
	1	財産運用収入	123,232,000	123,152,688	▲ 79,312	
		1 財産貸付収入	123,152,000	123,152,688	688	
		土地貸付料	123,152,000	123,152,688	688	
		2 基金運用収入	80,000	0	▲ 80,000	
		基金運用収入	80,000	0	▲ 80,000	
3	繰入金		610,629,000	575,968,000	▲ 34,661,000	
	1	他会計繰入金	565,418,000	550,899,000	▲ 14,519,000	
		1 一般会計繰入金	565,418,000	550,899,000	▲ 14,519,000	
		一般会計繰入金	565,418,000	550,899,000	▲ 14,519,000	
		2 基金繰入金	45,211,000	25,069,000	▲ 20,142,000	
		1 財政調整基金繰入金	45,211,000	25,069,000	▲ 20,142,000	
		財政調整基金繰入金	45,211,000	25,069,000	▲ 20,142,000	
4	繰越金		1,000	46,220	45,220	
	1	繰越金	1,000	46,220	45,220	
		1 繰越金	1,000	46,220	45,220	
		繰越金	1,000	46,220	45,220	
5	諸収入		136,965,000	124,243,210	▲ 12,721,790	
	1	雑入	136,965,000	124,184,810	▲ 12,780,190	
		1 雑入	136,965,000	124,184,810	▲ 12,780,190	
		業者負担分光熱水費	124,336,000	111,785,788	▲ 12,550,212	
		業者負担分電話料	11,873,000	11,072,070	▲ 800,930	
		その他雑入	756,000	1,326,952	570,952	雇用保険含
		2 延滞金・加算金及び過料	0	58,400	58,400	
		1 延滞金	0	58,400	58,400	
		施設使用料延滞金	0	58,400	58,400	
6	市債		1,300,000	0	▲ 1,300,000	
	1	市債	1,300,000	0	▲ 1,300,000	
		1 市場事業債	1,300,000	0	▲ 1,300,000	
		市場事業債	1,300,000	0	▲ 1,300,000	
7	寄附金		0	8,441,194	8,441,194	
	1	寄附金	0	8,441,194	8,441,194	
		1 一般寄附金	0	8,441,194	8,441,194	
		一般寄附金	0	8,441,194	8,441,194	管理協会解散に伴う残余財産
		計	1,288,221,000	1,238,148,783	▲ 50,072,217	

【歳出】

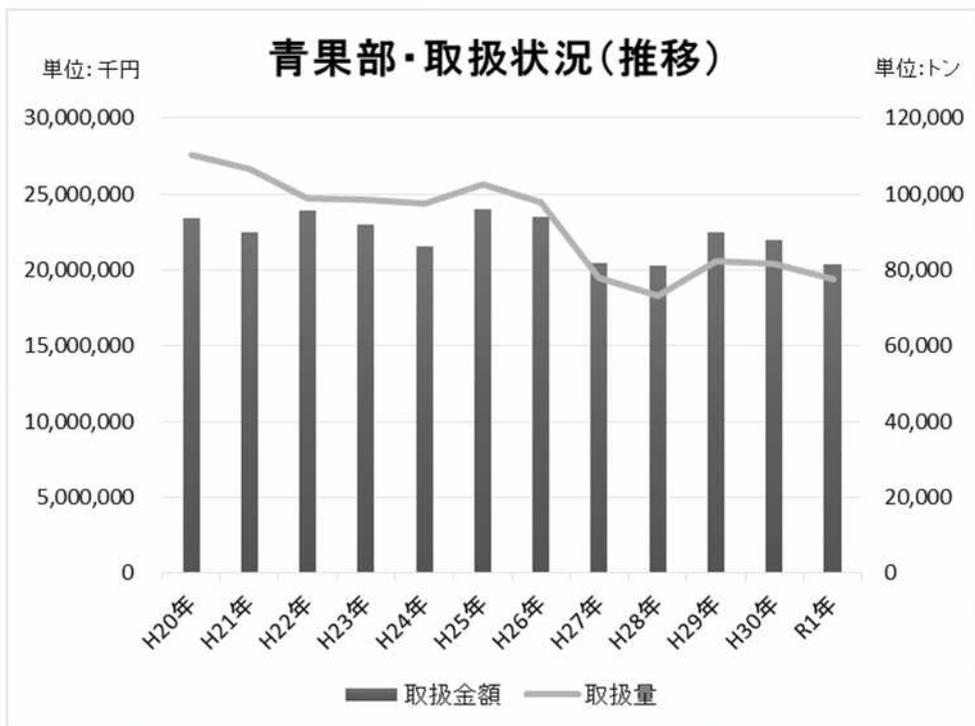
単位：円

款	項	目	節	予算現額	決算額	不用額	不用額の理由・備考
1	中央卸売市場費			390,566,000	340,873,163	49,692,837	
	1	市場費		390,566,000	340,873,163	49,692,837	
		1	市場総務費	340,149,000	307,101,930	33,047,070	
			・ 人件費	74,774,000	73,551,435	1,222,565	
			給料・非常勤報酬・手当・共済費	74,098,000	73,343,435	754,565	
			委員報酬	676,000	208,000	468,000	
			・ 中央卸売市場の運営	228,783,000	196,959,395	31,823,605	
			旅費	696,000	546,126	149,874	
			需用費	143,223,000	128,568,163	14,654,837	
			電気料	108,046,000	94,837,897	13,208,103	会計課見解統一により3月分翌年度払い
			ガス料	11,505,000	9,974,752	1,530,248	
			上下水道	20,364,000	21,212,190	▲ 848,190	
			その他	3,308,000	2,543,324	764,676	
			役務費	17,238,000	15,884,924	1,353,076	
			電話料	15,692,000	15,382,752	309,248	
			その他	1,546,000	502,172	1,043,828	建物損害保険未加入
			委託料	26,348,000	22,679,578	3,668,422	
			委託料	26,348,000	22,679,578	3,668,422	
			使用料及び賃借料	7,556,000	5,908,180	1,647,820	
			使用料及び賃借料	7,556,000	5,908,180	1,647,820	発泡溶融機見送り
			原材料費	48,000	0	48,000	
			備品購入費	182,000	4,665	177,335	
			負担金補助及び交付金	33,457,000	23,333,559	10,123,441	
			自主管理組織負担金(管理協会)	30,000,000	20,387,990	9,612,010	人件費削減
			市場活性化事業負担金	3,000,000	2,488,569	511,431	
			消費拡大推進協議会補助金	327,000	327,000	0	
			その他負担金	130,000	130,000	0	
			公課費(自動車重量税)	35,000	34,200	800	
			・ 公課費	36,592,000	36,591,100	900	
			消費税納付	36,592,000	36,591,100	900	
		2	施設費	50,417,000	33,771,233	16,645,767	
			・ 中央卸売市場の施設管理	50,417,000	33,771,233	16,645,767	
			需用費	1,402,000	932,052	469,948	
			委託料	21,959,000	15,358,025	6,600,975	調整池清掃・シャッター点検先送り
			委託料個別分(屋上防水)	1,300,000	950,400	349,600	
			工事請負費	25,756,000	16,530,756	9,225,244	シーリング工事先送り、実績
2	公債費			897,275,000	897,273,748	1,252	
	1	公債費		897,275,000	897,273,748	1,252	
		1	元金	798,755,000	798,754,273	727	
		2	利子	98,520,000	98,519,475	525	
3	基金積立金			80,000	0	80,000	
	1	基金積立金		80,000	0	80,000	
		1	財政調整基金積立金	80,000	0	80,000	
4	予備費			300,000	0	300,000	
	1	予備費		300,000	0	300,000	
		1	予備費	300,000	0	300,000	
			計	1,288,221,000	1,238,146,911	50,074,089	

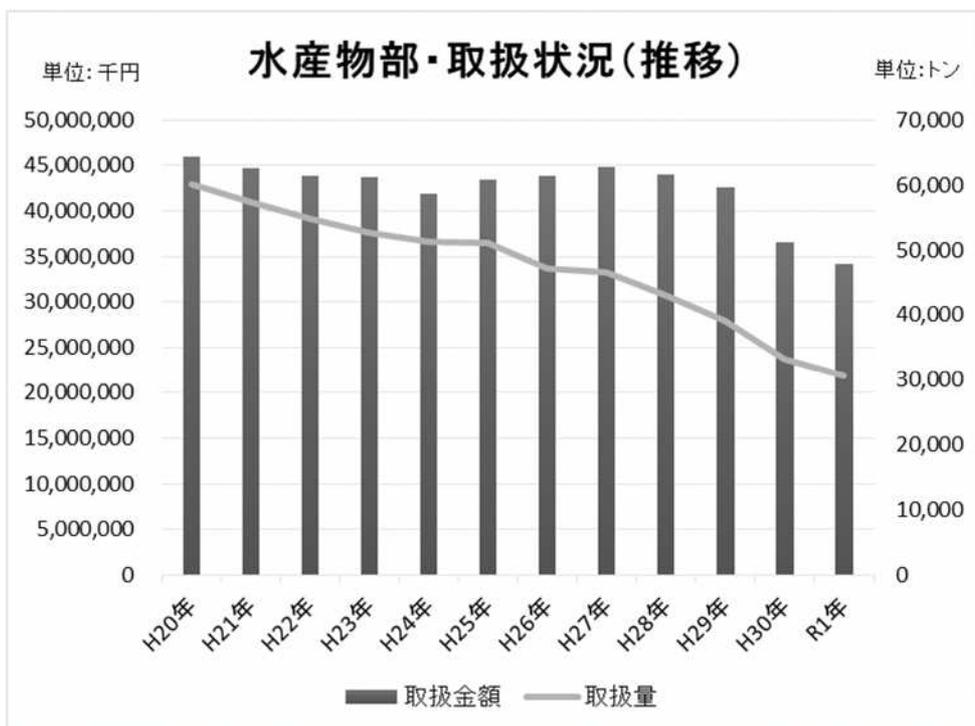
令和元年度－令和2年度繰越額（歳入－歳出） 1,872円

5 市場取扱状況の推移

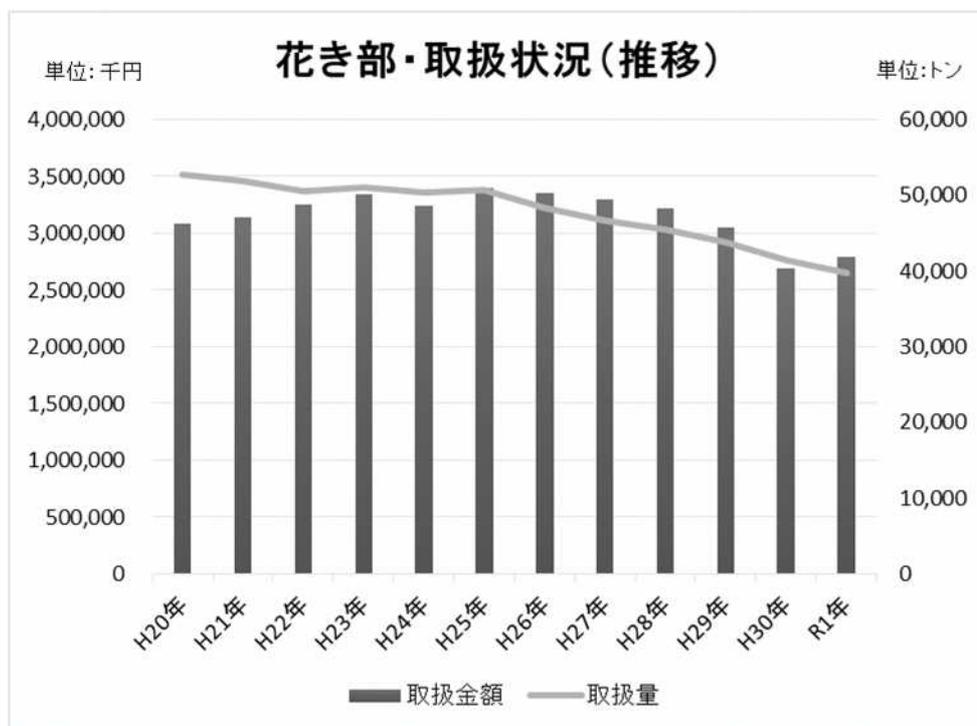
【グラフ1】



【グラフ2】



【グラフ3】



【コメント】

各部門とも、取扱金額、取扱量とも減少傾向が続いている。とりわけ、水産物部については減少が顕著である。少子高齢化等による消費動向のみならず、生鮮物流通の多様化によって、全国的にも卸売市場の市場経由率の低下には歯止めがかかっていない状況にある。

6 卸売市場法の改正

(1) 法改正の概要

平成30年に卸売市場法と食品流通構造改善促進法が改正され、令和2年6月21日に施行された。

改正の背景は、食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持しつつ、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えてい

くためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要であるとの観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するというものである。

主な改正点としては、中央卸売市場を民間事業者が開設できることにしたほか、公正な取引環境の促進として、一律に法で規制していた「第三者販売の原則禁止」（卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない）、「直荷引きの原則禁止」（仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない）、「商物一致の原則」（卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない）が、原則廃止となり、市場ごとに取引ルールとして定めることができるようになったことである（ただし、共通ルールに反しないこと、卸売市場の調整機能維持に十分配慮すること、卸売市場の活性化に資すること、特定の事業者の優遇にならないこと、といった点に配慮する必要がある。）。

(2) 新潟市中央卸売市場における対応

法改正を受けて、改正された新潟市中央卸売市場業務条例及び同施行規則が施行された。

ア 「第三者販売の原則禁止」については、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者（第三者）への卸売を市場の取引活性化のため自由化した（改正条例 60 条）。

イ 「商物一致の原則」については、輸送費の削減、鮮度保持、現状の流通状況を考慮し、商物分離取引を自由化した（改正条例 61 条）。

ウ 「直荷引きの原則禁止」については、仲卸業者の販売力強化、市場全体の取引活性化につなげるため直荷引きを自由化した（改正条例 66 条）。

いずれについても、開設者が取引状況を把握するため実績報告を義務づけるとともに、第三者販売及び直荷引きについては、市場における取引の秩序を乱

すことのないように配慮するものとされた。

7 所見

(1) 歳入・歳出の状況

歳入・歳出の各科目について担当者より説明を受け、工事請負契約、業務委託契約、土地貸付契約、補助金・負担金、毎年開催される市場まつりの収入・支出に関する書類等を閲覧したが、(2)で述べる未収金の管理を除いて、特に指摘すべき点は見受けられなかった。

以下、若干の補足説明をする。

【歳入】

ア 約 4 億円の中央卸売市場収入は、市場使用料と施設使用料が中心である。

市場使用料は、卸売業者から売上高の 1.5/1,000 で計算した額を徴収し、施設使用料は各業者の使用面積に応じて徴収するものである。

イ 約 1.2 億円の土地貸付料は、周辺の市場増設予定地を、加工施設・配送センター等の施設を建設するため、卸売業者・仲卸業者・関連業者に事業用定期借地契約により貸し付けた使用料である。

ウ 約 5.5 億円の一般会計繰入金及び約 2,500 万円の中央卸売市場財政調整基金繰入金が繰り入れられた。

エ 約 1.2 億円の雑入は、市が支払った業者の負担すべき光熱水費や電話使用料を徴収したものである。

オ 約 844 万円の寄附金は、エレベーターの保守・点検や清掃等の業務を担当するために卸・仲卸業者等場内業者で設立された一般財団法人新潟市中央卸売市場管理協会について、市との業務分担がわかりにくいという声もあったため解散することとなり、その残余財産の分配を受けたものである。

【歳出】

カ 約 7,300 万円の人件費の大半は、一般職員 10 名及び非常勤嘱託 2 名の人件

費である。一般職員は通常の市職員の人事により異動しており、現在は長い人で市場勤務が5～6年であるが、機械操作員の1名は30年近く継続勤務している。非常勤嘱託は取引の監視業務等に従事する者である。

キ 約1.3億円の需用費のうち、大きな割合を占めるのが光熱水費である。電気については、令和元年11月より、新潟市環境部が主導して「新潟スワンエナジー株式会社」からの供給契約に切り替えた。同社は、地域の低炭素化と地域経済の活性化の好循環を生み出すことを目的として、新潟市（出資比率10%）、JFEエンジニアリング株式会社（同85%）、株式会社第四北越フィナンシャルグループ（同5%）が連携して設立した地域新電力会社である。同社の電源構成は、新田清掃センターの廃棄物発電や各発電所の太陽光であり、コスト削減よりもエネルギーの循環という目的で導入したということであるが、電気料も若干下がったということである。

ク 約1,600万円の役務費のうち、大きな割合を占めるのは電話料である。

ケ 約2,300万円の委託料のうち、半額以上を占めるものが開設者システムの運用保守・改修業務やサーバ機器等の保守業務に関するものである。

コ 約600万円の使用料及び賃借料のうち、相当部分が開設者システムの賃借料である。

サ 約2,300万円の負担金及び補助金のうち、約2,000万円が自主管理組織負担金、約250万円が市場活性化事業負担金である。前者は、卸、仲卸及び関連事業者を構成員とする自主管理協会（任意団体）による市場の管理業務に係る経費に対し、市が約50%を負担するものであり、一般財団法人新潟市中央卸売市場管理協会の解散に伴い、その業務を引き継ぐため、令和元年度限りのものである。管理業務は、本来は使用料で賄うべきものであり、令和2年度は第三者販売等により使用料が増額することでカバーできる見込みということである。また、後者は主に「市場まつり」の負担金であり、市場まつり実行委員会に対するものである。実行委員会の収入・支出はきちんと管理

されていた。

シ 約 3,700 万円の公課費は、消費税の納税額である。

ス 約 3,400 万円の施設費のうち、委託料が約 1,600 万円、工事請負費が約 1,700 万円である。前者は、施設の維持管理業務委託が約 1,200 万円であり、指名競争入札により 3 年契約で締結されている。後者は、約 5 万円から 200 万円台までの小規模な工事であり、見積合わせによるものが多い。工事請負の入札を実施する場合には、5,000 万円以上の工事の場合には財務部契約課で、5,000 万円未満は江南区で行い、市場では入札事務を実施しない。

セ 約 9 億円の公債費のうち、約 8 億円が元金、約 1 億円が利子である。これは、現在の施設建設時のものである（旧市場の起債償還は平成 27 年度に完了）。

令和 2 年 6 月現在の資金計画によれば、令和 3 年度以降は繰入金を除く歳入として毎年約 6.8 億円を見込み、その結果、令和 5 年度をもって財政調整基金からの繰入れを、令和 7 年度をもって一般会計からの繰入れを終了し、令和 8 年度以降は使用料等の収入が経費を上回り黒字転換し、財政調整基金に積み増していく予定となっている。また、令和 17 年度をもって、現在の起債償還は完了する予定となっている。

(2) 【指摘 26】

施設使用料等を延滞した事業者に対する具体的な対応基準が設けられていないほか、債権回収のスタンスにやや問題がある事例が見受けられた。

仲卸業者及び関連業者に対する施設使用料、光熱水費・電話料等についての未収債権の延滞が発生している。

このうち、水産業仲卸業者である A 社（有限会社）に対する未収金として、平成 27 年度に使用料等 600,775 円、平成 28 年度に使用料等 377,664 円が発生した。A 社は、平成 28 年 8 月に仲卸業を廃業して市場から撤退し、同年 12 月には清算終了の登記がなされた。しかし、冷蔵・冷凍庫のプレハブ 2 つが残置

されていたため、令和元年度に市においてA社と合意のうえで処分を行った。その処分費 749,133 円も未収債権となっている。

担当者によれば、売上げが減少し延滞が始まった平成 27 年度には、A社の経営者が高齢かつ家族経営で先の見通しも立たなかったことから、撤退を勧奨したものの、聞き入れられず営業が継続された結果、未収債権が増額したということである。清算結了の登記がなされた後も、債務が残存しており清算未了であるため、なお法人格が存続するとの弁護士からの助言に基づき、法人に対する請求として、代表者に対して未収債権の請求を継続しており、相手方と協議し、月 1,000 円程度なら支払えるとのことだったため、1 か月 1,000 円程度の支払いを受けていた。そして、未回収分については、発生から 5 年間を経過した年度末において不納欠損処理を行う予定であるということである（担当者によれば、不納欠損処理をするのは、現市場に移設後 2 例目ということである。）。

しかし、第 1 に、業務の許可を取り消して強制的に退去を求める基準が策定されていないことは、債権管理のあり方としては十分ではないので、延滞時における具体的な対応基準を設けるべきである。仲卸業者等は、市場内の場所を占有して業務を行っているのであり、その対価すら支払えないのであれば、市場において営業を継続する資格はないといわざるを得ない。仲卸業者等には決算書を出してもらい、そこから財務状況一覧を作成し、経営状況を把握しているとはいえ、市が仲卸業者から預託を受けている保証金はたかだか 20 万円に過ぎず、担保として十分ではない。現存する他の未収債権（小口の駐車場賃料は除く）については回収見込みがあるということであるが、十分な債権管理を期待したい。

第 2 に、上記 A 社が廃業して会社の清算結了登記をした後も、A 社に対する支払いを A 社代表者に求めたのは、債権回収に努める姿勢としては評価できる面があるとしても、A 社としての資産及び収入がないことは明らかであるから、実質的には代表者個人に対して請求しているものと受け取られかねないもので

ある。しかし、代表者はA社の保証人ではないので支払義務はなく、かつ、把握している代表者自身の心身の状態及び経済的困窮に照らせば、このような対応は避けるべきである。

(3) 【意見 30】

新潟市中央卸売市場における取扱金額・取扱量の減少傾向に歯止めをかけるために、「スマートフードチェーン」構築の流れにキャッチアップできるような情報収集と積極的な投資を行うことを検討されたい。

新潟市中央卸売市場の最大の課題が、取扱金額・取扱量の減少傾向にいかにか歯止めをかけるかであることは、おそらく異論がないものと思われる。

取扱金額の減少は、直ちに、卸売業者から売上高の 1.5/1,000 で計算した額を徴収する市場使用料の減少に反映するので、市場の取引活性化は不可欠である。この点、前記した「直荷引きの自由化」は、仲卸業者が飲食店・小売店等にニーズにきめ細かく応じた商品を市場に入れることによって販売力を強化しうるだけでなく、その分の市場使用料を負担してもらうこともできる。「商物分離取引の自由化」により、市場経由取引についても、輸送費の削減、鮮度保持等のメリットが活かせる。

また、施設使用料は各業者の使用面積に応じて徴収するものであるが、市場内の空き区画の問題の解消のためにも、市場取引の活性化が不可欠である。令和元年度末における空き区画は、中央棟 1、水産棟 3、青果棟 1、花き棟 1、総合食品センター棟 2 という状況であり、これらの年間使用料の合計額は 10,261,728 円にもものぼる。その後も若干の変化はあるも、空き区画のある状況は続いているとのことである。

ところで、新潟市中央卸売市場では、農林水産省が公表した「第 9 次卸売市場整備基本方針」に基づき、卸売業者及び仲卸業者の中からワーキンググループを作り、平成 27 年 4 月に「新潟市中央卸売市場経営展望」を策定している。

ここでは、「新潟市中央卸売市場における S W O T 分析からみた共通課題」と

して、①販売力の強化、②新潟市場ブランド力の強化、③食育・花育の普及促進、④情報発信機能の強化、⑤産地育成、⑥安心・安全な商品供給、⑦防災対策、⑧労働環境の改善と人材育成、⑨取引ルールの徹底、という 9 つの課題を挙げたうえ、解決に向けた 9 の戦略と取組内容を立案している。

*** 基本方針と 9 つの戦略**

I 安心・安全な生鮮食料品等の提供～市場機能の更なる強化～

戦略 1 品質管理の徹底

戦略 2 取引ルールの徹底

戦略 3 危機管理体制の確立

II 情報受発信機能の強化 ～消費拡大に向けて～

戦略 4 市場認知度上昇に向けた取り組み

戦略 5 食育・花育活動の推進

戦略 6 生産者と消費者への情報提供

III 新しい視点での取り組み強化 ～市場の活性化を目指して～

戦略 7 ブランド化に向けた取り組み

戦略 8 積極的な販路拡大の推進

戦略 9 労働環境の改善と人材育成に向けた取り組み

問題は、これらの戦略に基づく取組みがどの程度実行されて、所期の成果を上げているかどうかである。

この点、農林水産省は、卸売市場法の改正に関連して、「卸売市場に関する基本方針」（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）を出しているが、そこにおける「卸売市場の施設整備の在り方」は、上記「新潟市中央卸売市場経営展望」の記載とその多くの内容において共通するものであり、上記戦略の方向性は当を得たものであるといえる。

しかし、基本方針には、その後の D X（デジタル・トランスフォーメーショ

ン) 化の流れを反映して、「IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。」といった新しい視点も触れられている。

現在、農業データ連携基盤では、生産（主に水稻）に関するデータの蓄積が進んでいるが、これを強化（データの充実、対象品目の拡大）するとともに、流通、食品製造、輸出振興等と強力に連携し、生産から流通、加工、消費までデータの相互利用が可能な「スマートフードチェーン」を創出し（令和5年4月の構築目標）、農業における Society5.0（超スマート社会）を実現するというのが、農業・食糧分野における日本の大きな戦略となっている。

中央卸売市場は、そうした情報の流れの重要なポイントとなりうるものであり、そうした流れにキャッチアップできるよう情報収集と積極的な投資を行うことが求められている。ここ最近、従来からの直売所や産地直送に加えて、飲食店や消費者などがオンラインで生産者と直接取引できるサービスも急速に普及しつつあるなど流通環境の変化は大きいものがある。

新潟市中央卸売市場は、周辺に他の中央卸売市場がないため、競争が激化しておらず、現在のところ、法改正による顕著な変化は見られないということである。そうであればなおさら、先を見据えた戦略的運営を期待したい。

第5 ニューフードバレー特区課

- * ニューフードバレー特区課（本項では「NFV 課」と表記する。）は、令和元年度末に廃止され、令和2年度から同課所管事業は農林政策課若しくは食と花の推進課（本項では「食花課」と表記する。）が所管することとなったが、本項では令和元年度に NFV 課が所管していた事業について検討する。

5-1 食と花の世界フォーラム

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	38,623,000	38,240,146	382,854	
特定財源	0	0	0	
合計	38,623,000	38,240,146	382,854	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

「食と花」をキーワードに都市ブランドの構築を図り、新潟市の魅力と個性を国内外に情報発信し、国際拠点としての機能向上を図る。

イ 経緯

平成17年2月 食と花の世界フォーラム実行委員会設立

その後2回のプレフォーラムを挟み、平成19年以降毎年「食と花の世界フォーラムにいがた」を開催している。

ウ 内容

(ア) 食と花の世界フォーラムにいがたの開催

令和元年度に開催された第11回フードメッセ in にいがた 2019 では、来場者数 10,232 名（平成30年度は 10,369 名）、出展事業者 439 事業者（平成30年度は 461 事業者）である。

(イ) 食の新潟国際賞財団への支援

食に関し国際的な貢献をした個人・団体を顕彰する「第6回食の新潟国

際賞」の選考などに係る経費の一部を運営組織に対して補助している。

エ 効果

「食と花の政令市にいがた」としての都市ブランド確立、イメージアップ、食と花のビジネスチャンス及び販路拡大、新潟市の経済活性化、コンベンションビジネスの育成が効果として挙げられている。

オ 課題

国際見本市の出展者・来場者数の増加を図ることが挙げられる。いずれの数値も減少傾向がみられる。

(3) 所見

運営状況について、特筆すべき事項は認められなかった。

新潟市自体が課題として挙げているように、出展者・来場者数の増加に向けた創意工夫が期待される。

5-2 <NFV特区課> 農産物輸出促進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,300,000	1,395,375	-95,375	
特定財源	1,300,000	931,975	368,025	地方創生推進交付金
合計	2,600,000	2,327,350	272,650	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農産物の販路拡大による市内生産者の農業経営基盤強化に向けて、流通を促す輸出体制の整備やマッチング及びプロモーションなどを実施し、農産物輸出量の増加を図るほか、将来的に他産地と連携して出荷量及び出荷期間の安定化を図り、農産物輸出の拠点性向上を目指すことを目的とした事業である。

イ 経緯

平成18年に本事業を創設し、以後、各種プロモーション事業を展開してい

る。

ウ 内容

(ア) 米と酒を中心としたプロモーション事業

米と酒を中心とした新潟市の「食文化」をテーマにプロモーションを行い、米をはじめ、米加工品を含めた輸出拡大を促進している。

(イ) 農産物輸出促進支援事業

輸出に意欲的な事業者に対し、輸出促進に係る経費の一部を補助している。

(ウ) 中国向け米の輸出促進事業

中国バイヤーとの商談会や現地店頭での新潟産米のプロモーション活動を実施した。

エ 効果

人口減による国内需要の減少を見据えた、海外への販路開拓による農産物の安定供給の実現、新潟市の農産物及び食文化への理解を深め、適正価格による消費を促進すること、新潟市の農産物へのニーズを高め、輸出に取り組むプレイヤーの増加と生産振興を図ることが効果として挙げられている。

オ 課題

既に流通されている米や米加工品に対する知識・理解不足、継続的な輸出に耐えうるロットの確保の実現、新潟港及び新潟空港からの海外への直行便が少ないこと、リードタイムや物流コストの縮小、生産者が輸出に取り組みやすい体制づくり、農産物輸出に取り組む市内生産者及び商社が少ないこと等が課題として挙げられている。

(3) 所見

【意見 31】

食と花の推進課が中国への米輸出事業を所管するにあたり、農産物の輸出全般を所管する経済部産業政策課海外ビジネス推進室との綿密な連携を期待する。

平成 31 年 4 月の組織改編により、中国への新潟米輸出に関する部分のみ NFV 課が所管し、中国以外の国への米を含む農産物の輸出・販路拡大及び中国への米以外の農産物の輸出・販路拡大については、経済部産業政策課海外ビジネス推進室が所管する体制となっている（なお、令和 2 年度には NFV 課の廃止により、食花課の所管となっている。）。

かかる事務分掌は、NFV 課と農協との関係性の活用が必要であること等によりやむを得ないところであると理解するが、中国への米輸出のみ農産物の輸出全般に対する知見が反映されないことは避けるべきであるから、食花課が事業を所管するにあたり、経済部産業政策課海外ビジネス推進室との綿密な連携を期待したい。折しも、国は農産物輸出増への新たな「輸出拡大実行戦略」の骨子を発表している。海外の需要に対応して生産する「輸出産地」たりうるために、市は一丸となって対応することが求められる。

*** 中国への食品等輸出**

中国は日本から輸出されるすべての食品・飼料等について 10 都県のもの（新潟県産米を除く。）は輸入停止措置を講じるとともに、日本の政府機関が発行する証明書を求めている。

また、中国向け米輸出にあたっては、植物検疫条件により中国政府が認可した指定登録施設で精米・くん蒸処理された米に限り輸出可能とされている。この精米・くん蒸処理施設に関し、農協との連携が不可欠であり、農協との関係性構築がされている NFV 課が所管する必要があるとのことである。

5－3 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	400,000	922,437	-522,437	
特定財源	62,000,000	59,800,502	2,199,498	貸付金元金収入
合計	62,400,000	60,722,939	1,677,061	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

新潟市の農業振興に資する多様な事業者への資金供給の円滑化を図るため、農業資金に対する信用保証を伴う制度融資を実施する。

イ 経緯

新潟市の農業の持続的な発展を図るためには、商工業等の多様な事業者がその知見を生かしながら、積極的に農業展開していく取組みが重要となっている。しかし、現在の保証制度では、農業が保証の対象外業種として指定されているため、農業展開を図る商工業者が円滑に資金調達することが難しい現状となっている。

そこで、特区法に規定される特定事業として、新潟市が活用できることとなった「国家戦略特別区域農業保証制度」に適用した制度融資を創設し、農業資金に対する保証を可能とする仕組みを整えることで、新潟市農業振興に資する多様な事業者の資金調達円滑化を図った。

ウ 内容

対象者	商工業とともに新潟市内において農業を営む中小企業者、農事組合法人、個人
資金使途	商工業とともに新潟市内で営む農業の実施に必要な事業資金
償還期間	運転資金：10年以内 設備資金：15年以内
貸付利率	償還期間 5年以内：年 1.45% 償還期間 5年超え：年 1.65%
貸付限度額	一事業者あたり 3億 5,000万円
信用保証	新潟県信用保証協会の信用保証付き
保証料率	借入金額に対し 0.8%
担保	取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料補助	融資額 1,000万円以下 保証料の 100%

融資額 1,000 万円超 5,000 万円以内 保証料の 50%

エ 効果

農業者による 6 次産業化事業や、商工業者による農業参入事業等、幅広い事業者から制度利用がされており、資金調達の円滑化による多様な農業関連事業の展開の進展が、効果として挙げられている。

オ 課題

制度の認知度向上が指摘されている。

(3) 所見

【意見 32】

市が損失補償リスクを負担してまで農業事業者の資金調達円滑化を図ることの政策的合理性については、さらに慎重な検討を求めたい。

新潟市は、上記のとおり、農業経営体が新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払うべき信用保証料を補助しているが、それに加えて、保証協会との間において「損失補償契約書」を締結している。それによれば、市は、保証協会の金融機関に対する代位弁済額から代位弁済日の属する年度の翌年度の 2 月末までの間に保証協会が求償権を行使して回収した額（ただし、損害金及び費用等を除く）を控除した額に 8 分の 2.5 を乗じた額を、同年度末までに損失補償として支払うことになっている。

現時点では貸付先の破綻による代位弁済が生じた事例はないものの、返済条件のリスケジュール（返済計画の変更）がなされる貸付先も生じており、潜在的な損失補償のリスクは軽視できないものがある。

そもそも、保証料の補助に加えて、市がかかる損失補償リスクを負担してまで農業事業者の資金調達円滑化を図ることの政策的合理性はあるのか、本制度の今後のあり方に対しては慎重な検討が必要であると考えます。

5-4 国家戦略特区推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,792,000	1,614,398	1,177,602	
特定財源	323,000	221,400	101,600	国庫補助金
合計	3,115,000	1,835,798	1,279,202	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

国家戦略特区の事業計画である区域計画の策定を行う区域会議を開催し、規制緩和を活用した取組みを推進すること、地元の関係団体、企業、農業者等で構成する推進協議会を開催し、地元の意見の集約、情報共有を図り、区域計画の策定に活かすことが事業目的とされている。

イ 経緯

- 平成 26 年 5 月 1 日 大規模農業の改革拠点として国家戦略特区に指定
- 平成 26 年 6 月 10 日 新潟市国家戦略特区推進協議会設置
- 平成 26 年 7 月 18 日 新潟市国家戦略特別区域会議開催

ウ 内容

(ア) 区域会議、推進協議会の開催

区域計画を策定し、規制緩和を活用した取組みを実施するため、区域会議を開催する。また、区域計画の策定にあたり、推進協議会を開催し、地元の意見集約・情報共有を図る。

(イ) 特区シンポジウム等での PR

内閣府主催の特区シンポジウムでの自治体展示コーナー等で PR ブースを設置し、取組みの PR を行う。

(ウ) 他特区視察

新潟市以外に国家戦略特区の指定を受けている都市を視察し、情報交換を行うとともに、規制緩和の活用事例を調査することで、特区の推進を図る。

エ 効果

大手企業と地元農業者が連携した特例農業法人の設立や、地元農業者による農家レストランの開設などにより、農商工連携や6次産業化の推進が図られており、新潟ニューフードバレー構想の実現に寄与する、これらの取組みにより雇用が創出されており、地元経済の活性化も図られることなどが効果として挙げられている。

オ 課題

- ・ 農業分野以外の規制緩和の活用
- ・ 特定事業者や新たな規制緩和の掘り起こし

(3) 所見

【意見 33】

エリアマネジメント事業の所管については、見直しを検討されたい。

国家戦略特区事業をNFV課（現在は農林政策課）が所管しているため、エリアマネジメント事業の所管が同課となり、窓口を担っている。

ところで、エリアマネジメントに関する事業は、まちの修正・改変を目指した「まちなかウォークアブル推進プログラム」（国土交通省）の検討、都市再生推進法人制度の検討、万代・古町地区の特区活用など、いわゆる都市再生・都市開発に関する事業である。

新潟市が「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区の対象区域に選定されていることから、担当課がNFV課とされたものと推察されるが、都市開発等は明らかに農林水産部の事業内容と異なり、当課が担当することが適当であるか疑問がある。少なくとも、農林水産部の農林水産業に関連する本来業務とはシナジー（相乗効果）を得にくい事業内容であることは明らかであるから、担当部課の変更を含め、効率的な事業運営のあり方が検討されるべきである。

なお、令和2年度にはNFV課の廃止により国家戦略特区の総括は政策企画部に移管されているが、上記エリアマネジメントに関する事業は、農林政策課所

管となっている。

5-5 新潟市健幸づくり応援食品認定事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	745,000	564,656	180,344	
特定財源	0	0	0	
合計	745,000	564,656	180,344	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

国家戦略特区の区域方針に「農産物・食品の高付加価値化の実現」が掲げられたことを受け、機能性に関する科学的報告がある食品及び健康づくりに配慮された食品に対し、新潟市独自の認定を付与することで、農産物・食品の高付加価値化を図るとともに、市民の健康維持・増進を図ることを目的とした事業である。

イ 経緯

平成 28 年 9 月 新潟市健幸づくり応援食品認定制度創設

平成 28 年 11 月 申請受付（第 1 回）開始

ウ 内容

(ア) 新潟市健幸づくり応援食品認定制度推進委員会の開催（年 2 回）

(イ) 認定食品の追跡調査

認定食品の成分含有量について、買取調査を実施し、販売後の品質管理状況を把握する。

エ 効果

市民の食品選択の選択肢を拡げ、健康づくりに役立つ食品を選択しやすくすることで、健康維持・増進に寄与するとともに、認定による他の食品との差別化に加え、市が制度や認定食品の PR を積極的に行うことで、市内産の農産物や加工食品の認知度向上が期待できる。

オ 課題

- ・ 市民・事業者の制度認知度向上
- ・ 申請事業者の掘り起こし

(3) 所見

【意見 34】

本制度を消費者や事業者に広く受け入れられる制度に育てられるのか、改めて検証がなされるべきである。

平成 28 年度の制度スタート以来、令和 2 年 7 月現在で、8 社 14 食品が認定された（うち 3 食品が認定取下げのため、同時点の販売食品は 7 社 11 食品）が、申請数は低調である。

令和元年度には、制度検討会が開催されたが、令和元年度予算の査定において、財部財務課より大幅な予算削減をされたこと、また「制度検討会においては制度継続を前提とせず廃止の可能性を含めて協議すること」を条件に予算が復活したことを受け、今後の制度の運用方法を軸に制度検討会を行った。制度検討会では、当制度が国家戦略特区の区域方針「食品の高付加価値化」が掲げられたことを受け事業実施をしているものであり、簡単に廃止できるものではないとのスタンスのもとで、①認定食品を増加させるための方策として、申請要件の緩和（活動拠点が市外の事業者であっても、一定の要件をクリアすれば申請が可能になる制度に改正。令和 2 年 4 月 1 日から改正要綱施行）、②消費者が気軽にかつ継続して買ってもらえる環境整備として、令和 2 年度に認定事業者のネットワーク会議を開催して、意見交換を行うこととされた。

この点、全国共通の制度として、国の許可等の必要性や食品の目的、機能等の違いによって、保健機能食品は、「特定保健用食品」、「栄養機能食品」、「機能性表示食品」の 3 つに分類されている。新潟市の Web サイトによれば、「機能性表示食品への届出は難しいけど、健康食品として付加価値が欲しい」という製造者、農業者に対して当制度への申請の検討を呼びかけていることから、本

制度は、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品である「機能性表示食品」の簡易版という位置付けのようである。

しかし、消費者目線でみると、既に保健機能食品として全国共通の表示制度に基づく多種多様な商品が流通しているところに、新潟市が独自に認定した認知度の低い健康食品のカテゴリー（しかも流通している品目は非常に少なく、市場で目にすることも多くない）を設けられても、現実には商品選択の基準となりうるのか疑問が残る。「地元産＋健康」という二兎を追うコンセプトに無理がないのか（いわゆる「ティンバーゲンの定理」によると複数の政策目標を達成するには複数の政策手段が必要であるとされている。）、いったん始めた以上は「簡単に廃止できるものではない」というのではなく、消費者や事業者に広く受け入れられる制度に育てられるのか、改めて検証していただきたい。

5-6 アグリビジネス創出事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	534,000	94,118	439,882	
特定財源	0	288,858	-288,858	雑入
合計	534,000	382,976	151,024	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

国家戦略特区の指定を契機とし、スマート農業の先進地として全国から注目を集めている新潟市において、更なるアグリビジネスの創出を図るため、首都圏で開催される農業関連の展示会に参加し、新潟市国家戦略特区のPRや企業ブースでの意向調査を行うなど、積極的なアグリビジネス誘致活動を図るための事業である。

イ 経緯

新潟市が農業ICTの大規模実証や食品産業との連携を取りやすい好条件下にあり、農業ICTを活用した革新的農業が実践されている。平成27年1月の

株式会社電通、ゲノメディア(株)との農産物高付加価値化プロジェクトに関する連携協定を皮切りに、現在までアグリビジネスの創出・誘致を進めている。

ウ 内容

(ア) 首都圏で開催される農業関連の展示会への参加

首都圏で開催される「農業ワールド」などの大規模な農業展示会に参加し、新潟市国家戦略特区のPRや農業関連企業ブースでの意向調査を行うなど、積極的なアグリビジネス誘致に努める。

(イ) 首都圏、関西圏企業への訪問

展示会で高い関心を示した企業に対し、アグリビジネスの提案や支援メニューの紹介などを行い、新潟市でのビジネス実現に向けて本格的な検討を行う。

エ 効果

首都圏で開催される複数の展示会に参加することで、農業関連企業に加えて、異業種の技術・機器・システムやベンチャー企業との接点生まれ、新たなアグリビジネスの創出や既存プロジェクトの発展に期待ができる。

(3) 所見

特に指摘等はない。

5-7 ニューフードバレー特区課全般

【意見 35】

事業の統廃合を含め、中長期的視点での組織体制の構築がなされることを期待する。

NFV 課が令和元年度末で廃止されたことに伴い、その所管事業が農林政策課と食花課に分掌されることとなり、組織再編がなされた。

この結果、例えば、NFV 課が所管であった国家戦略特区推進事業に含まれる、

雇用労働相談センターの運営、エリアマネジメントに係る道路法の特例を利用した都市部の活用事業など、農業政策とは直接関係のない事業について農林政策課が所管する結果となった（なお、令和2年度以降は、「国家戦略特区推進事業」の総括は政策企画部に移管されているが、上記事業は、農林政策課が所管している。）。

また、「地産外商推進事業」も事業の統廃合・担当部課の変遷を経ている。すなわち、平成30年度に「全国ねぎサミット」の新潟開催等を契機に、「新潟の食と花のPR事業」に「地産地消推進事業」「地産外商事業」が統合され、従来の各事業を1年休止または縮小して実施された（なお、地産外商事業は平成30年度のみNFV課へ移管）。その後、令和元年度末でNFV課が廃止され、現在は、全て食花課が各事業を所管することとなっている。

加えて、NFV課とは関連しないが、試験研究事業を所管する農業活性化研究センターが、農業者の新事業展開を支援する目的の6次産業化サポート事業を所管していることも、効率的事務分掌の観点から疑問が残る。

このような頻繁な組織体制の見直しや事業の担当部署の変更は、職員に無用の負担を課すものであるうえ、当該事業に関する知識・ノウハウの部課内の共有の点から難があり、効率的行政運営の観点から相応しくない。

農林水産部全体の事業の統廃合を含め、中長期的視点での組織体制の構築がなされることを期待したい。

第6 食と花の推進課

- * 本項では、食と花の推進課（本項では「食花課」という。）の所管事業について検討する。（ただし、令和元年度末で廃止されたニューフードバレー特区課の令和元年度分事業については、ニューフードバレー特区課の項に記載した。）

6-1 地産外商推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,183,000	1,755,870	427,130	
特定財源	0	0	0	
合計	2,183,000	1,755,870	427,130	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

人口減少、大都市への人口集中などの影響により、販売先確保に向けた産地間競争が激化している中で、多様な販路の形成や県外への安定出荷を促すことで、農産物の販路拡大による市内生産者の農業経営基盤強化を図ることを目的とした事業である。

イ 経緯

新潟市では、豊かな農業基盤を背景に、米や野菜、果物、花き、花木など魅力的な農産物が数多く生産されている。その一方で、米以外の品目は全国的に知名度が低く、県外における市内産農産物の認知度向上や販路拡大に向けた取組みが求められていた。

これを受け、平成20年度に「地産外商推進事業」が創設され、市内産農産物のプロモーションに取り組むとともに、平成21年度には食と花の銘産品事業を本事業に組み入れ、県外に向けた取組みを強化した。

平成29年度からは、連携中枢都市圏形成に向けた新潟広域都市圏ビジョン事業として、近隣市町村と連携して農産物のプロモーションを行う「食材ブ

ランド力強化事業」を開始している。

ウ 内容

(ア) 農産物販路拡大アドバイザー事業

県外の小売店、流通事業者及び市内生産者との豊富なネットワークを持つ有識者を農産物販路拡大アドバイザーとして委嘱し、バイヤー招へいによる産地視察やマッチングなど、生産者の販路拡大支援を行う。

(イ) 大都市での販促イベント

令和元年度も食と花の銘産品をはじめとする市内産農産物の認知度向上や販売促進を図るため、首都圏の百貨店やスーパーでのインショップ等において試食宣伝会を開催している。

(ウ) プロモーション活動

(エ) 食と花の銘産品推進委員会の開催

エ 効果

多様な販路の形成により、県外における市内産農産物の需要の拡大が期待できるほか、農業経営における収入リスクの分散や事前値決めによる安定収入、規格外品を活用した収入最適化など、経営の計画性を向上させ、生産拡大による所得向上が期待されること、新潟広域都市圏の各市町村と共同で販促活動を実施することで、出荷量や出荷期間をより充実させた厚みのあるプロモーションが期待されることが効果として指摘されている。

オ 課題

ロット、出荷期間の確保、県外における米以外の品目の知名度向上、固定客確保、販路拡大に取り組む機運醸成、プレイヤーの増加、既存アドバイザーの後任の選任育成等が課題として挙げられている。

(3) 所見

【意見 36】

事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。

本事業については、新潟市産食材 PR・販路拡大アプローチ件数が目標指標とされており、令和元年度においては目標 80 件のところ実績は 112 件に上り、目標を達成している。もっとも、アプローチ件数は行動目標であり、当該事業が実際の販路拡大及び外商成果の獲得に結びついたのかという成果目標は設定されていない。そのため、事業の効果・効率性の判断が十分にできない。本事業の目標指標として成果指標を設定することを検討されたい。

6-2 食文化創造都市推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	16,371,000	16,497,024	-126,024	
特定財源	12,751,000	12,441,185	309,815	地方創生推進交付金
合計	29,122,000	28,938,209	183,791	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

新潟市の強みである食や食文化の素晴らしさに目を向け、これらを産業の活性化や交流の拡大などにつなげ創造的なまちづくりを推進するため、食の魅力のさらなる向上や創出、市内外への発信の強化を図ることを目的とした事業である。

イ 経緯

平成 22 年度に創造的なまちづくりの基本的な考え方の整理に着手して以降、平成 25 年度から食文化創造都市推進プロジェクト事業（平成 25 年度は 6 事業の助成を採択）が進められた。平成 28 年度以降の状況は、以下のとおりである。

平成 28 年度 食文化による地域活性化セミナー開催

食文化創造都市推進プロジェクト事業（助成事業：13 事業採択）

「食文化創造都市にいがた推進計画」策定

平成 29 年度 食文化創造都市推進プロジェクト事業（助成事業：13 事業採択）

レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業
(レストランバスツアー実施)

平成 30 年度 食文化創造都市推進プロジェクト事業 (助成事業 : 10 事業採
択)

レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業
(レストランバスツアー実施)

若手料理人研修補助 (2 件)・コンテスト (49 名応募) 開催

ウ 内容

令和元年度の事業内容は、概ね以下のとおりである。

(ア) 食文化創造都市啓発事業

- ・ 食文化創造都市推進会議の運営、広報、推進プロジェクト事業 (助成事業)
- ・ 市内外へのイベント参加や山形県鶴岡市との食文化連携などによる食文化の発信、PR

(イ) 生産者・料理人・消費者の関係作り支援事業

生産者と料理人のマッチングツアーの開催

(ウ) 若手料理人育成支援事業

新潟市の食・食文化の魅力を、料理を通じて発信できる料理人を育成するため、35 歳以下の料理人を対象とした「料理コンテスト」「研修支援補助金」を実施している。

(エ) レストランバスを活用したコンテンツ開発事業 (ガストロノミーツーリズムの構築)

令和元年度の食と花の推進課組織目標においては、平成 28 年度に策定した「食文化創造都市にいがた推進計画」に基づき、レストランバスを活用したガストロノミーツーリズムの構築を進めるほか、生産者、料理人、消費者との関係作りや若手料理人育成支援制度の実施などにより、新潟市の

食への理解の推進と、食のレベルアップを目指すとされている。

エ 効果

効果として以下の事項が指摘されている。

- ・ プロジェクト事業の実施により、食文化の魅力の掘り起こしや新たな魅力の創出が期待できる。
- ・ 食に関わる人々の関係づくりにより、食文化への理解の深化を図ることで、地産品への誇りと愛着の向上により地産地消の促進と食育の推進が期待できる。
- ・ 若手料理人の育成により地域の食のレベルアップが図られ、「食のまち」としての都市ブランドの構築に繋がることで、魅力度の向上とそれによる観光誘客数の増加や地域の活性化が期待できる。
- ・ 食と農の地域資源を結び、食文化を通じて地域の魅力を一体的に体験できる新たな観光形態「ガストロノミーツーリズム」を構築することで、食文化の魅力の発信と、それによる交流人口の拡大が期待できる。
- ・ 発信力のあるレストランバスの活用により、食文化の魅力を国内外へ広く発信することができる。

オ 課題

- ・ 食文化創造都市推進会議会員数の増加と運営の安定
- ・ 意欲のある生産者や料理人の発掘と育成支援
- ・ 発信の強化
- ・ 受入環境の整備
- ・ 観光分野との連携

(3) 所見

ア 【指摘 27】

一者随意契約の要件を充たすことの十分な理由の説明のないまま、一者随意契約がなされていた事例が見受けられた。

レストランバス事業は、平成 28 年に公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「新潟観光コンベンション協会」という。）と一般社団法人ピースキッチン新潟（平成 28 年に新潟観光コンベンション協会に在籍していたメンバー等が設立。以下「ピースキッチン新潟」という。）が始め、平成 29 年度から「レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業」として新潟市の事業となり、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間実施されたが、いずれも一者随意契約により業務委託契約が締結されている。

この間の経緯は、以下のとおりである。

(ア) 平成 29 年度は、新潟観光コンベンション協会が委託先となった。

一者随意契約の理由は、一者随意契約要件調書では「(公財)新潟観光コンベンション協会は、平成 28 年度に日本初のレストランバスツアーを催行した実績があり、1 階が厨房、2 階がレストランとなっている特殊車両の知識を有している。また、レストランバスを所有するウィラー株式会社との良好な信頼関係を築いている上、レストランバスの運行、ツアー催行業務のノウハウを蓄積している。また、ツアー造成ができる第二種旅行業を有し、新潟市の観光振興業務を担っており、「新潟ふうど探訪の旅」などを企画・実施しており、幅広い受入先ネットワークを有している。以上のことから、同協会は本業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の団体であり、委託先として一者随意契約とする。」とされ、平成 29 年 3 月 21 日の農林水産部一者随意契約審査会の審査結果で一者随意契約は適当であるとされた。

同年 4 月 1 日付で新潟観光コンベンション協会との間で業務委託契約が締結されたが、同日付で同協会から再委託申請書が提出された。再委託先は、ピースキッチン新潟及びバス運行会社 A 社であり、新潟市は同日付で再委託に同意した。業務委託料として、20,071,507 円が同協会に支払われた。

(イ) 平成 30 年度は、ピースキッチン新潟が委託先となった。

一者随意契約の理由は、一者随意契約要件調書では「本業務で使用予定のレストランバスはW I L L E E R (株)のみが所有する観光バスである。

(一社)ピースキッチン新潟は、平成 30 年 4 月から 6 月までの期間、W I L L E E R (株)とレストランバスのレンタル契約を締結し、かつ、同バスにおけるレストラン営業許可を有しているとともに、平成 28 年から 2 年間レストランバスの運行業務に携わり、そのノウハウを蓄積している。以上のことから、(一社)ピースキッチン新潟は本業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の団体であり、委託先として一者随意契約とする。」とされ、平成 30 年 3 月 28 日の農林水産部一者随意契約審査会の審査結果で一者随意契約は適当であるとされた。

同年 4 月 1 日付でピースキッチン新潟との間で業務委託契約が締結されたが、同日付で同社から再委託申請書が提出された。再委託先は、バス運行会社 A 社及び株式会社 J T B 新潟支店(以下「J T B」という。)であり、新潟市は同日付で再委託に同意した。業務委託料として、15,046,560 円がピースキッチン新潟に支払われた。

(ウ) 令和元年度は、J T B が委託先となった。

一者随意契約の理由は、一者随意契約要件調書では「本業務で使用予定のレストランバスはW I L L E E R (株)のみが所有する観光バスである。

(株) J T B 新潟支店は、平成 31 年 4 月から 6 月までの期間、W I L L E E R (株)とレストランバスのレンタル契約を締結し、かつ、旅行業許可を有し募集型旅行商品の造成・実施・販売を担うことができるとともに、昨年度も販売業務を担当し、そのノウハウを蓄積している。以上のことから、(株) J T B 新潟支店は本業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の事業者であることから、委託先として一者随意契約とする。」とされ、平成 31 年 3 月 25 日の農林水産部一者随意契約審査会の審査結果で一者随意契

約は適当であるとされた。

同年4月1日付でJTBとの間で業務委託契約が締結されたが、同日付で同社から再委託申請書が提出された。再委託先は、バス運行会社A社及びピースキッチン新潟、株式会社B社であり、新潟市は同日付で再委託に同意した。業務委託料として、12,534,000円がJTBに支払われた。

このように、3年度にわたり一者随意契約がなされているが、いずれも委託先が「業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の団体である」ことをその理由としている。

しかし、第1に、平成30年度の委託先は旅行業許可を有しないから、旅行業許可を有することは委託先の条件とはされておらず、この点は一者随意契約の理由とはなりえないはずである。第2に、平成29年度及び令和元年度の委託先はレストラン営業許可を有しないから、バスにおけるレストラン営業許可を有することも委託先の条件とはされておらず、この点も一者随意契約の理由にはなりえないはずである。第3に、WILLEER(株)との間でレストランバスのレンタル契約を締結しうることが条件となりうるとしても、各年度における委託先のみがレンタル契約を締結しうることの合理的な説明はなされていない。第4に、レストランバス事業への関与経験を有することが条件となりうるとしても、平成29年度におけるピースキッチン新潟、平成30年度における新潟観光コンベンション協会、令和元年度における新潟観光コンベンション協会及びピースキッチン新潟はいずれも関与経験を有していたはずであるから、当年度の委託先のみが唯一の団体であるとの説明がなされているとはいえない。

そもそも、契約締結時において再委託ありきで委託契約がなされており、再委託によって業務遂行の資格や能力が備わることで足りるとされていたことが窺われるが、一者随意契約の理由として再委託についての言及はない。

また、市の本事業関係書類の綴りには、平成30年度の再委託申請書のう

ち、委託先が空欄で委託の業務内容は「ツアー商品の販売」であるとする再委託申請書のドラフトが綴られていた。このことから、再委託の件について委託先と委託契約締結前にやりとりをしていたことが窺われる。また、令和元年度のレストランバス 2019 のチラシには、市と J T B が問合せ先とされ、「4 / 1 (月) 販売開始」とされている。チラシができた日は不明であるが、4 月 1 日の委託契約締結前から準備行為がなされていたことが窺われる。

以上によれば、関係書類において、一者随意契約の要件である「(前略) その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」(地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号) に該当すると認めるに足りる理由が示されることなく、一者随意契約がなされていたものといわざるを得ない。

この点、担当課の説明によれば、本事業は「レストランバスを活用したガストロノミーツーリズムの構築」を目的とし、将来的には民間事業者を主体として事業がなされること(民間自走)を目指して試行錯誤しながら事業を進めていたところ、①初年度の平成 29 年度は、市にノウハウがなかったため、経験のある新潟観光コンベンション協会を委託先に選定し、②平成 30 年度は、同協会のスタッフは土日の対応ができなかったことに加え、事業構築のための関係者との関係づくりを重視したため、経験もあり人脈も豊富なピースキッチン新潟を委託先に選定し、③令和元年度は、旅行商品として裾野を広げることを重視し、複数の旅行会社にも聞き取りをしたうえで J T B を委託先に選定したものであり、各年度において事業者選定における重点の置き所が異なっていたというのである。

しかし、各年度の一者随意契約要件調書及び農林水産部一者随意契約審査会の審査結果の記載からは、そのような事情を窺い知ることはできないのであるから、今後は、後日の検証に耐えるような十分な記載が求められる。

イ 【意見 37】

投資効果を明確にするため、ターゲットや成果指標を明確にした事業構築

がなされるべきである。

レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業について、令和元年度のレストランバス乗車人数 714 人のうち、乗客アンケート（回答数：501 人）によれば、市外 100 人、県外は 39 人でうち宿泊者は 40 人程度であり、県外のツアー参加者は回答者の 8%程度であった。また、3 年間の乗車人数 2,980 人のうち、乗客アンケート（回答数：1,647 人）によれば、市外 334 人、県外は 199 人であり、県外のツアー参加者は回答者の 12%程度であった。

この点、担当課の説明によれば、本事業は「レストランバスを活用したガストロノミーツーリズムの構築」を目的としており、事業に関わった生産者、料理人・ナビゲーターの人数も 3 年間で、40 団体およそ 100 人となり、レストランバスを通じて市の進めるガストロノミーツーリズムの担い手も増加したこと、立ち寄り先なども延べ 72 施設となり、その場での購入のみならず、ツアー終了後の取引にも繋がっていること、参加者の食文化への理解の深化、料理人・観光施設・生産者に対してガストロノミーツーリズムの浸透を図れたことなど、目的に適う成果を上げたと評価しているとのことである。

しかし、そうした評価すべき側面はあるにせよ、ガストロノミーツーリズム構築の最終目的としては、県外からの観光客の呼び込みによる交流人口の増大があるはずであり、その点の達成状況が不十分であることは否めない。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため本事業は実施されなかったが、今後、本事業を再開できる状況となった場合には、ターゲットや成果指標をより明確にした事業構築を期待したい。

ウ 【指摘 28】

公募型プロポーザル方式による委託予定上限額の算出根拠の資料について、事業関係書類に綴られていなかった。

若手料理人育成支援事業については、委託事業者選定は公募型プロポーザ

ル方式によっており、委託予定上限額が 513 万円（税込み）とされていたが、本事業関係書類の綴りには、上限額算定の根拠資料が見受けられなかった。

エ 【意見 38】

利用が低調であるため、制度周知に加えて、補助率（上限額）や研修計画策定・実施までのスキームについても、再検討されたい。

若手料理人研修補助金として、271,000 円が支出されている（当初予算額は 150 万円）。研修支援補助金は、新潟市内の若手料理人育成のため、申請時点で 35 歳以下、市内に住所を置く飲食店等に在勤の料理人の申請に対し、国外研修・国内研修の交通費、渡航費、宿泊費、受講料等負担金等の一部を補助するものである（補助率 2 分の 1 補助限度額は国外研修にあっては上限 40 万円、国内研修にあっては上限 10 万円とされている。）。

同事業の補助申請者を募るため、令和元年 5 月以降募集機会を設けているが、令和元年 11 月 5 日から同年 12 月 20 日の第 4 次募集ではじめて応募があり、令和元年度は同応募者（申請者）の採択 1 件に留まっている（なお、平成 30 年度の採択件数は 2 件 交付総額 678,000 円）。また、令和元年度の 4 次募集申請者（事業者）は、平成 30 年度の募集申請者の 1 者と同一であり、広く多様な飲食事業者から利用されている実態は認められない。

本制度は、申請 1 件あたり一定額（割合）の補助に留まること、新潟市が指定したコーディネーターと協働して申請者自身が研修計画策定等事前準備を行わなければならない、日常業務を持つ申請者に対し相応の負担を余儀なくしていること等の事情があり、市内飲食店等から本事業利用が敬遠されている可能性がある。

そのため、本事業を継続するのであれば、さらなる制度周知はもちろんのこと、補助率（上限額）や研修計画策定・実施までのスキームも再検討されたい。

6-3 新潟の食と花のPR事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,463,000	2,369,901	93,099	
特定財源	1,857,000	1,878,734	-21,734	地方創生推進交付金
合計	4,320,000	4,248,635	71,365	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

地産地消の推進および食と花の銘産品のPRを実施することで、市内産農産物の消費拡大や地域の農業の生産振興を図ることを目的とした事業である。

* 新潟市食と花の銘産品

「食と花の銘産品」とは、平成11年度から始まった新潟市が自信を持って全国に誇る自慢の農畜水産物として指定された品目である。現在29品目を指定しており、新テッポウユリ「ホワイト阿賀」、にいがた十全なす、新潟すいか、くろさき茶豆、女池菜、西洋なし「ルレクチエ」、食用菊「かきのもと」、いちご「越後姫」、トマト（大玉系）、やきなす、ながいも、日本なし「新高」（にいたか）、日本なし「新興」（しんこう）、ぶどう「巨峰」、藤五郎（とうごろう）梅、越王（こしわ）おけさ柿、チューリップ、アザレア、ボケ、しろねポーク、南蛮えび、さくらます、あまだい、やなぎがれい、のどぐろ、クリスマスローズ、いちじく「越の雫」、やわ肌ねぎ、さつまいも「いもジェンヌ」が指定されている。

イ 経緯

平成30年度は「全国ねぎサミット」の新潟開催に加え、一体的かつ効率的プロモーションを行うため、「新潟の食と花のPR事業」に「地産地消推進事業」「地産外商事業」を統合し、従来の各事業を1年休止または縮小して実施された（なお、地産外商事業は平成30年度よりニューフードバレー特区課へ移管されたが、その後、ニューフードバレー特区課自体が廃止され、令和2年度より当課が所管している。）。

令和元年度は、JRのデスティネーションキャンペーンに合わせて地産地消

キャンペーンを復活実施することで、市民だけでなく観光客向けにも新潟産食材のPRを図ることが目標とされた。

食と花の推進課の組織目標としても、「市内外へ市産農産物の魅力を広く発信するとともに、市産農産物の市外・県外への販路開拓・拡大を促進すること」が定められている。

ウ 内容

(ア) 地産地消推進事業

- ・ 地産地消キャンペーンの実施
- ・ 新潟市地産地消推進の店の認定
- ・ 地産地消マップの活用

(イ) 食と花の銘産品を主としたPR

- ・ 食と花の銘産品委員会会議開催
- ・ 全国ねぎサミットへの出展
- ・ 市産農産物のPR
- ・ 花を贈る日キャンペーンの実施
- ・ その他PR活動

エ 効果

- ・ 地場農産物の消費拡大
- ・ 生産振興の促進
- ・ 「食と花の政令市にいがた」のイメージ定着
- ・ 令和元年度において目標指標として設定された新潟市産食材PR・販路拡大アプローチ件数（令和元年度 目標80件）は達成されている（実績：112件）。

オ 課題

- ・ 限られた予算内で行う効果的なプロモーションの場の設定及び関係団体との連携によるPR手法

- ・ 「地産地消推進の店」の効果的な周知と PR 方法・地産地消マップをはじめとした SNS などの発信
- ・ 地産地消推進のための農産物の域内流通量の拡大
- ・ 市内の各産地が連携し一体となったプロモーション

(3) 所見

ア 【指摘 29】

ロゴマークやキャラクター等の無形資産について、台帳による一元管理等の適切な管理がなされていない。

本事業において、銘産品の PR 実施にあたりロゴマークの作成・使用が行われている。

後記するとおり、食花課において、同課が作成・使用管理するロゴマーク、各種キャラクターについて、台帳を作成するなどの整理が行われていない(実際には、毎年度、監査委員事務局からの依頼で作成する決算審査資料「物権、無体財産権、有価証券調」において確認がなされており、当課内での管理は個々の担当者に委ねられているようである。)

商標権等の更hands続、新デザイン刷新後の旧ロゴマークの取扱いなど、適切な管理がなされるよう、台帳作成等による一元管理がなされるべきである。なお、この問題は、当課に限ったものではなく、新潟市全体において無形資産の管理方法の確立が必要と考えられる。

イ 【意見 39】

食と花の銘産品の認知率や事業による成約件数を把握したうえで、適切な成果指標が設定されるべきである。

本事業では、組織目標における目標指標として、新潟市産食材 PR・販路拡大アプローチ件数を挙げているところ、令和元年度は、目標値 80 件に対して実績 112 件（新潟市食材 PR 件数 78 件、販路拡大アプローチ件数 34 件）と目標値を達成している。しかし、アプローチした結果としての成約件数は把握

されておらず、事業の具体的成果を判定する成果指標が設定されていないため、事業の効果測定が十分になされているとはいえない。

なお、食と花の銘産品については、平成 26 年に首都圏と新潟市内における認知度調査がなされているが、市内においても認知度はそれほど高くなく、約半数の品目が認知率 50%を下回っているほか、首都圏においては全銘産品が認知率 20%以下となっている（ちなみに首都圏における認知度首位は「巨峰」であり、認知率は 20%弱となっている。）。また、同じく首都圏におけるライバル品種との認知率の比較調査でも、「くろさき茶豆 VS 鶴岡だだ茶豆」「ル レクチエ VS ラ・フランス」「新高 VS 幸水」「新潟チューリップ VS 富山チューリップ」の全てで大きく水を空けられている。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により販促活動が難しくなっているため、市内農産物のプロモーション動画を順次制作し、Youtube チャンネル「新潟市シティチャンネル」等で公開する事業を開始している。また、新潟市のふるさと納税の返礼品としても、銘産品を積極的に採用していることが窺われる。このような取組みについても実績評価がなされるべきであり、その前提資料としての銘産品の認知率等の定期的な調査も必要不可欠であると考えられる。

6-4 新潟市版花いっぱいプロジェクト

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,587,000	1,586,200	800	
特定財源	0	0	0	
合計	1,587,000	1,586,200	800	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月頃からの式典や祝宴、イベントなどが相次いで中止され、本来出荷のピークである花の需要が

減少した。新潟市が日本一の出荷量を誇る「チューリップ」をはじめ、需要期に合わせて生産された花がその行き場を失ったため、市内産の花の消費拡大支援と、自粛ムードに伴う閉塞感の打破を目指し、JA 全農にいがた等と協力して、全市的な花の消費喚起に向けた取組みを行った。

イ 内容

主催：JA 全農にいがた、共催：新潟市、協賛：新潟県花き振興協議会として、以下の事業を行った。

- (ア) 市内の小学校・特別支援学校卒業生に、チューリップのミニ花束をプレゼントした。
- (イ) 各区役所の窓口等に、チューリップを展示した。
- (ウ) JR 新潟駅構内において、チューリップ等の花の装飾展示をした。

支出内容はすべて委託料である。

(3) 所見

特に指摘事項等はない。

6-5 新潟発わくわく教育ファーム推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	24,882,000	24,115,690	766,310	
特定財源	0	418	-418	雑入
合計	24,882,000	24,116,108	765,892	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

趣旨目的として、以下の事項が挙げられている。

- ・ 教育委員会と連携して策定した学習と農業体験を結びつけた農業体験学習プログラム「アグリ・スタディ・プログラム」を核として、子どもたちや市民に新潟市が誇る農業や食に対する理解を深め、農業のすばらしさに気づき、ふるさとを大切にする気持ちを育み、農業を活性化させる。

- ・ 幼稚園・保育園において、野菜くずと微生物による土で害虫がつきにくい元気な野菜を作る「菌ちゃんリサイクル元気野菜づくり」を通して、子どもたちの豊かな感性と元気な身体を育む。
- ・ また、障がいのある人の生きがい作りと社会参加に資するため、障がいのある人向け農業体験プログラム「アグリ・ケア・プログラム」を推進する。障がいの特性や程度に応じた農業体験や動物とのふれあいなどを通じて、豊かな暮らしを後押しする。

イ 内容

(ア) 農業体験学習の推進

- ・ 宿泊型・日帰り型の農業体験学習の支援
- ・ 学校教育田の設置

(イ) 幼稚園・保育園における菌ちゃんリサイクル元気野菜づくりの推進

(ウ) 障がい者向け体験プログラム「アグリ・ケア・プログラム」の推進

ウ 効果

- ・ 子どもたちの農業・農作物への理解、地域を愛する気持ちの醸成
- ・ 子どもたちの豊かな心と感性の育成
- ・ 食習慣と意識の向上による健康な身体づくり
- ・ 田園資源を活かした体験による重度の障がいのある人の生きがいづくりと社会参加の推進

なお、本事業は、プラチナ大賞運営委員会と民間団体「プラチナ構想ネットワーク」が毎年実施しているプラチナ大賞において、平成 28 年に優秀賞を受賞している。

エ 課題

- ・ 地域の実態や学校の教育課程に対応した「全小学校における農業体験学習の実施」の維持
- ・ 「アグリ・ケア・プログラム」については、継続した事業運営のための

仕組みづくり

- ・ 継続した事業運営のため、工賃向上のための仕組みづくり

(3) 所見

【意見 40】

教育ファーム取組み小学校割合を維持しつつ、食農教育の推進についての新たな指標の設定を検討されたい。

目標指標として平成 29 年度以降令和 2 年度まで、教育ファーム（農業体験学習）取組み小学校割合 100%を掲げ、平成 29 年度以降数値目標を達成している状況にある。新潟市教育委員会との連携の成果と評価できる一方、既に教育課程に取り組みされていることに鑑みれば、事業の成果如何に関わらず、目標指数の達成がなされることとなる。食農教育の推進を組織目標とするのであれば、教育ファーム取組み小学校割合を低下させないことを前提とした上で、新たな指標の設定を検討されたい。

6-6 地場産学校給食推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,059,000	838,489	220,511	
特定財源	0	0	0	
合計	1,059,000	838,489	220,511	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

学校給食における地場農産物の利用拡大とともに食育の推進を図ることを目的とした事業である。

地域の実情により学校給食において地場農産物の入手が困難な場合、地元生産団体等から協力を受け、円滑に地場農産物が供給されるよう、コーディネート事業を実施する。

なお、完全米飯給食の取組みの中で実施してきた、地場産の環境保全型栽

培（5割減農薬・減化学肥料）コシヒカリ使用に対する助成については、統一米との価格差が縮小傾向となったことや、通年で市内産米（令和元年度はこしいぶき）が確保可能となったことを受け、平成30年度をもって終了されている。

イ 経緯

平成19年度から実施されていた「地域の特色を生かした地場産学校給食推進事業」を平成30年度に見直し、地場農産物のコーディネート事業に特化することで、学校給食における地場産率向上を目指している。

また、「学校給食地場産米供給事業補助金」の終了を受け、令和元年度から「地産地消コーディネーター派遣事業」を活用し、課題や解決方法について整理することが予定されていた。

ウ 内容

(ア) 学校給食における地場農産物のコーディネート事業の実施

地域の実情により学校給食において地場農産物の入手が困難な場合、地元生産団体等から協力を受け、円滑に地場農産物が供給されるよう、コーディネート事業を実施する。

(イ) 学校給食における地場農産物の向上に対する新たな取組み

令和元年度は、具体的な取組内容を立案するための準備期間と位置付けられ、地場農産物の利用拡大や供給体制づくりに詳しい専門家（地産地消コーディネーター）の派遣を受け、新たな取組みに向けて課題の整理や今後の方向性について検討が行われた。

エ 効果

- ・ 地元で採れた安心・安全・新鮮でおいしい食材の提供
- ・ 学校給食における地場産率の向上
- ・ 地域農業の振興
- ・ 地域農業や地場農産物への理解の促進

- ・ 食育の促進

オ 課題

- ・ 地場農産物の重要性に対する保護者や児童・生徒への理解の促進（PRの強化）
- ・ 地場農産物の安定した供給拡大の体制づくり

(3) 所見

【意見 41】

今後の事業のあり方について、具体的な検討がなされるべきである。

平成 30 年で地場産の環境保全型栽培コシヒカリ使用に対する助成が終了したことで、令和元年度以降は地産地消コーディネーター派遣事業が中心となっている。令和元年度当初は、学校教育における地場農産物の向上に対する新たな取組みを検討することとされていたが、翌年令和 2 年度も準備期間と位置付けられている。今後の事業のあり方について、具体的な検討が求められる。

6-7 食育推進計画推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,318,000	1,083,607	234,393	
特定財源	0	0	0	
合計	1,318,000	1,083,607	234,393	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

新潟市の特色ある基盤を活かした食育を推進することにより、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができる、いきいき暮らせるまちにいがたの実現を目指すため、国の食育基本法、食育推進基本計画に基づき、新潟市食育推進計画を策定し、事業が進められている。

なお、新潟市食育推進計画下における食育関連事業は、複数課が所管して

いるが、本稿では全市的な取組みとして食花課が所管する事業についてのみ言及する。

イ 経緯

平成 19 年 4 月	新潟市食育推進条例制定
同年 8 月	第 1 次新潟市食育推進計画 策定
平成 24 年 4 月	第 2 次新潟市食育推進計画 策定
平成 29 年 4 月	第 3 次新潟市食育推進計画 策定

第 3 次新潟市食育推進計画は、平成 29 年度を初年度とし令和 3 年度を目標年度とする 5 か年計画としている。

ウ 内容

市民一人ひとりが望ましい食習慣を実践していくために「にいがた流 食生活」を施策の柱にして食育の普及啓発及び実践を促す取組みを行い、食育を推進している。

(ア) 食育推進会議の開催

第 3 次新潟市食育推進計画の進行管理、第 4 次新潟市食育推進計画の策定検討などのため、食育推進会議を開催している。

(イ) 食育マスター制度

食生活改善推進委員等の豊富な経験や知識、優れた技術を有する個人や団体を「新潟市食育マスター」として登録・派遣する「食育マスター制度」を平成 24 年度より開始し、地域における食育活動を推進している。

令和元年度からは、従前の派遣制度を変更し、マスターを学校や地域団体等へ紹介する登録紹介制度に変更し、その運営を市が担っている。

(ウ) 「食育の日」の普及啓発

平成 18 年度より、食育の普及啓発を目的として開始している。「食育の日」（毎月 19 日）のうち、6 月、10 月、3 月の年 3 回、飲食店、スーパーマーケット及び小売店の協力を得て各種取組みを実施している。

(エ) 「こども食育新聞」の発行

「えらぶ」「つくる」「食べる」「育てる」の視点で、小学生を対象としたリーフレットを作成し学校、公民館、図書館等へ配布している。

エ 効果

- ・ 地域の食育活動の推進
- ・ 「食育の日」を契機とした食育の普及啓発

オ 課題

- ・ 食育マスター制度の運用変更に伴う、市民及びマスター登録者の理解促進と適正な運用
- ・ 食育マスター登録者に対する支援の充実

(3) 所見

ア 現在、第4次新潟市食育推進計画の策定に向けた準備が進められているが、食育推進会議においても指摘されているとおり、第3次新潟市食育推進計画の反省を活かし、ターゲットの明確化と適切な成果指標の設定による推進計画が策定されるべきである。

イ 【意見 42】

キャラクターの活用については、マーケティングの専門家からの助言を得るなどして、十分な効果を挙げられるような方策を検討されたい。

市民運動としての食育の推進については、新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」を利用した食育の普及啓発、情報の発信（SNS 発信等）を行っている（食花課が所管 令和元年度食育推進施策実施状況報告書によれば、事業名「キャラクターの活用」とされている。）。

同事業の年度ごとの取組みの推移をみると、平成29年度から令和元年度まで「・着ぐるみを広く貸し出し、活用を図った。・イラストを普及資材等に活用した。」とされているのみで、直近3年間で活動内容の変動がない。

また、市内のおいしい食べ物、旬な食や花の情報などを伝えるため、同キ

キャラクターを利用したツイッターのフォロワー数 660（令和 2 年 12 月 3 日現在）、インスタグラムのフォロワー数は 1,094 に留まっており、市民に広く周知されている状況とはいえない。他方、これらの SNS の運用は食花課職員が、他の業務の合間に担当している状況にある。

キャラクターの存在は、食育・花育の推進のため有用な資源であるから、今後の活動のあり方を検証すると共に、例えば、SNS の活用を継続するのであれば、Web マーケティングの専門家からの助言を得るなどして、十分な効果を挙げられるような方策を検討されたい。

（参考 新潟県内のキャラクターのフォロワー数 令和 2 年 12 月現在）

レルヒさん（日本スキー発祥 100 周年記念キャラクター）

ツイッター 約 37,000 フォロワー

ばんにゃい（万代シテイ PR キャラクター）

ツイッター 約 5,700 フォロワー

花野古町 & 笹団子郎（「マンガ・アニメのまち にいがた」アピールサポートキャラクター）

ツイッター 約 2,200 フォロワー（花野古町）

約 2,600 フォロワー（笹団子郎）

きらりん（新潟市社協キャラクター）

ツイッター 約 340 フォロワー

なお、食花課固有の問題ではないが、新潟市（各区を含む。）が管理するキャラクターが乱立し、市職員内でも把握できていない状況が認められる。また、キャラクターのコンセプトはそれぞれ異なるものの、モチーフが同じで外観も近似しているキャラクターも存在する（例：食花課「まいかちゃん」とこども未来部こども政策課「ほのわちゃん」）。

それぞれのキャラクターの利用に各課担当者の業務が生じる一方、それぞれ知名度が向上しにくい現状について検討する必要がある。

食と花の推進課



「まいかちゃん」

新潟市子育て応援キャラクター



「ほのわちゃん」

* いずれも「米」をモチーフにした新潟市のキャラクターである。

6-8 花育（はないく）推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,318,000	1,083,607	234,393	
特定財源	0	0	0	
合計	1,318,000	1,083,607	234,393	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

全国に誇る花の大生産地である新潟市が、「花と緑」に親しみ、育てる機会を提供することで情操面の向上を図るとともに、花きを介した世代間交流の促進と地域コミュニティの再構築などを目的に、「新潟市花育推進計画」を策定し、同計画に基づき花育を推進することを目的とする事業である。

イ 経緯

平成 20 年度 新潟市第 1 次花育推進計画

平成 27 年度 新潟市第 2 次花育推進計画（～平成 34 年度）

花育マスター制度は、地域の花育を推進するため、平成 22 年度から開始された。制度定着が図られたが、令和元年度より、市がマスター登録者を学校や地域団体等に「派遣する」方式から「紹介する」登録紹介制度に変更した

ため、令和元年度は花育マスターに対する謝金の助成が終了している。

ウ 内容

(ア) 花育推進計画の進行管理

第2次新潟市花育推進計画の着実な実行に向け、学識経験者や花の生産・販売関係者、市民活動団体の代表者等で構成する「新潟市花育推進委員会」において、計画の進捗状況についての評価や今後の推進方策について検討を行っている。

(イ) 花育の日の取組み

4月、10月の年2回、小売店と連携した取組みや花育体験を実施するなどの取組みを実施している。

(ウ) 花育マスター制度については、令和元年度は予算なし(制度変更のため)。

エ 効果

- ・ 「花育の日」を契機とした花育の普及啓発
- ・ 地域の花育活動の推進

オ 課題

- ・ 情報発信の強化
- ・ 花育推進計画との整合性、目標達成状況の確認

(3) 所見

食花課所管の各種事業の運営上の問題点は認められなかった。

キャラクターの活用については、食育推進計画推進事業と同様である。

6-9 12次産業化推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	317,000	149,590	167,410	
特定財源	0	0	0	
合計	317,000	149,590	167,410	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

12次産業化とは、6次産業化の取組みに加え、新潟市が有する広大な農地、恵み豊かな里山などの自然環境、そこから生み出される農作物や間伐材、それに携わる人材といった豊富で多様な田園資源を、「子育て」、「教育」、「福祉」、「保健・医療」、「エネルギー・環境」、「交流」の6分野にも活かしていくことで、産業や雇用の創出を図るとともに、全ての市民が地域への愛着と誇りを持ちながら、健康で生き生きと安心・安全に暮らせるまちづくりを目指すものである。

新潟市では「12次産業化」の取組みを官民で推進するため、「新潟市12次産業化推進計画」（計画期間平成27年～令和4年 令和2年7月更新）を策定している。本事業は、同計画に基づき、関連事業の進捗管理を行うほか、12次産業化の理解と普及促進に取り組むことを目的としている。

イ 経緯

平成28年2月 新潟市12次産業化推進計画 作成

令和2年7月 同計画 更新

ウ 内容

普及啓発セミナーの実施や啓発資材（リーフレット）の作成が行われている。本事業は、令和元年度決算において、今後の対応として農業と他分野との連携は普及してきたことから、今後は全庁的にさらなる普及、定着が図られるよう、状況を把握、情報発信していくとされ、令和2年7月に12次産業化推進計画の更新がなされている。

エ 効果

- ・ 田園資源を活用した地域課題の解決
- ・ 新潟らしいまちづくり
- ・ 新たな産業と雇用の創出
- ・ 地域農業と経済の活性化

オ 課題

- ・ 推進方針の各課が実施する事業への浸透、意識付け
- ・ 普及啓発以外の直接的な取組みの実施や民間事業者が行う取組みへの支援

(3) 所見

事業内容及びその運営事務については、特に指摘事項等はない。

「12次産業化」の取組みは新潟市独自のものであり、一般的に周知された取組みではない。市民に対する更なる周知が図られることが期待される。

6-10 3 施設管理運営

(1) 事業費

ア 食育花育センター管理運営費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	78,764,000	78,763,200	800	
特定財源	0	0	0	
合計	78,764,000	78,763,200	800	

イ 食と花の交流センター管理運営費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	38,297,000	37,855,793	441,207	
特定財源	21,000	36,948	-15,948	使用料
合計	38,318,000	37,892,741	425,259	

ウ アグリパーク管理運営費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	112,091,000	112,082,163	8,837	
特定財源	1,000	661	339	使用料
合計	112,092,000	112,082,824	9,176	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

(ア) 食育花育センター

鳥屋野潟南部に、食と花を一体的に学ぶ事ができる場を提供することにより、食育及び花育を推進し、もって市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことを目的として設置運営されている施設である。

(イ) 食と花の交流センター

新潟市が誇る食と花の魅力を市内外に発信し、多くの人にその魅力に触れる機会を提供することにより、食と花の販路の拡大及び農村と都市との間の交流を推進し、もって農林水産業の振興及び市民の豊かな生活の実現に資することを目的として設置運営されている施設である。

(ウ) アグリパーク

市民が農業に触れ、及び親しむ場並びに農業を学ぶ場を提供することにより、地域の農業に対する理解を深め、もって郷土愛を育むこと、市内の生産者等に対する食品の加工等に関する技術的支援を行うことにより農業の振興に資することを目的として設置運営されている施設である。

イ 経緯

平成 23 年 10 月 食育・花育センターがオープン（市の直営）

平成 24 年 10 月 動物ふれあいセンタープレオープン（指定管理）

平成 25 年 5 月 動物ふれあいセンター及びこども創造センターオープン
（指定管理）

平成 26 年 6 月 食と花の交流センター及びアグリパークがオープン（指定管理）

平成 30 年 4 月 食育・花育センターが直営から指定管理へ移行

ウ 内容

全施設とも平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で指定管理者（全施設とも同一の事業体）と基本協定を締結し、現在まで 3 施設の運営管理を行っている。

施設概要は以下のとおりである。

(ア) 新潟市食育・花育センター

所在地 新潟市中央区清五郎 401 番地（敷地面積 約 0.9ha）

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

休館日 不定休

運営形態 公設民営（指定管理者制度）

指定管理者 いくとぴあ食花運営グループ

代表 グリーン産業株式会社

愛宕商事株式会社

株式会社新潟ビルサービス

本体施設 鉄筋コンクリート造り 2 階建て（延床面積 2,349 m²）

来館者数

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
107,007 人	214,449 人	350,612 人	430,464 人	504,495 人
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	累計
426,220 人	414,565 人	395,223 人	378,851 人	3,221,896 人

(イ) 食と花の交流センター

所在地 新潟市中央区清五郎 336 番地

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで（施設・季節により異なる。）

休館日 不定休

運営形態 公設民営（指定管理者制度）

指定管理者 いくとぴあ食花運営グループ（上記 3 社）

主な施設内容 敷地面積 5.7ha

施設名	構造	面積等	備考
情報館	木造 2 階建	369.8 m ² (延床)	
キラキラガーデン		約 13,500 m ²	13 種類の庭園
花とみどりの展示館	鉄骨平屋造	1026.5 m ² (延床)	
キラキラレストラン	鉄骨平屋造	699.0 m ² (延床)	出店者(株)オーシャンシステム
キラキラマーケット	鉄骨平屋造	1831.6 m ² (延床)	出店者いくとぴあ食花グループ
多目的広場		900 m ²	主にドッグランとして活用

来場者数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
402,627 人	417,951 人	398,624 人	438,192 人	584,321 人

令和元年度	累計
674,062 人	2,915,777 人

(ウ) アグリパーク

所在地 新潟市南区東笠巻新田 3044 番地

開館時間 午前 9 時から午後 5 時 (施設により異なる。)

休館日 不定休

運営形態 公設民営 (指定管理者制度)

指定管理者 アグリパーク運営グループ (上記 3 社)

主な施設内容 施設面積 4.0ha

施設名	構造	面積等	備考
クラブハウス	鉄骨平屋造	938.57 m ² (延床)	学習室 100 名程度 外
農業体験棟	鉄骨平屋造	243.29 m ² (延床)	120 名程度
畜舎	木造平屋造	388.37 m ² (延床)	学習室 40 名程度 外
農機具庫	木造平屋造	123.56 m ² (延床)	
宿泊施設	木造平屋造	381.13 m ² (延床)	最大宿泊人数 70 名
宿泊棟	木造平屋造	158.64 m ² (延床)	
直売所	木造平屋造	253.96 m ² (延床)	出店者 (株)にいがた村
レストラン	木造平屋造	282.25 m ² (延床)	出店者 愛宕商事 (株)

来場者数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
220,438 人	198,345 人	193,837 人	173,792 人	189,312 人
令和元年度	累計			
186,965 人	1,162,689 人			

エ 効果

令和元年度の来場者数でみると、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍による来場者減の影響を除けば、増加傾向であった。

オ 課題

にいがた未来ビジョン第 3 次実施計画（2019～2020）において、「いくとびあ食花 4 施設の来場者数」を新たな目標数値として設定し、進捗管理を行っている。新型コロナ禍の影響もあり利用者数が減少しており、指定管理者と協働した誘客の取組みが必要となる。

また、設備の経過年数だけでなく、稼働時間なども加味した更新・修繕を建築部などと連携して計画的に行っていく必要性が指摘されていた。

(3) 所見

ア 【指摘 30】

貼付すべき備品シールが全ての備品に貼られていないなど、備品管理が行き届いていない。

各施設の備品管理については、購入額 3 万円以上の備品については備品台帳を作成した上で、その増減に応じて都度更新しているとのことであるが、現物に貼るべき備品シールが全ての備品に貼られておらず、現在チェック作業をしている最中ということであったので、改善されたい。

イ 【意見 43】

指定管理者候補が 1 者しか現れない現状に照らすと、次の募集に際しては、

地域要件の設定のあり方について再度検討されたい。

これまでの指定管理者の選定に際しては、現在の指定管理者 1 者しか応募がなかった。応募者が他に現れなかった原因として、担当課は、地域要件（市内に本社又は本店を有しない団体は単独で応募できず、グループの代表としてのみ応募できるが、その場合の代表以外の構成団体は全て市内に本社又は本店を有する団体のみで構成するものとする。）に加えて、施設が大規模かつ複数であるため、他に担える事業者がいなかったためとみているようである。

地域要件の関連では、平成 29 年 8 月に市内に営業所を有する県外事業者がアグリパークの指定管理者募集説明会に参加しようとしたところ、事情によりウェブサイトにおける地域要件の記載が間に合わなかったことから、事業者に誤解を招く経緯が生じたことがあった。担当者から同事業者に対して説明をして誤解は解けたものの、同事業者からは、市内に「本社・本店がある企業と、支店・営業所のみある企業に対する参加資格に違いを設けるのはどのような理由からでしょうか。」との疑問も投げかけられた。市の説明としては、①「地元経済振興及び雇用確保の観点」、②「新潟市の食と花や農業の魅力を広く市内外に発信するとともに新潟市の農業の振興に資するための施設の管理運営を行う必要があるため、事業者は地元新潟に根差し、本市の農業や食をはじめとした歴史・風土・社会・文化や本市の各種施策に対する深い理解・協力が必要であること」、③「地元の生産者や各種団体・関係機関と良好な関係を築き、指導育成に当たりながら良好なパートナーシップと協働による施設の管理運営を行う必要があること」、④「施設の管理運営にあたり市（職員）と密接に連携・調整する必要がある、また現場対応やクレーム対応においても即時の対応が必要であること」を地域要件の設定理由に挙げている。

上記の地域要件の設定理由は、相応の理由となりうるものであり、現在の指定管理者選定において特に手続的な不備等は見受けられない。とはいえ、

指定管理者候補が 1 者しか現れない現状に照らすと、次の募集に際しては、地域要件の設定のあり方について再度検討してもよいと思われる。

ウ 【意見 44】

消費税の税率変更があった際は、指定管理料だけでなく、施設の利用料金についても上限変更等の適切な転嫁対策措置がなされるべきである。

令和元年 10 月に消費税率の引上げがなされているが、アグリパークの宿泊料の上限(条例において 5,000 円とされている。)の見直しはなされなかった。その理由については、①5,000 円という上限額は積み上げで作った数字ではないこと(類似施設を参考に設定したもの)、②指定管理料の算定においては、宿泊 1 人あたりの単価を 3,000 円と見込んで計算していること、③市から指定管理者に対する指定管理料については、その内容にかかわらず、増税対応として一律で引き上げる対応をとったのでその増額分で賄えると思われること、④上限を変更するには条例改正が必要だが、新潟市全体の対応として一般会計の使用料上限額を全く変更していないこと、を挙げている。

この点、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げ時における財務部財務課の平成 25 年 11 月 7 日付け「消費税率引上げに伴う使用料等の改定について」は、一般会計について、使用料・手数料、指定管理制度導入施設の利用料金とも「改定しない」との方針をとったが、そこでは、「現在、使用料等全般について、『行革プラン 2013』に則り、受益者負担水準の適正化に向け、基本方針を検討中」とし、「基本方針を策定後、使用料等全般の見直しを行う予定。その際に、消費税引上げ分を含めたコスト計算を行い、使用料等を改定する。」とされたが、現在に至るもこのような見直しは実現されていない。

アグリパークの指定管理においては、使用料について指定管理者の収入とすることができる「利用料金制」がとられており、指定管理者にとっては、指定管理料とともに利用料金による収入は課税売上となる。したがって、税込みの利用料金に消費税増税分が転嫁されない限り、税抜きの利用料金上限

は実質的には引き下げられたことになる。しかし、消費税率の引上げにあたっては、税負担の円滑かつ適正な転嫁がなされることが法律の基本的考え方であることからすれば、利用料金についても、税率引上げに対応して上限を変更することが検討されるべきである。

6-1-1 食と花の推進課全般

1 【指摘 31】

一者随意契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることの可能性を十分に検討したか否か疑問が残るものが散見された。

食花課では、担当する事業が全国的にも先進的と評価できるものが多く、その委託先選定にあたって、事実上、特定の法人・団体等に限定される傾向があったことが窺われる。

もともと、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に例外的に随意契約によることを許容している。これを受けた財務部契約課令和 2 年 3 月作成の「随意契約ガイドライン」においても留意点として、次の点が定められている（なお、同ガイドライン作成時が令和 2 年 3 月とされているが、同ガイドラインの定める内容は、上記施行令の趣旨に合致するところであり、ガイドライン制定前後を問わず、留意すべきことに変わりがない。）。

記

- ・ 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- ・ 業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者に限定しないこと

また、平成 27 年 1 月契約課物品契約係作成の契約準備段階用チェックリストにおいては、一者随意契約（特命随意契約）のチェック項目として次のとおり

記載されている。

- ・ 随契の理由は法令・規則・要綱・指針に合致しているか
- ・ 理由書に明確な理由が記載されているか
 - * 専門性、特殊技術、特許、著作権など…限定的な条件を明記すること
 - * 業務の性質上、業務経験や連続性を理由に現契約業者と継続して契約する場合であっても、技術革新等により代替可能な業者が存在しているか確認を行うこと

(契約予定総額 500 万円以上の場合)

- ・ 一者随意契約審査委員会において審査を行い、了承を得ているか

この点、令和元年度に締結された一者随意契約の契約書類、契約締結に至る決裁書類等をみると、当該契約者以外の第三者に履行させることの可能性を十分に検討したか否か疑問が残るものが認められる（例えば、随意契約理由書内において、当該契約者が、当該事業を担いうる唯一の事業体である旨が記載されているものの、他の法人・団体の検討を行った形跡が認められないなど）。

最終的に、当該契約者と契約締結する結論になるとしても、その過程においては、上記ガイドライン及びチェックリストを遵守し、代替可能な業者の存在について、契約の都度確認し、その結果を随意契約理由書に反映する運用が徹底されることが適切である。

2 【意見 45】

事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。

地産外商事業の箇所指摘したとおり、全体的に目標となる行動指標の設定は適切になされているものの、それがどのような成果に結びついているかという成果指標の設定が適切になされているとは言いがたい。

新潟市は、米のみならず多数の食と花の銘産品をもち、その県内外での周知・普及が急務である。「新潟市農業構想」においても「販路拡大及び農畜産物と市のイメージを結びつけるブランド戦略」の必要性が課題として位置付けられて

いる。

ところで、販路拡大のためのブランド戦略を構築し、販路拡大を図り農業経営基盤強化を実現するためには、PDCA サイクルに則ったブランド戦略の検証・修正が必要であるが、成果指標の設定が適切になされなければ、事業実施による効果の検証が十分に行えず、事業に費やした市職員の労力の浪費になりかねない。

他方、農産物の出荷量、出荷額等は、天候等の影響に左右されるなど、安易に数値目標を立てられる類いのものではないといわれている。また、農業経営基盤の強化という目標に対して、適切な数値目標の設定も専門的な知識を有するものと思料され、成果指標の設定は容易な作業でない。そのため、農業経営者や学識経験者の助力を得ながら、適切な成果指標の設定を検討する等、目標設定のあり方を再検討することが必要と考える。

また、併せて、新潟市の銘産品が県外に広く周知されているとはいえない状況にあることは、新潟市農業構想も指摘するところである。SNS の活用はなされているものの、更に周知が進むよう専門家の助力を得て、発信力強化を図ることも必要と考える。

第7 北区役所

特産物である「しるきーも」の商品開発や施設園芸（トマト）等のICT、新規就農希望者への支援など、地域農業の活性化や6次産業化に向けた取組みを実施している。

7-1 「次世代農業」推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,000,000	1,000,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	1,000,000	1,000,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

生産現場にICT等の新技術を導入することで農作業の省力化や生産技術の平準化を進め、農業所得の増大、担い手の確保を図るとともに、これらの農作物のブランド力強化に向けたPR活動を引き続き実施し、地域経済の活性化を推進する。

イ 経緯

葉たばこの廃作に伴い、これに代わる新たな特産品となりえる農作物を選定するため、平成23年に、観光協会、商工会議所等と連携して新潟市北区特産物研究協議会を設立し、検討を行った。

その結果、さつまいも（シルクスweet）が選定された。

ウ 内容

新潟市北区特産物研究協議会への負担金の支出である。新潟市北区特産物研究協議会の取組みは、次のとおりである。

(ア) さつまいも（品種：シルクスweet）特産物名称「しるきーも」の栽培面積の拡大、加工品開発、ブランド力強化（NIIIGATA越品への出店、

フードメッセでの商談を実施)

- (4) 次世代農業推進事業（I C T等の新技術導入）検討会議を開催し、施設園芸（トマト）に特化したI C T技術の普及拡大に向けた方策の検討などを行う。

エ 効果

- (ア) さつまいも（品種：シルクスイート）

令和元年度は、生産面積は大きく減少（104a）したものの、北区飲食店と小学校が連携し「しるきーも」の加工品の販売・P Rを行い、販路拡大が図られた。

- (イ) I C T関係

新潟食料農業大学や関係機関（新潟県・J A・新潟市）、北区農業者、区役所が参画する検討会議にて、I C T技術の産地への普及・拡大の方策を検討する場を設けることができた。

農業者の希望によって、新たに1名委員（農業法人の構成員）に参画があった。

オ 課題

さつまいもは、集荷設備においてキュアリング（土付きのサツマイモを、約35℃・湿度100%の室内に約1週間置き、その後、一気に12℃まで温度を下げ、湿度80%で保存する貯蔵法のこと）ができるとよりおいしくなるが、北区の農協がこのような施設を持っていないため、適切に保存ができずに価格が減少する場合もある。

北区のトマト農家の年齢層には地域差もあり、一部地域では高齢化が進み、空きハウスも出てきている。

- (3) 所見

【意見46】

さつまいもの生産量増加に向けた取組みを行っていく必要がある。

さつまいもについては、一時期は首都圏でPRを行ったこともあったようだが、生産量が不足していて実施されなくなったようであり、ブランド力強化のためには生産量の増加が不可欠になると思われる。令和元年度には、生産面積が減少していることなどから、今後は、生産面積の増加や貯蔵施設の整備などの生産量増加に向けた取組みを行っていく必要があると思われる。

第8 江南区役所（東区役所・中央区役所）

江南区では、様々な「農」を楽しむ機会を提供することで、地元生産者や農作物への理解を深めるとともに、区の農業の魅力の発信に努めている。

また、江南区では、中央区及び東区の農業部門も担当している。

8-1 梅の里産地活性化

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	800,000	563,608	236,392	
特定財源	0	0	0	
合計	800,000	563,608	236,392	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

「藤五郎梅」の地域ブランドとしての価値を高めるため、安定的・高品質化の生産体制の検討、新たな加工商品開発や販売PRを展開し、産地の活性化を推進する。

イ 内容

- (ア) 栽培技術や新たなほ場展開に関する検討、ブランド化、マーケティングに関する調査研究
- (イ) 江南区特産の梅を活用した製品開発への支援
- (ウ) 梅加工品（試作品含む）の、江南区旬果旬菜いきいきフェスタ及びフードメッセ新潟でのPR支援

ウ 効果

新潟大学農学部と、梅栽培園地におけるほ場条件や収穫時期の違いが梅品質に与える影響に関する共同研究を行った。

新たに梅を活用した3商品が販売開始された。

いきいきフェスタに5者が出展、フードメッセ新潟に5者が出展した。

エ 課題

梅を栽培する農家の戸数は、右肩下がりの傾向にある。梅栽培の難しい点として、短期間に一気に収穫する必要があること、(果樹一般にあてはまるが)病虫害防除における周囲への配慮などがある。

(3) 所見

本監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

8-2 「農」に親しむ

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	2,000,000	1,891,888	108,112	
特定財源	0	0	0	
合計	2,000,000	1,891,888	108,112	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

江南区の親善大使キャラクターを積極的に活用しながら、収穫体験や加工体験など「農」に親しむ機会を提供し、地元生産者や農作物への理解と江南区の知名度アップを図る。

イ 内容

江南区の親善大使キャラクターを積極的に活用しながら、特産農作物の収穫体験・加工体験、地場産学校給食との連携、「おいしいフォトコンテスト@江南区」の開催、区内直売所スタンプラリー、江南区内の農作物及び直売所PRパンフの作成、市民グループ等との連携、などの事業に取り組む。

ウ 効果

(ア) 藤五郎梅収穫体験と梅実活用術講習会に30名が参加、スイートコーン収穫体験に233名が参加、日本なし「新興」を使った料理教室に14名が参加など。

- (イ) 小学校にて、学校給食に使う地場産野菜 11 種の展示を行った。
- (ウ) 「おいしいフォトコンテスト@江南区」に 27 点の応募があった。
- (エ) 区内直売所スタンプラリーに 277 名の応募があった。
- (オ) 直売所 P R チラシとスタンプラリー応募用紙を一体として制作した。
- (カ) 横越とうもろこしまつりに約 400 名が参加、ル レクチエ解禁パーティー「よんでるないと」に 80 名が参加した。

(3) 所見

本監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

8-3 地域振興費（既存事業）いきいきフェスタ

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,000,000	3,000,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	3,000,000	3,000,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

新潟の食材の流通拠点である中央卸売市場において、江南区の食を中心とした魅力を発信することを目的に開催する。

出店、販売品目は、できるだけ江南区の特産品やこれから特産品としたい品目を中心とし、江南区の見本市的イベントを目指す。

イ 内容

中央卸売市場において、いきいきフェスタを開催する（市場まつりと同時開催）。

実施主体は、江南区旬果旬菜いきいきフェスタ実行委員会である。

江南区内産農作物、加工品の P R ・販売、商店街等の出店販売、伝統工芸品の展示・販売、各種イベント（旬菜とんとん鍋、藤五郎梅の種飛ばしなど）

等を実施する。

ウ 効果

イベントを通して、生産者と消費者の交流を図るとともに、区の食を中心とした魅力の発信に努めた（来場者数 18,000 人、出店者数 46 店、販売額約 362 万円）。

(3) 所見

本監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

8-4 地域振興費（既存事業）かめだ梅まつり

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	250,000	37,500	212,500	
特定財源	0	0	0	
合計	250,000	37,500	212,500	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

亀田の梅を地元特産品として区内外に広くPRし、地産地消を推進し、消費拡大を図る。

イ 内容

かめだ梅まつりの開催であり、亀田地区の梅（藤五郎梅・越の梅）を地元特産品として区内外に広くPRし消費拡大を図るため、例年、梅の開花時期に合わせ、梅園をめぐる散策路を設定するとともにイベントを開催している。実施主体は、かめだ梅まつり実行委員会である（令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。ただし、すでに発注してキャンセルできないものに関する費用は、各団体が負担した。）。

(3) 所見

本監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

は認められなかった。

第9 秋葉区役所

秋葉区では、環境保全型農業、特色ある区づくり事業による花き花木産業の振興や特産野菜のブランド化など、農業の活性化に取り組むとともに、里山の保全・利活用に努めている。

9-1 アキハもち麦プロジェクト推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,200,000	1,198,380	1,620	
特定財源	0	0	0	
合計	1,200,000	1,198,380	1,620	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

生産者、地元企業、福祉、大学、J A、区役所などが連携し、「秋葉区全体で6次産業化」を目指し、米以外の土地利用型作物「もち性大麦」で付加価値を付けた農産物のブランド化、区民の健康増進に取り組む。

もち麦を通じて秋葉区農業・健康・福祉の課題解決と魅力向上を図る。

イ 経緯

平成28年度に国の研究機関との試験栽培を実施した。

平成29年度から本格的に事業を開始した。

ウ 内容

販売量・消費量の拡大を目指すため、フードメッセ新潟への出展や健康レストラン取組店への支援を行う。

農業者が安心して栽培に取り組めるよう、種子確保を行う。

福祉施設が収穫や加工などの体験（ステップファーム）を障がい者、保育園児が行うことで農業体験を活用した子育て、幼少期からの障がい者に対する正しい理解を図る。

もち麦を使ったクッキーなどの加工品の開発、販路の拡大を図り、障がい者の自立を支援する。

エ 効果

「Akiha もち麦プロジェクト」としてフードメッセ新潟に出展し、取組PR及び販路の開拓に努めた。

次年度の生産で使用する約9ha分の種子を確保した。

ステップファームではもち麦をはじめとした農作業を通して、保育園児と障がい者の自然な交流ができ、幼少期からの障がい者との交流は、障がい者理解につながる機会となった。

(3) 所見

【意見 47】

ブランド化に向けて作付面積等の目標指標も設けていくべきである。

令和2年度は販路拡大を主な目的としたため、作付面積に関する目標は設定していないとのことだった。もっとも、ブランド化のためには生産量の増加も不可欠と思われるため、今後は生産量の増加に関連する作付面積に関する目標なども設けることが望まれる。

9-2 アキハ花一番PR事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,670,000	3,641,505	28,495	備考
特定財源	0	0	0	
合計	3,670,000	3,641,505	28,495	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

主要な花木販売施設による共同企画の支援、及び市内外への「花のまち」秋葉区のイメージをアピールする。

イ 内容

- (ア) 秋葉区の基幹産業であり、観光資源である「花」に関する事業として、花販売主要施設（3施設）等による共同企画への支援など、花の秋葉区のイメージアップを行う。
- (イ) 花夢里にいつ（JA）、新津フラワーランド（協同組合）、うららこすど（市の指定管理施設）及び新潟県立植物園の共同企画を支援した。
- (ウ) 上記の施設の広報宣伝や、秋葉区特産鉢花の展示PRのほか、機会をとらえた県外に向けたPRを実施した。
- (エ) 令和元年度は、「Akiha クリスマスローズ展」の開催、区内幼稚園の卒園式典用鉢花を提供しての展示、新日本海フェリーアザレア号へのアザレア展示、新潟県花き出荷組合と新潟県花卉振興協議会との連携した秋葉区産鉢花の市内外へのPRの実施、トランススイート四季島の乗客にユリの切り花をプレゼント、専用の出口ゲートに季節の鉢花の展示などを行った。
- (オ) 「まちなかがガーデン」事業（新津本町、小須戸本町の商店街に花苗を配布し、商店街はプランターを設置）及び「新津駅がガーデン」事業（新津駅の東口広場と東西自由通路をプランターで装飾）を実施した。

ウ 効果

花夢里にいつ、新津フラワーランド、うららこすど及び新潟県立植物園の秋葉区の花き関連施設4施設での共同企画を継続することで、「花のまち」のイメージアップにつながった。

また、トランススイート四季島に乗車して新津駅に降り立つ人に向けて専用出口の装飾や季節の切り花をプレゼントしたところ、地元商店街や近隣の保育園の活動と併せて多くのメディアに取り上げられ、「花のまち」のイメージ発信につながった。

加えて、県外に向けた市長のトップセールスによるPRを行い、鉢花の商談に向けた支援を行った。

新津地区の玄関口である新津駅前東口広場と東西自由通路、並びに小須戸

地区商店街にプランターを設置し、花の秋葉区をアピールすることができた。
あわせて商店街の環境美化につながった。

(3) 所見

【意見 48】

広告掲載料を抑えるための工夫を検討されたい。

新潟日報への新聞広告掲載に関して、新潟日报社と新潟日報事業社との2社で見積もりを徴取しているが、掲載料は定額であり、制作費が安価な新潟日報事業社と契約をする結果になっている。両者はグループ会社であるが、新潟日報に掲載するルートという意味では限定されるのはやむをえない。とはいえ、年間に複数回にわたり広告掲載をするのであれば、一括契約することで値引きを交渉する余地がないか等、広告掲載料を抑えるための工夫は検討されたい。

9-3 アキハ稲架木（はさぎ）LOVERS プロジェクト推進事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	700,000	698,633	1,367	
特定財源	0	0	0	
合計	700,000	698,633	1,367	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

市指定文化財「満願寺稲架木並木」を活用して生産者・消費者・地域住民・関係機関が連携し、この並木にはさ掛けをする貴重な体験の場を提供することで農業者と消費者の交流の活発化を促し、地域農業への理解と地場産農作物PRを図る。

イ 内容

現在ではあまり見かけなくなった「はさ掛け」を生産者や消費者・地域住民・関係機関が連携して行い、昔ながらの農村風景を満願寺稲架木並木に再現した。

周辺の田を借り、農作業指導・ほ場管理・ほ場補償など、地元農家と精通している J A 新津さつきと随意契約で業務委託した。

ウ 効果

生産者・消費者・関係機関・地域住民との連携のもと、延べ 320 人が参加し、体験を通して、農消の交流が図られ、地域農業への理解と地場産農作物の P R につながった。

一連の体験を通して昔ながらの田園風景が再現され、観光資源として稲架木並木が活用された。

さらに、はさ掛け米の一部を学校給食に提供するなど、地域に根差した食育活動にも寄与することができた。

(3) 所見

【指摘 32】

一者随意契約において、総額のみの見積書で内訳の記載がなされたものを徴取していない。

本事業については、一者随意契約の理由はあるが、その場合における委託料の積算根拠はできる限り客観的に示される必要がある。

9-4 <秋葉区>地域振興費（既存事業）

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,100,000	2,926,121	173,879	
特定財源	0	0	0	
合計	3,100,000	2,926,121	173,879	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

(ア) 産業祭負担金

区の産業（商工農業）の発展を目指し、特産品をはじめ地元農作物の P R 販売を行い、消費拡大と市民交流の活性化を図る。

(イ) 園芸推進費

秋葉区の基幹産業であり全国有数の花き・花木生産地としての園芸振興を図っていく。加えて、野菜等の生産振興も実施する。

イ 内容

(ア) 産業祭負担金

秋葉区産業実行委員会の主催で10月に実施する秋葉区産業祭「新津みのりの収穫祭」及び「小須戸産地大感謝祭」に関して、負担金の支出をする。

(イ) 園芸推進費

令和元年度は、各種花き花木展示会にて市長賞の交付、区役所玄関での秋葉区産鉢花の展示PR、JR新津駅東西自由通路花き展示会バナー設置、Akiha クリスマスローズ展開催ポスター・チラシの作成、合同イベント企画運営、合同イベント企画運営PRなどを実施した。

ウ 効果

(ア) 産業祭負担金

「新津みのりの収穫祭」に約4,000名が参加、「小須戸産地大感謝祭」に約3,000名が参加した。

(イ) 園芸推進費

全国有数の花き花木産地である秋葉区をPRするとともに、さらなる販売拡大と産業振興に努めた。

(3) 所見

本監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

第 10 南区役所

南区区ビジョンまちづくり計画に掲げる「農商工の連携が、新たな活力を生み出すまち」「大凧が舞い、獅子が跳ね、ル レクチェが実るまち」の実現に向けて、取組みを行っている。

10-1 南区ル レクチェブランディング事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,732,000	3,725,000	7,000	
特定財源	0	0	0	
合計	3,732,000	3,725,000	7,000	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

約 110 年前にフランス・オルレアンから南区の農家によって苗木が輸入され、現在では南区が一大生産地になっているル レクチェのストーリーを活かしたブランディングを行うことで、ル レクチェだけでなく産地である南区自体の知名度を向上させ、販売拡大だけでなく交流人口の拡大にもつなげ、南区独自の資源を生かして地域活性化を図る。

イ 内容

「ル レクチェの里帰り」と題し、ル レクチェの歴史・ストーリーをフランスのシェフ・メディアへ向けて発信し、首都圏や海外の知名度向上につなげる。また、生果以外でのル レクチェを活用した商品等を通じ、年間を通じたPRを行う。

ウ 効果

(ア) 日本橋の「ブリッジにいがた」において、ル レクチェのオリジナルメニューを提供、ル レクチェを店頭にて販売など首都圏向けのPR・販売会を実施した。

- (イ) 新潟大学と連携し、ル レクチエの保存期間を延長する研究を実施した。
- (ウ) 民間と協働したコラボメニューの展開として、ピエール・エルメ・ジャポンとのコラボを2回実施した。
- (エ) 「家庭画報」に「ピエール・エルメのフルーツ礼賛」を掲載、「月刊キャレル」に「ル レクチエ×ピエール・エルメパリ これから始まる物語」を掲載、NHK 関東、NHKWORLD にて特集を放映など、ル レクチエ認知度向上のためのPRを行った。

エ 課題

ル レクチエの収量が少なく、県外に出る量が多くないことが、ブランド化をするうえでの一つの障害となっている。また、ブランディングは抽象的で、目標設定が難しい。

(3) 所見

ア ル レクチエの県外や海外に向けたPRや保存期間延長の研究の取組みは行われているが、一方で収量の増加に関する取組みは特段見受けられなかった。ブランド化のためには、収量の増加も不可欠と思われるため、収量増加を目的とする取組みの実施も検討すべきである。

イ 【指摘 33】

見積書及び委託契約書に複数の不備が見受けられた。

パティシエとのコラボ企画や首都圏向けPR事業は、いずれも「南区まちづくりアドバイザー」が代表を務める会社との間で、一者随意契約により契約をしているが、見積書には「首都圏向けのPR一式」などの概要の記載のみであった。一者随意契約の場合は、金額の合理性を判断するため、交通経費等の内訳を記載できる点に関しては、より詳細な内訳を見積書に記載するよう求めるべきである。海外販路開拓の委託契約に関しては、事業関係書類に見積書の綴り漏れがあった。

首都圏向けPR事業に関する委託契約書、コラボ企画計画業務委託契約書

など一部の委託契約書において、検査の期間や委託料支払期限に関して、具体的な日付の記載がないもの（契約書案のまま「〇月〇日」となっているもの）が見受けられた。

第 11 西区役所

都市部と農村部が共存している西区の地域特性を活かし、都市と農村の交流事業を通じて農業と農作物の理解を深め、地域農業の振興に重点的に取り組んでいる。また、市内でも高位にある耕作放棄地の再生に取り組んでいる。

11-1 西区農地再生サポート事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	500,000	500,000	0	
特定財源	0	0	0	
合計	500,000	500,000	0	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

耕作放棄地の再生と西区振興作物の作付拡大を目指すことに加え、農地の飛砂対策を進める。

耕作放棄地を借り受け、耕作等を行う農業者に対し、新潟市西区農業振興協議会より支援を実施することで耕作放棄地の解消を図る。さらに、支援を実施することにより振興作物の規模拡大と飛砂防止対策を図る。

イ 経緯

西区に耕作放棄地が多かったため、平成 30 年度から耕作放棄地対策等として実施している。

ウ 内容

耕作放棄地対策費用として、新潟市西区農業振興協議会に負担金を交付する。

新潟市西区農業振興協議会は、新潟市耕作放棄地解消推進事業助成金申請者を対象に、①振興作物を作付けすることで 10a あたり最大 5 万円（定額）、②冬期間に緑肥等を作付けすることで 10a あたり最大 5 万円（定額）の助成

を行う。

エ 効果・課題

令和元年度は、対象面積 8,694 m²、対象者数 4 名であった。

現在では、西区は、市内で一番耕作放棄地の多い区ではなくなった（北区となったが、いずれも砂丘地が多いという不利な条件がある。）。

(3) 所見

監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

11-2 「食×農」体験プログラム実施事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,800,000	1,309,691	490,309	
特定財源	0	0	0	
合計	1,800,000	1,309,691	490,309	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

区内の小学校と連携して、児童を対象に地元食材や農業を学び体験する多様な機会を提供することで、子どもたちへの食育と地場農作物の消費拡大を推進する。

また、農を学ぶ場として農業体験教室を開催し、農への理解を深める。

イ 内容

区内の小学校から、「収穫体験」、「料理講座」、「生産者講話」の中から希望する講座を選択してもらい、小学3年生を対象に、授業の中で実施する。

区内各校栄養教諭・栄養士による連絡会議を開催し、学校給食における地場農産物の使用拡大に向けた検討など、連携して食育を推進する。

市民を対象にした農業体験教室（食と農の学校）を開催する。

ウ 効果

令和元年度は、「食と農の学校 入門コース」を6回実施した。また、収穫体験の参加児童数は905名（9校）、料理講座の参加児童数は307名（3校）であった。

(3) 所見

【意見 49】

生産者の生の声を聞く機会が増えるよう、実施方法の工夫を希望する。

教育連携事業のうち生産者講話は、令和元年度は実施されず、平成30年度は、収穫体験が参加児童数1,256人（14校）、料理講座が実施回数19回、参加児童数520人（8校）であるのに対し、生産者講話は実施回数3回、参加児童数164人（3校）であった。

小学校側は、収穫体験や料理講座など、児童が直接体験を行うことができる講座を選ぶ傾向があると思われるが、生産者の生の声を聞いてもらうことも重要である。今後も生産者講話の希望数が少ないままであれば、他のプログラムに短時間の生産者講話を組み合わせるなど実施方法を工夫されたい。

11-3 西区特産農産物 魅力発信ブランディング事業

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,360,000	3,010,038	349,962	
特定財源	0	0	0	
合計	3,360,000	3,010,038	349,962	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

西区の特産農作物の魅力を県内外に発信し、知名度向上とブランド化、消費拡大を推進する。また、農商工連携により、国のG I制度に登録された「くるさき茶豆」や食と花の銘産品である新潟砂丘さつまいも「いもジェンヌ」の高付加価値化に取り組む。

イ 内容

「くろさき茶豆」をはじめとする特産農作物の販売促進活動やイベント等を通じて、西区及び地場産農作物等の魅力を県内外へ発信する。

くろさき茶豆のPRを行うため、茶豆収穫時期に合わせ、くろさき地区内で茶豆を堪能できる「くろさき茶豆夏の陣」を開催する。

JAや地元商工会等で組織する「いもジェンヌ農商工連携協議会」の活動を通じて、いもジェンヌの生産と消費の拡大を推進する。

ウ 効果

平成29年4月にGI制度に登録された「くろさき茶豆」の収穫時期に合わせ、主に黒埼地区内で茶豆を堪能できる「くろさき茶豆 夏の陣」を開催し、くろさき茶豆のPRや消費拡大、生産地域の活性化を図った。

いもジェンヌ農商工連携協議会の活動を通して、補助金による生産者支援やフードメッセ新潟への出展、いもジェンヌまつりの開催などを実施した。

エ 課題

さつまいもは、収穫後に保管して熟成させる必要があるが、現在熟成のための保管庫に空きがほぼなくなっており、生産量増加の制約要因となっている。

くろさき茶豆はGI制度の出荷規格等に見合ったものでなければならず、ブランドの維持と生産量の増加の両立が必要となっている。なお、令和元年度に補助事業で整備された南区の枝豆選果場は、JAが違うことから利用できない（ブランド化されたくろさき茶豆は価格が高いため、枝豆が混ざること避ける必要もあるとのことである。）。アルバイトに人が集まりにくくなっており、オートメーションによる生産性の向上は今後の課題である。

(3) 所見

監査において、令和元年度の同事業に関する資料を閲覧したが、特段問題は認められなかった。

11-4 笑顔がいっぱい 西区 de マルシェ

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	3,112,000	2,391,122	720,878	
特定財源	0	150,000	-150,000	助成金
合計	3,112,000	2,541,122	570,878	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

都市と農村が融合している西区の特性を活かして、都市と農村、生産者と消費者との交流の場を提供し、地場農産物の地元消費拡大とPRを推進する。

イ 内容

すいか、茶豆、さつまいものそれぞれの収穫時期に合わせて農業まつり（すいかまつり、茶豆まつり、秋の収穫祭）を開催した。

西区新鮮あさ市を開催した。

ウ 効果

農作物の収穫時期の農業まつりと定期の新鮮あさ市を開催し、都市と農村の交流と西区産農作物のPRを図った。

(3) 所見

【指摘 34】

業務委託契約書の履行検査日が鉛筆で修正されたものがあった。

内部的に誤りを発見したために、指摘する意味で加筆したということであるが、誤りがあるのであれば、正式に契約書を訂正するべきである。

第 12 西蒲区役所

西蒲区では、農業の担い手にとって安定した農業経営の実現を目指し、新たな産地化に向けて選定した推進品目の試験栽培、試験販売を実施しブランド化を図ると共に、魅力ある美味しい農産物の食味体験などを通して、地場農産物への興味関心を深め、地元を誇りに思う気持ちの育成や、地産地消の推進に努めている。

12-1 新たな産地づくりプロジェクト

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	1,505,000	1,503,328	1,672	
特定財源	0	0	0	
合計	1,505,000	1,503,328	1,672	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

西蒲区は、水田面積が大きく、水稻単作農家が多い特徴がある。平成 30 年から、温暖化による栽培環境や消費・流通など、農業をめぐる様々な変化に対応し、将来の農業を担う新たな担い手にもうかる農業経営を残すため、新しい産地を作るコンセプトのもと、新たな農産物等の特産品開発を開始した。

イ 経緯

平成 30 年度 プロジェクトのスタート 対象農産物の選定等

令和元年度 「にしかん なないろ野菜」として珍しい野菜の販売ブランドを立ち上げ、販売を開始し、同年 9 月には商標登録の出願をした。

ウ 内容

令和元年度は、「にしかん なないろ野菜」のブランド化に注力し、商標登録、販売会議の開催、連携先直売所「越王の里」での販売開始、飲食業者との取引開始などを実施した。商標登録は、「なないろ野菜」ロゴ及びキャラク

ター絵柄を登録出願した。権利者は新潟市であり、商標登録は職員が実施している。

令和元年度は生産体制の確立を図り、令和2年度以降は本格的に産地化し、他区や市外への販路拡大を目指す。

「にしかん なないろ野菜」は、個々の農産物のロット数が小さく、区独自でフードメッセ出展などを通して販路開拓などを行っている状況にある。

エ 効果・課題

令和元年時点で、首都圏の取引先との取引を開始した例などあり、一定の効果が出ている。販売ブランド「にしかん なないろ野菜」の周知、農産物のロット数の増加・維持が課題と考えられる。

(3) 所見

ア 【指摘 35】

市の有する商標権の使用上の条件等が明確にされていない。

西蒲区が商標登録を行った「なないろ野菜」の商標の利用について、現在、新潟市と「にしかん なないろ野菜」の生産者で構成される「にしかん園芸作物生産協議会」の参加者であれば自由に使用することができる状況にある。商標権者は、新潟市であるが、使用上の条件等について規定は存在せず、新潟市と協議会との間の取り決めも存在しない。また、市の商標権の使用許諾などの定めについての取扱いが不十分であると考えられる。

確かに、「にしかん なないろ野菜」のブランド強化となないろ野菜の生産者拡大を図る上では、商標が比較的自由に利用できることが有益であることも否定できない。しかし、「にしかん なないろ野菜」とは、にしかん園芸作物生産協議会で選定される西蒲区内で栽培される珍しい野菜の総称であり、今後もその種類が増える可能性が高いことに鑑みるならば、商標の利用者及び商標が対象とする農作物が増加することも想定される。また、現在の西蒲区の構想では、生産者（協議会）が行政の助力なく独り立ちできた段階で、

生産者（協議会）に対して商標権の無償譲渡も検討しているとのことである。そうすると、当該商標の使用上の条件等について何らルールが存在しない現在の状況は適切とはいえず、新潟市の無形資産の適切な管理の観点から問題がある。

イ 【指摘 36】

法的意味づけの曖昧なまま、課長名による外部者との「覚書」が締結されていた。

西蒲区産業観光課、JA 越後中央巻営農センター、にしかん園芸作物生産協議会の 3 者により「新たな産地づくりプロジェクト」における試験栽培及び試験販売について「業務協力に関する覚書」が締結されており、西蒲区産業観光課課長名で記名押印がなされている（押印は課長個人の認印らしきものである。）。

同覚書の内容は漠然としたものであり、市に何らかの権利義務が発生することはないと考えられる。とはいえ、市を代表する立場ではない課長名で、内容によっては法的な権利義務が発生する可能性もある覚書等の書類を締結することは、市においてその可否の基準がないことをも踏まえると、基本的に適切ではないと思料する。

12-2 にしかん環境にやさしい農業実践～環境配慮型農業の実践～

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	決算額	不用額	備考
一般財源	995,000	875,841	119,159	
特定財源	0	0	0	
合計	995,000	875,841	119,159	

(2) 事業の概要

ア 趣旨・目的

農業生産活動と周辺環境の調和という課題に向き合っていくため、生産者有志による環境にやさしい農業実践団体が具体的な取組内容を検討している。

西蒲区内には畜産家が多いことによる臭気問題等への対応などの課題へ取り組んでいる。

イ 内容

分野別 4 部門で構成されている。

水田部門 : 地域と水田環境の保全

果樹部門 : 地域と果樹産地の調和と有機質資源の有効活用

令和元年度は無煙炭化器を導入し、剪定枝の炭化を推進するなどの活動がなされている。

畜産部門 : 地域と畜産経営の調和と畜舎の適正管理

園芸畑作部門 : 地域と園芸産地の調和と有機資源の適正管理

(3) 所見

特に指摘事項等はない。

第4部 監査の結果及び意見

第1 包括外部監査の結果

第3部「個別事業の監査結果」において、指摘及び意見を記載した事項は、以下のとおりである。

課・部署名	番号	事業名	種別	指摘/意見の要旨	頁
農林政策課	1-1	農業次世代人材投資事業	意見1	成果指標を設定して取り組むべきである。	47
	1-2	新規就農者確保・育成促進事業	意見2	成果指標を設定して取り組むべきである。	49
	1-3	農・福連携事業	指摘1	仕様書で定めた提出書類の納入漏れを看過している。	51
			指摘2	仕様書で定めた業務評価を行っていない。	51
			指摘3	委託料の積算が合理的に行われていない。	52
			意見3	障がい者への賃金の支払い実績を確認するべきである。	53
		意見4	成果指標を設定して取り組むべきである。	53	
	1-5	機構集積協力金事業	意見5	成果指標を設定して取り組むべきである。	57
	1-6	農地中間管理機構事業	指摘4	事業費の集計漏れによる委託料の請求漏れが発生している。	58
	1-10	利子補給金	指摘5	報告を受けるべき事項の報告漏れを看過している例が見受けられた。	64
			指摘6	融資機関による報告遅れを看過している例が散見された。	64
	1-11	農業共済組合等委託金	意見6	旧豊栄地区にも外部委託の範囲を拡大した場合のコスト面等に与える影響を検討する必要がある。	66
			意見7	外部委託先から提出された事業実施報告の内容を十分に検査する必要がある。	67
	1-12	各種農業団体等負担金	意見8	負担金の支出に見合う効果を市民に対して説明し得るようになる必要がある。	69
1-13	農業総務事務費	指摘7	農業総務事務費として処理される事業費の範囲が、区によって異なる例が散見された。	69	
1-14	農業用廃プラスチックリサイクル処理推進事業	指摘8	補助金の計算に誤りがあり、過大に補助金が交付されている例が見受けられた。	71	
		意見9	成果指標を設定して取り組むべきである。	72	

農林政策課	1-17	元気な農業応援事業	指摘9	実施要領に準拠しない計算方法で補助金額の算定が行われている例が散見された。	81
			指摘10	実績報告書の提出期限を超過して提出されている例が散見された。	83
			指摘11	事業計画書や実績報告書の審査過程に不備がある例が散見された。	83
			指摘12	補助事業の取組主体が補助事業を遂行するための請負契約締結に際しての競争性の確認が不十分な事例がみられた。	84
			意見10	補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。	88
			意見11	事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とすべきである。	89
			意見12	成果指標を設定して取り組むべきである。	89
	1-20	環境と人にやさしい農業支援事業	指摘13	補助金の計算に誤りがあり、過大に補助金が交付されている例が見受けられた。	93
			指摘14	補助事業実績報告書に補助事業にかかる請求書の写しのみが添付され、支払の事実が確認できないまま、補助金が交付されたものが散見された。	94
			意見13	補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。	95
			意見14	事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とすべきである。	96
			意見15	成果指標を設定して取り組むべきである。	96
	1-21	環境保全型農業直接支払交付金事業	意見16	成果指標を設定して取り組むべきである。	98
	1-23	新潟県農林水産業総合振興事業	指摘15	実績報告書の提出期限を超過して提出されている例が散見された。	100
			意見17	成果指標を設定して取り組むべきである。	101
	1-24	強い農業づくり交付金事業	指摘16	補助事業の取組主体が補助事業を遂行するための請負契約締結に際しての競争性の確認が不十分な事例がみられた。	102
	1-25	その他	指摘17	情報セキュリティ対策基準に準拠した情報資産の管理が行われていない。	103
			指摘18	備品管理簿に記載されている備品が実在せず、備品の処分時に必要となる決裁手続もとられていない例が1件発見された。	104
			意見18	歳出科目の「目」の区分は、市民から見ても事業や組織との関連が理解し易いものとなるように分類、整理することが望ましい。	105
意見19			文書を受領した際に、文書管理システムによる登録を行った場合には必要のない收受印の押印はしないことが望ましい。	105	

農業活性化研究センター	2-1	6次産業化サポート事業	指摘19	補助金申請書の訂正方法が不適切な例が見受けられた。	108
			指摘20	補助金申請書の添付書類の不備が看過されていた例が見受けられた。	108
			意見20	相談内訳の統計をとることが望ましい。	108
	2-5	農業活性化研究センター研究費	指摘21	契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。	113
	2-6	農産物高付加価値化推進事業	指摘22	契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。	115
農村整備・水産課	3-1	地籍調査事業	意見21	地籍調査事業の所管は、他の土地政策との関係も踏まえて再検討されたい。	117
	3-6	田んぼダム利活用促進事業	意見22	契約における競争性の確保に留意すべき事例が見受けられたので、契約方法の見直しを検討するべきである。	121
	3-22	水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金	意見23	管理運営費の負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。	137
			意見24	役割を終えた市が関与する任意団体については、適時に解散等の適切な措置がとられるべきである。	138
	3-24	多面的機能支払交付金事業	意見25	活動団体からの実施状況報告書等の記載については、用途の適切性を含めて十分に精査されたい。	142
			意見26	交付金の支給要件について、チェック漏れがないような方法が検討されるべきである。	143
	3-25	田園環境保全事業	指摘23	個別事業の事業費として、汎用的な備品を導入している。	145
	3-26	環境用水利活用促進事業	指摘24	入札通知書で求める代理人の「署名」がなされていない委任状が散見された。	146
			意見27	契約における競争性の確保に留意すべき事例が見受けられたので、契約方法の見直しを検討するべきである。	146
			意見28	入札予定価格の記載のある起案用紙の取扱いについて、漏えい等が生じない適切な方法を検討されたい。	147
	3-27	用排水浄化対策事業	指摘25	河川管理者である県に対して、事業費の一部を寄附金として支払う形式は、負担金を禁止した河川法の趣旨との関係において、その妥当性に疑問がある。	149
			意見29	負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。	151
	中央卸売市場	—	—	指摘26	施設使用料等を延滞した事業者に対する具体的な対応基準が設けられていないほか、債権回収のスタンスにやや問題がある事例が見受けられた。
—		—	意見30	新潟市中央卸売市場における取扱金額・取扱量の減少傾向に歯止めをかけるために、「スマートフードチェーン」構築の流れにキャッチアップできるよう情報収集と積極的な投資を行うことを検討されたい。	166

ニューフードバレー特区課	5-2	<NFV特区課>農産物輸出促進事業	意見31	食と花の推進課が中国への米輸出事業を所管するにあたり、農産物の輸出全般を所管する経済部産業政策課海外ビジネス推進室との綿密な連携を期待する。	171
	5-3	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金	意見32	市が損失補償リスクを負担してまで農業事業者の資金調達円滑化を図ることの政策的合理性については、さらに慎重な検討を求めたい。	174
	5-4	国家戦略特区推進事業	意見33	エリアマネジメント事業の所管については、見直しを検討されたい。	176
	5-5	新潟市健幸づくり応援食品認定事業	意見34	本制度を消費者や事業者に広く受け入れられる制度に育てられるのか、改めて検証がなされるべきである。	178
	5-7	ニューフードバレー特区課全般	意見35	事業の統廃合を含め、中長期的視点での組織体制の構築がなされることを期待する。	180
食と花の推進課	6-1	地産外商推進事業	意見36	事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。	183
	6-2	食文化創造都市推進事業	指摘27	一者随意契約の要件を充たすことの十分な理由の説明のないまま、一者随意契約がなされていた事例が見受けられた。	186
			意見37	投資効果を明確にするため、ターゲットや成果指標を明確にした事業構築がなされるべきである。	190
			指摘28	公募型プロポーザル方式による委託予定上限額の算出根拠の資料について、事業関係書類に綴られていなかった。	191
			意見38	利用が低調であるため、制度周知に加えて、補助率(上限額)や研修計画策定・実施までのスキームについても、再検討されたい。	192
	6-3	新潟の食と花のPR事業	指摘29	ロゴマークやキャラクター等の無形資産について、台帳による一元管理等の適切な管理がなされていない。	195
			意見39	食と花の銘産品の認知率や事業による成約件数を把握したうえで、適切な成果指標が設定されるべきである。	195
	6-5	新潟発わくわく教育ファーム推進事業	意見40	教育ファーム取組み小学校割合を維持しつつ、食農教育の推進についての新たな指標の設定を検討されたい。	199
	6-6	地場産学校給食推進事業	意見41	今後の事業のあり方について、具体的な検討がなされるべきである。	201
6-7	食育推進計画推進事業	意見42	キャラクターの活用については、マーケティングの専門家からの助言を得るなどして、十分な効果を挙げられるような方策を検討されたい。	203	

食と花の推進課	6-10	3施設管理運営	指摘30	貼付すべき備品シールが全ての備品に貼られていないなど、備品管理が行き届いていない。	212
			意見43	指定管理者候補が1者しか現れない現状に照らすと、次の募集に際しては、地域要件の設定のあり方について再度検討されたい。	212
			意見44	消費税の税率変更があった際は、指定管理料だけでなく、施設の利用料金についても上限変更等の適切な転嫁対策措置がなされるべきである。	214
	6-11	食と花の推進課全般	指摘31	一者随意契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることの可能性を十分に検討したか否か疑問が残るものが散見された。	215
			意見45	事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。	216
	北区役所	7-1	「次世代農業」推進事業	意見46	さつまいもの生産量増加に向けた取組みを行っていく必要がある。
秋葉区役所	9-1	アキハもち麦プロジェクト推進事業	意見47	ブランド化に向けて作付面積等の目標指標も設けていくべきである。	227
	9-2	アキハ花一番PR事業	意見48	広告掲載料を抑えるための工夫を検討されたい。	229
	9-3	アキハ稲架木(はさぎ)LOVERSプロジェクト推進事業	指摘32	一者随意契約において、総額のみを見積書で内訳の記載がなされたものを徴取していない。	230
南区役所	10-1	南区ルレクチエブランディング事業	指摘33	見積書及び委託契約書に複数の不備が見受けられた。	233
西区役所	11-2	「食×農」体験プログラム実施事業	意見49	生産者の生の声を聞く機会が増えるよう、実施方法の工夫を希望する。	237
	11-4	笑顔がいっぱい 西区deマルシェ	指摘34	業務委託契約書の履行検査日が鉛筆で修正されたものがあつた。	239
西蒲区役所	12-1	新たな産地づくりプロジェクト	指摘35	市の有する商標権の使用上の条件等が明確にされていない。	241
			指摘36	法的意味づけの曖昧なまま、課長名による外部者との「覚書」が締結されていた。	242

第2 総括的意見

本報告書のまとめとして、今回の包括外部監査を通じて得た知見に基づき、総括的な意見として、新潟市の農業政策に関して今後の検討課題であると考える点を以下に記すこととする。

1 「もうかる農業」の実現プロセスを示すこと

新潟市は、「もうかる農業」の実現を目指している。

具体的な目標水準は、地域の他産業従事者並みの年間所得（400万円程度）、年間労働時間（1,800時間～2,000時間程度）である（新潟市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」参照）。

上記「基本的な構想」には、新潟市における営農類型として19類型が示されているが、米単作のものはない（ちなみに、新潟県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」には平場の米単作〔水稲＋加工用米〕で従事者2人、経営面積15haで所得目標900万円というモデルが示されている。）。

すなわち、「もうかる農業」にいう所得目標を達成するためには、大規模化・高効率化した稲作経営か、園芸作物への転換又は稲作と園芸等の複合経営が主に想定されているのである。問題は、そのような経営を志向したとして、農地、労働力、機械設備、資金、営農技術、経営知識等の充足すべき多くの前提条件（ハードル）がある中で、その実現のためのプロセスがイメージしにくいことである（各事業が各課題解決のために実施されていることは承知している。）。

「もうかる農業」を標榜するのであれば、市の基本構想においても、最終的な経営形態だけではなく、そこまでのプロセスを、現実に即して分かりやすく示すことが求められているのではないかと考える次第である。

2 「経営者」と「従業者」の分業を意識した担い手政策であること

農業の担い手確保については、独立・自営の農家の育成とともに、法人等の組織的経営体の経営者育成と従事者の就職支援に重点を置くことが有効と思われる。

わが国においては、農家は個人が所有する農地で行うという観念が強かったが、その要因は、戦後の農地改革で実現された「自作農主義」（耕作者自らが農地を所有することを最も適当であるとする考え方）によって、農地が細分化され、農地の所有及び利用が厳しく規制されていたことにある。「自作農主義」は、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により方針転換され、農地の「所有」よりも「利用」を重視した法体系となった。規制緩和を受けて、法人等の組織的経営体による農業経営が拡大しつつあるが、農業に不可欠な農地は、あくまで財産権が保証された各自の財産であり、その利用集積のための取組みも未だ道半ばである。

親族からの承継の場合は別として、新規に農業を独立・自営で営むことは、農地、労働力、機械設備、資金、営農技術、経営知識等の多くの前提条件を充足する必要があるばかりか、気象条件や病虫害の発生、市場価格の変動等の非常に多くの経営リスクを考えると容易に選択できるものではない。その意味で、就農希望者にとって、法人等の組織的経営体に就職することが現実的な選択肢といえる。

その点で、市の独自事業である新規就農者確保・育成促進事業は、新規就農者を雇用し、必要な技術・知識を指導・提供する農業法人等に対し、研修費の一部を助成するものであり、拡充が期待される。さらに、労働力確保が困難になっている現状からすると、パート・アルバイト従事者に対する助成等も検討されてよい。

他方、受け皿となるべき法人等組織的経営体の「経営人材の育成」という観点は、これまで乏しかったように思われる（県や JA の指導員は、営農指導の側面が強いとの声も聞こえる。）。もとより経営人材の育成に行政がどう関与できるのか、という課題はあるものの、担い手確保の観点からも重要なテーマである。その意味で、これまで以上に、組織的経営体の経営者の声を聞くことが求められている。

* 農政に対するアンケート調査

ダイヤモンド社の発行する「週刊ダイヤモンド」は、毎年、農業の特集記事を掲載しているが、2020年3月21日号「儲かる農業」の特集記事に「自治体行政マン・農政課必見！伸びる県・沈む県ランキング」という記事が掲載された。同記事は、同誌編集部が実施した全国の「担い手農家アンケート」（有効回答数1,661人、平均年齢55.9歳、経営面積36.6ha、JA出荷割合46.1%、農業所得593万円）における農業振興への満足度調査をもとにしたものであり、新潟県は47都道府県中23位ということであった。

同誌には、市町村については、ベスト8しか掲載されていなかったが、監査人が同誌編集部に依頼して非開示部分について特別に開示していただいたところ、新潟市は「28自治体中25位」ということであった。新潟市についての回答数は9人であり、その回答者の多くは「水田&畑作」「水田&果樹」「水田&野菜」で平均面積は20.6haであった。この調査は、回答者の母数が少なく、コメントをとっておらず回答の理由も不明である。市として、より適切な方法で農政に対するアンケート調査を実施してはどうであろうか。

3 補助金事務の「デジタル化」を進めること

農林水産部（とりわけ農林政策課と農村整備・水産課）においては、補助金・交付金（以下「補助金等」という。）の交付事務が業務の相当部分を占めている。

政策手段として、農業のあらゆるライフステージ（新規参入、水利施設・ほ場等のインフラ整備、設備・機械等の整備、米の生産調整・転作、6次産業化、農村の多面的機能維持、退出に伴う農地集約等）で補助金等が交付されていることは、農業分野の特徴的なところである。そして、同一の農業経営体が複数年にわたり国・県・市の多様な補助金等の交付を受けているという実情がある。

ところが、新潟市は、いつ、どのような補助金等の交付を受けたかという実績を一覧できるような農業経営体ごとのデータを保有していない（もっとも、補助金申請書類の中には、設備・機械等の保有状況とそれらについて市の補助制度の利用の有無を記載させるという添付資料を求めるものはあった。）。

確かに、各補助金等の交付事務において、交付要件の確認のために農業経営体ごとの実績データは必ずしも必要ではないのかもしれない。しかし、補助金等の交付ができるのは、あくまで「公益上必要がある場合」に限られる（地方自治法232条の2）。継続的な農業の実現のために多額の公金を支出している以上、その成果を統計的に把握しうるためのデータ整備は、政策の有効性・効率性を検証するためにも有用である。なお、補助金等で整備した建物・設備・機械等については耐用年数を考慮した処分制限期間が設けられているが、補助条件に違反した処分等がなされていないかを定期的に確認するような仕組みはないということである。その確認用にも農業経営体ごとのデータは有用であると思われる。

また、補助金申請の手続は基本的に紙ベースであり、市の担当者において、申請書及び添付資料について、市の保有する認定農業者台帳（エクセルベース）や農業委員会の保有する新農地基本台帳システム（農地農家台帳・地理情報システム）の情報も活用しながら、それらと突合する等してチェック作業を行い、補助金ごとの情報管理も概ねエクセルベースで行われているようである。

今後の課題として、申請事務については、農業者の負担軽減の見地から、同じような情報を何度も記載・入力しないで済むようにデジタル化が推進されることが望まれる（その際、アグリノート等の営農支援ツールとの連動にも配慮されるべきである。）。市の補助金事務の管理においても、補助金等の頻繁な制度変更にも耐えられる汎用的なシステムの確立が望まれる。また、現地確認のためのドローン活用の実証試験が開始されているが、本格導入が期待される。いずれも、政府全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の流れとも関連するものであり、簡単に実現できるものではないが、事務の効率化という意味で期待したい。

4 「マーケットイン農業」のための情報収集・分析機関を目指すこと

これまでの農業は、各生産者による「よいものを作れば売れる」という発想に

基づく生産がなされる「プロダクトアウト」の傾向が強かったと言われている。

しかし、「もうかる農業」を実現するには、消費者ニーズそのもの、またはそれに精通した実需者（仲卸・小売等のバイヤー）の情報から逆算して生産計画を立てるという「マーケットイン」の考え方による農業である必要がある。その戦略立案の主体となるのは、いうまでもなく、個々の農業経営体や集合体としての農家組合・JA等である。

新潟市は、そうした戦略の立案・実行を支援する立場ということになるが、現状において、マーケットインの取組支援を強化するためのインフラを備えているという強みがある。まず、消費者や実需者のニーズについての情報を収集・分析するための部隊として、食と花の推進課や中央卸売市場がある。また、新潟の気候・土壌等に即したマーケットをにらんだ育種・栽培技術の確立のための研究機関として、農業活性化研究センターを有している。各区役所においても、地域独自のブランド化のための取組みを行っている。

「新潟市 食と花の銘産品」については、首都圏における知名度が決して高くないのが現状である。ブランド化のためのまとまった生産量の確保が難しいというのも概ね共通した課題といえる。同じブランド化でも、「地産地消・インバウンド」「全国化・アウトバウンド」「輸出」という各路線がありうる。「マーケットイン」の農業を支援するために、マーケティングの専門家や卸売・仲卸業者等の持つ情報や知見を活用しつつ、目標を明確にすることが望まれる。

5 事業の「成果」を追求すること

個別事業の監査において、各事業の成果指標がないことについて、繰り返し、意見として記した。

監査人が、成果指標の設定を求めるのは、それが曖昧である限り、事業による成果の評価ができない結果、事業の継続・廃止の判断や改善に結びつけられないからである。成果に結びつかない事業を継続することは、予算や人的資源の浪費

以外の何ものでもない。

経営学者のピーター・ドラッカーは、「公的機関に欠けているものは、成果である」と言っているが、そこにおいては、顧客から成果に対して支払いを受ける企業とは異なって、予算によって支払を受ける公的機関においては、予算の獲得が成果とみなされ、成果という言葉の通常の意味である「市場や社会への貢献」は二義的となりがちであることが含意されている。この点、契約における競争性や見積内容に対する意識不足が散見されたことは、「いくらかけて、どういう成果を達成するのか」という費用対効果の意識が希薄であることにも一因がありそうである。

新潟市は、「新潟市農業構想」において、現在 13 の数値指標を設定しているが、数値指標があるものについては、その達成状況が意識され、達成のための施策の検討に結びつくという効果が生じている。また、新潟市は、各補助金について「終期」を設けて、継続の適否を判断するための評価シートを Web 上で公表しているが、その評価欄にも「目標は数値化されているか」「目標は補助金の成果を検証しやすい設定か」というチェック項目が設けられている。今後は、チェック項目が全て「○」になるような「成果」重視の取組みを期待したい。

農林水産部は、毎年、充実した内容の「新潟市の農林水産業」を Web サイトで公表している。また、市報やテレビの広報番組で農業政策について市民に紹介する取組みもなされている。こうした取組みは、今後も継続していただきたい。

以上